

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1132 1435	E 2	安永9年9月 (1780年)・子		小作内検見帳	○なし ●なし	標題の外に、天明元年、2、3、4、5年の、それぞれの小作内検見帳を一括綴込んでいる。その記載方法は、「9月、新米1俵半 天神前 弥左衛門」という記載方法で列挙する。	蔵分	原本	縦帳 の綴り	1		
1133 1767	E 2	文化元年7月 (1804年)・子		添書之事	○下湯日村百姓代：七左衛門・甚五郎 ●上湯日村：三郎左衛門	この度村方未進によりその取り立てを任された。それで未進の面々より調べ立てその結果を提出するので受け取って貰いたい、として、借主源左衛門の中田5畝2歩と中田1反歩の散田米7俵半を挙げている。	蔵分 紙破損あり。	原本	状	1		
1134 1202	E 2	天保8年2月 (1837年)・酉		高反別散田扣帳	○なし ●なし	各小字毎に反別と散田米を列挙し、最後に反別合1町2反5畝10歩。散田米合31俵1斗9升納めとある。	蔵分	原本	横	1		
1135 746	E 2	天保9年12月 (1838年)・戌		借用申一札之事	○下湯日村：甚右衛門、証人：又兵衛 ●上湯日村：三郎一	米2俵、これは当亥年の上納米の分として借用したもの。その理由は、私は貴方の小作人で、谷田川の坪10俵納めの所を耕作しているが、今年は不作で止むなく2俵を借用したもの。利息は来年の6月より1割半を加え亥年10月迄に清算する。	虫喰いあり	原本	状	1	○	82
1136 468	E 2	嘉永6年正月 (1853年)・丑		差上申一札之事	○西深谷村当人：六左衛門、組頭：民吉 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	中畑3口、分米合計：1石4斗4升7合・取米合計：2斗2升7合2勺2才、この米俵計16俵4斗1升4合の畑地(天保5年より嘉永6年迄20ヶ年分)畑方に付いては全く引き方該当しない土地であったので、すでに提出した分を代金(11兩)にて差し戻すことにする、その為の一札。		原本	状	1	○	82
1137 1927	E 2	安政2年8月 (1855年)・卯		一札之事 (紙背文書)	○上湯日村地主：三郎左衛門 ●切山村田地世話人：重三郎・市右衛門	散田米46俵2斗1升、これは金谷の文右衛門方へ渡した田地で、貴方が下作して納めた米であるが、この内、文右衛門方へは30俵、蔵米13俵は川崎津出分とし、3俵2斗余は私方の分として処置された。	蔵分 表文書は「小作散田覚」で、散田米列挙。	原本	状	1	○	82
1138 1666	E 2	安政2年8月 (1855年)・卯		田地散田小作名前帳 三郎左衛門	○なし ●なし	「松木下 散田2俵2斗1升 作人文右衛門 内 蔵米1俵」・・・と小字毎に列挙し、総計米42俵4斗、これより掛川藩領、石ヶ谷領の年貢、入用見込みを記載する。	蔵分	原本	横	1		
1139 457	E 2	安政2年9月 (1855年)・卯		差出申一札之事	○上湯日村当人：久作、証人：伊右衛門 ●同村：瀧 三郎左衛門	下田3畝20歩(鎌塚天神前)借用、この為年々銭400文上納するものとする。これは私弟勝蔵病身者の為、渡世のためにお願いして借り受けたもの。		原本	状	1	○	82
1140 1681	E 2	安政2年12月 (1855年)		卯小作取調差引扣帳 瀧 三郎左衛門	○なし ●なし	記載例：「次郎右衛門 初倉田：米5俵 石田川向：米6斗 向新田：6斗、坂下：米4俵2斗1升、計12俵5升、内落米3俵入」というように、小作一人ひとりについて書付ける。最後に総計として、違作分、年貢諸役分を除き、残り米55俵3斗2升6合5勺と金52兩・19貫551文とある。	蔵分	原本	横	1		
1141 1749	E 2	なし 10月18日 ・戌		なし	○下湯日村上・下組会所 ●上湯日村：三郎一	成年の納：計25俵、外に、未年川成高延納分：1升3合7勺5才。それぞれ小作人が年貢米を納めた分、その名前と領収印をもらいたい、というもの。	蔵分	原本	状	1		

E-3 諸産業-入会

1142 403	E 3	元文5年正月 (1740年)・申		乍恐書付を以願上候御事	○本多越中守領分・上湯日村庄屋・組頭・百姓代、石谷十蔵知行・上湯日村庄屋・組頭・百姓代、宮城主殿知行所・下湯日村庄屋組頭・百姓代 ●大草太郎左衛門	上湯日村・下湯日村入会原地芝間を、新たに開発したいとする希望者が出た。その為御検分を願ひ、我が案内をした。そしてこの地は新開発しても支障はないかと尋ねられた。この地は山役上納の上、株刈り場として利用して来た所なので4分の1は新開発を認め、残りは従来通り山役上納、株刈り場として残したいと願出たもの。		原本	状	1	○	82
1143 405	E 3	元文5年正月 (1740年)・申		乍恐口上書を以奉願候御事(扣)	○上湯日村庄屋：三郎兵衛、組頭：仁右衛門・伝六、百姓代：平兵衛 ●御奉行所	原地を新規に開発したいとの願が出た。それで去る冬、大塚右衛門様が検地することになり案内した。この場所は宮城主殿知行所下湯日村。石谷十蔵知行上湯日村分地並に御領分上湯日村の3ヶ村の原入会で年貢米上納株刈場でもあるので案内した次第。この原地が新開発地となれば三ヶ村の株場なくなる。4分1を新開発場とする話もあるがいずれ百姓が継続するだろう。江戸奉行所に訴えると多大な出費となるのでどうか従来通り株場のままにしておくことを願ひ。	通し番号1142と関連	原本	状	1	○	82

1144 316	E 3	宝暦7年6月 (1757年)・丑	取替申一札之事	○宮城主殿知行所下湯日村庄屋：又兵衛、組頭：権八・又右衛門 百姓代：源左衛門 城東部比木村・佐倉村、榛原郡岡田村・下吉田村の庄屋の奥書あり ●太田撰津守領分・上湯日村庄屋、組頭中	下湯日は馬草刈場として上湯日村の草刈場を利用していた。このことで60年以前、定納米6俵を上湯日に提出する取り決めがあったが、今迄上納したことはない。上湯日は当年よりこの定納米を提出せよという。色々揉めた挙げ句、岡田・下吉田・比木・佐倉の村々庄屋の仲介で従来通りと決まる。又上・下湯日両村の畝を守る土堰も新築して境界を明確にし、秣場内で畑開発はしないことと決まる		原本	状	1	○	82
1145 387	E 3	天保5年2月 (1834年)・午	一札之事	○駿州嶋田宿内南裏札頭：四郎三・権左衛門、下嶋札頭：久七、はら坪北頭：長左衛門、御請新田札頭：定右衛門 ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	1、山札1枚に付き年貢米5升宛、年々納入する。2、取り札を紛失した場合は過料として銭1貫文を納める。以上、古来より御定め通り、この札取りの者に徹底させることを約す。		原本	状	1	○	82
1146 382	E 3	天保5年2月 (1834年)・午	覚	○なし ●なし	・山札12枚：御請新田の定右衛門、午2月晦日請取、・同8枚：はら坪の長左衛門、午2月晦日請取、・同20枚：下嶋の久七、午2月晦日請取、・同45枚：南裏の四郎三、権左衛門、午2月晦日請取、とある。		原本	状	1		
1147 399	E 3	天保6年2月 (1635年)・未	秣山取札請書之事	○岡田村札親：権右衛門 ●上湯日村御山本：三郎一	山本の瀧三郎一が古来より定めた次の条々を厳守することを約す。 ①馬札1枚に付き年貢米1斗5升、但し1疋1人鎌刈り、②歩行札1枚に付き年貢米7升5合、1人鎌刈り、③札年貢は12月10日迄山本方に納める、④柴草新刈りは野地秣場のみとし古林進入は禁止、⑤取札紛失の場合、捨札1枚に付き過料1貫文、札親給米は札1枚に付き1割引きとする。		原本	状	1	○	82
1148 381	E 3	天保6年3月13日 (1835年)・未	覚	○岡田村札世話人：権右衛門 ●上湯日村御山本：三郎一	馬札2枚の請取状	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1149 378	E 3	天保6年3月 (1835年)・未	覚	○与五郎新田：文次郎 ●上湯日村：三郎一	馬札2枚の請取状	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1150 380	E 3	天保6年6月11日 (1835年)・未	覚	○岡田村札世話人：権右衛門 ●上湯日村御山本：三郎一	馬札1枚の請取状	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1151 386	E 3	天保7年正月 (1836年)・申	秣場取札請事之事	○駿州嶋田宿内下嶋組札世話役：仁右衛門、同組惣代証人：源右衛門、※天保15年辰4月、世話人久七へ戻る ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	内容は通し番号1147(①を除く、また②の7升5合が5升到変化)に同じ。		原本	状	1	○	82
1152 395	E 3	天保7年正月 (1836年)・申	差出申一札之事	○駿州嶋田宿の内下嶋組札世話人：仁右衛門、同組惣代証人：源右衛門、※天保15年辰4月札世話人久七へ戻る ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	上湯日村の秣山札は古来より当組百姓が取れし、年貢を納め、秣刈り取りして来た。その札世話役は久七であるが、この者その休役したいということで、その代わりに私仁右衛門が勤めることになる。このこと承認願いたい。		原本	状	1	○	82
1153 383	E 3	天保7年2月3日 (1836年)・申	覚 秣札14枚下嶋分	○嶋田宿内下嶋組札親：仁右衛門、同組請人：源右衛門 ●上湯日村御山本：瀧 三郎一	歩行札14枚、これは秣札として受け取る。		原本	状	1	○	82
1154 384	E 3	天保12年正月 (1841年)・丑	秣札請書之事	○駿州嶋田宿内はら坪組秣世話役：長助、同所惣代証人長左衛門 ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	内容は通し番号1151に同じ。		原本	状	1	○	82
1155 371	E 3	天保12年正月 (1841年)・丑	差出申一札之事	○駿州嶋田宿内はら坪組秣世話人：長助、惣代証人長左衛門 ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	上湯日村方の秣山札の内において、嶋田の百姓が銘々取れし年貢を定納して来たが、この世話役の長左衛門が故あって休役を申し出る。それで相談の結果貴殿の了解を得てこの長助が替わりを勤めることとなる。その為の一札。		原本	状	1	○	
1156 372	E 3	弘化2年3月14日 (1845年)・巳	覚	○嶋田 南、四郎三 ●瀧 三郎一	山札38枚の請取状。		原本	状	1		
1157 373	E 3	(弘化2年)3月29日 (1845年)・巳	覚	○はら坪：清助 ●上湯日村：三郎一	歩行札7枚の請取状	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1158 385	E 3	弘化2年3月 (1845年)・巳	秣札請書之事	○駿州嶋田宿内はら坪組秣世話役：清助、惣代証人：長代 ●遠州榛原郡上湯日村御山本：三郎一	内容は通し番号1154に同じ。		原本	状	1	○	82

1159 374	E 3	(弘化2年)4月1日 (1845年)・巳	覚	○下湯日村:久七 ●上湯日村:瀧 三郎一	歩行山札27枚の請取状。		原本	状	1		
1160 406	E 3	嘉永2年8月 (1849年)・酉	差上申一札之事	○上湯日村:藤兵衛、外20名連印 ●御役人中	当村小前の者で鎌塚川原に所持地のない者から、この所の起返を申し出たが、訳を話して取り下げてもらった。私等自身においてもこの場所で、持ち地の外に余分に起返した土地は一切所持していないことを約す。		原本	状	1	○	82
1161 1248	E 3	嘉永7年9月 (1854年)・寅	寅山札取立帳 山主:瀧三郎左衛門	○上湯日村山主:瀧 三郎左衛門 ●なし	馬札とその持主を列挙する。馬札合:33枚、その人数11名、その居住地としては大柳、井口、北河原、与五郎新田、青柳、大日村が見える。歩行札114枚となっている。	蔵分	原本	横	1	○	82
1162 379	E 3	なし 正月5日 ・丑	覚	○はら坪:長助 ●湯日村:瀧 三郎一	歩行役8枚の請取状。	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1163 604	E 3	なし 8月 ・巳	一札之事	○金谷八軒や:清十 ●鎌塚村:藤兵衛	鎌塚前の茅1ヶ所、地払地としたことに相違ない、と伝える。		原本	状	1		
1164 376	E 3	なし 3月12日 ・未	覚	○大柳新田:与一右衛門 ●上湯日村:瀧 三郎一	馬札12枚、これ「御使」より受け取る。	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1165 375	E 3	なし 3月13日 ・未	(覚)	○井口村:小左衛門 ●上湯日村:三郎一	午(馬)札3枚の請取状。	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		
1166 377	E 3	なし 3月13日 ・未	口上	○北川原:惣吉 ●上湯日村:三郎一	午(馬)札7枚の請取状。	秣場を記した文書内にあり	原本	状	1		

E-4 諸産業-林業

1167 391	E 4	元禄6年5月12日 (1693年)・酉	請取申 申(さる)御年貢之事	○紀伊国屋:徳兵衛 ●上湯日村庄屋:三郎兵衛	米83俵(1俵3斗7升入り)、これを5月11・12日と2度に分けて受け取る。この米は駿州井川山の御用木山出袖の日雇い、飯米として買受けたもの。この勘定はこの手形をもって行なう。		原本	状	1	○	82
1168 368	E 4	元禄10年12月28日 (1697年)・丑	請取申 丑ノ御年貢米之事	○紀伊国屋徳兵衛 ●上湯日村庄屋:三郎兵衛	米合計182俵3斗5升(但し1俵に付き3斗7升入り)、これを丑年12月11日より同12月21日にかけて4回に分けて受け取る。この米は駿州井川山の御用木の山方袖の日雇いの飯米として買い上げたもの。支払いは手形で勘定する(金額の記載なし)。		原本	状	1	○	82
1169 363	E 4	享保9年11月8日 (1724年)・辰	覚	○石丸元右衛門、大瀧伊兵衛、東条次郎太夫、石井恵左衛門 ●上湯日村:伝六	上湯日村の御林の内、新林という所の立ち木(松)大小1691本の伐採を、願出の通り許可する。その為の代金50両を受取った。		原本	状	1	○	82
1170 349	E 4	宝暦4年3月 (1754年)・戌	一札之事	○下吉田村:藤兵衛 ●上湯日村:三郎左衛門、藤兵衛、仙右衛門	鎌塚山の御林にて木を取った分を川下げしたい。御林木川流しは山仕舞まで流すとしたからには、当年中金子を金1分急度差し出す。		原本	状	1	○	82
1171 1300	E 4	宝暦6年 (1756年)	遠州榎原部千頭御林人御用木伐出願 御吟味に付相減候御入用積書	○遠州榎原部上湯日村證人:三郎左衛門、外4名(虫喰い欠) ●御役所	(虫喰い、紙の変質、ハリツキにて開閉不能、解説できず)。	蔵分	原本	縦	1		
1172 1395	E 4	宝暦7年3月 (1757年)・丑	江戸御吟味留書 唐沢願書也	○千頭伐出願人・惣代:代助 ●大草太郎左衛門	千頭山の御林より材木伐出し、大井川渡瀬の件に付き訴えた文書。本紙虫喰いが烈しく、紙は変色、ボロボロで開閉不能の部分が多い。	蔵分 欠字多く開閉不能	原本	縦	1		
1173 614	E 4	(宝暦7)10月 (1757年)・丑	乍恐書付を以奉申上候	○天野助治郎御代官所信州高井郡中野村:源助 千頭御請負人惣代代助の奥書あり ●岩出伊右衛門様御役所	遠州榎原部千頭の御林から御用木を雑樺木を仕出し積み出すということで、遠州や信州の者がその請負を任せられたことであるが、私もこの請負仲間に加わり金主御用等を勤めたく、この件お願いする。		原本	状	1	○	82
1174 617	E 4	宝暦7年12月 (1757年)・丑	相定申證文之事	○銀次郎、代助、藤十郎、三郎左衛門 ●信州高井郡中野村:源助	遠州榎原部千頭の御林から材木5万本伐出し、御蔵納めに付いては雑樺木15万挺を割出し遠州浜で割増を以て貰い受けの積もりとする。この方法で当丑から巳年迄5年賦とし山入りすることになる。そこで金主となる貴方に、取決しておかぬばならぬことを七ヶ条にして具体的に提示する。	長さ99cm	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1175 607	E 4	宝暦8年8月 (1758年)・寅		雑榑木下請負證文之事	○信州伊那郡和田村請負人:喜助、證人・同国同郡同村:新蔵 ●千頭山御請負人中	千頭山の御林より材木・雑榑木の伐出請負に付き、木のサイズと代銀を示し、伐出しの約束事を箇条書きにしている。その内、木の長さ、下請値段を示せば次の通り、長さ6尺5寸:代銀2匁3分、長さ5尺5寸:代銀1匁8分、長さ4尺5寸:代銀1匁5分。	2枚綴り。	原本	状	1	○	82
1176 612	E 4	(宝暦8年)9月 (1758年)・寅		借用申金子之事	○千頭御材木請負人:源左衛門、銀次郎、藤十郎、三権左衛門 ●中泉(欠)忠兵衛	金200両、これは千頭御林より御材木・雑榑木仕出しを請負っている者であるが、当寅年その仕出し入用に困り借用したもの。利息は1割半。		原本	状	1	○	82
1177 610	E 4	宝暦8年10月 (1758年)・寅		請取申御入用金之事	○千頭御材木伐出請負人:平松村:孫左衛門、和田村:銀治郎、下吉田村:藤十郎、上湯日村:三郎左衛門 ●岩出伊右衛門様中泉御役所	金400両、これは千頭の御林から本年伐出し・御蔵納めの材木・雑榑木の8月からの分の代償として受け取る。その領取と請負の誓約。		原本	状	1	○	82
1178 613	E 4	宝暦8年11月 (1758年)・寅		覚	○千頭山請負人:孫左衛門・銀治郎・三郎左衛門、 ・瀧美嘉蔵の奥印あり ●中泉御役所(小沢勝右衛門・飯塚惣八郎)	合金100両、これは千頭山御林より伐出す材木・雑榑木の袖日履、飯代に差し支え内借したものである。あくまで内借だから、この金子速やかに他借してでも返上納することを約す。		原本	状	1	○	82
1179 608	E 4	(宝暦9年)正月 (1759年)・卯		覚	○千頭山請負人惣代:三郎左衛門・孫左衛門 ●御役所	金3両、これは後下げ金として内借したもので、たしかに受け取る。		原本	状	1	○	82
1180 611	E 4	宝暦9年2月 (1759年)・卯		覚	○信州和田村:喜助 ●千頭山御請人衆中	千頭山御林から材木・雑榑木の伐採出のための出金が延引しているの、山内では難渋しているとのこと。そこでこの度私が駿府の幸右衛門と相談し、材木の伐出しに差支えなきように工面したことを報告する。		原本	状	1	○	82
1181 1746	E 4	宝暦9年2月 (1759年)・卯		請取申金子之事	○信州和田村:喜助、證人:新蔵 ●信州(以下欠)、請負人(欠)	金300両、これは千頭山御林より伐出された材木6組の前代金、儘に受け取る	蔵分 虫喰い、紙ボロボロ	原本	状	1		
1182 615	E 4	(宝暦9年)・3月 (1759年)・卯		覚	○千頭山請負人:孫左衛門、三郎左衛門、代助、藤十郎、銀次郎 ●岩出伊右衛門様御手代:落合久右衛門	松・榑木等、長さ6尺5寸~5尺5寸迄、合計5161挺、これは千頭山御林から去る五年仕出しの木であるが、これを我々が買い受るようにと、仰せ付けられた。その代金414両2分・永219文6分上納、そしてこの木数・品数を川尻村にて立ち会い、受け取る。		原本	状	1	○	82
1183 609	E 4	宝暦9年4月17日 (1759年)・卯		奉請取御金之事	○御請負人:三郎左衛門、銀治郎、孫左衛門 ●岩出伊右衛門様御役所	金21両、これは千頭御林より伐出しの内、寅年分の材木出しの入用費に手支えて拝借した金子で、これ儘に受け取る。		原本	状	1	○	82
1184 1918	E 4	宝暦9年5月 (1759年)・卯		奉請取御金之事	○千頭山請負人:代助、源左衛門、三郎左衛門、藤十郎 ●岩出伊右衛門御役所	金30両、これは去る寅年に、千頭御林より、御材木小屋、川下げ、日履の飯米金不足に付き借用したもの、これ受け取る。	蔵分 虫喰い、紙老化・欠字	原本	状	1	○	82
1185 402	E 4	宝暦13年4月 (1763年)・未		覚	○岩出伊右衛門 ●遠州榛原郡上湯日村名主・組頭	米1石(欠)斗3升8合の作徳米(この金1両・永36文)、これは千頭山御林木伐出し請負人に提出するもの。これについては質地を取り上げ、去々巳年に元地主の惣作に言い付けておいたものであるが、それを作徳米として受け取った。		原本	状	1	○	82
1186 274	E 4	安永7年12月 (1778年)・戌		取替證文之事	○四之宮村:五兵衛 ●上湯日村庄屋・組頭・百姓衆中	この度の御林売払い取決めの特、私共の立ち会い・割賦通りとし、不正や無心など互いに横むことを取り決める。		原本	状	1		
1187 1881	E 4	文政13年10月 (1830年)・寅		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:三郎一 ●御山方御役所	当村の御林の下刈りを、運上を差し上げることで許可頂きたい。尤も苗枝葉は十分に大切にすることを約す、なお、運上の上納は11月とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1188 1905	E 4	天保2年10月 (1831年)・卯		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	御林下刈りをさせてくれるようお願いした処、運上金600文(当卯年10月より来辰10月迄)を仰せ付けられた。苗松、枝葉等大切に下刈りする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1189 2056	E 4	(天保3年)2月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当村原道の御林、去る卯年暮れより忍び入る者がある。それで当年正月より村人や番非人共に1日中監視しているが一向に分らない。或いは隣村から忍び入ったものかも知れない。その内去る24日林内の原大端より火災発生、一反歩余焼夫、村中出て火消しに及ぶ。以上届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82

1190 1785	E 4	天保3年9月6日 (1832年)・辰	弘木證文之事	○下湯日村買主:九平、同村常任:権六 ●上湯日村:三郎一	金子5両借用、これは瀧家持ち林の中から上木・雑木を買受けの為の代金として借用したもの。山入りの時に1両を、残り4両は10月末迄に支払う、木の伐払いは来る巳年3月迄とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1191 2169	E 4	天保3年9月 (1832年)・辰	一札之事	○金谷宿十五軒当人父:久四郎、同宿同所證文:久右衛門 ●上湯日村:藤兵衛	久四郎伴七蔵は上湯日村の御林に忍び入り、松古根を伐り取ったところを藤兵衛家来に発見され、鋸1・斧1丁を没収された。今回だけは許して欲しいと願い入れたもの。この件につき別紙にて瀧三郎一が小野良右衛門に報告。	蔵分	原本	状	1	○	82
1192 2170	E 4	天保3年10月 (1832年)・辰	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上(600文・当辰年10月から来る巳年10月迄)を上納することで、当村御林下りの許可を願う。尤も苗・松枝葉は大切に守る。運上は11月に上納。	蔵分 扣文書か	原本	状	1	○	82
1193 2197	E 4	(天保4年)6月 (1833年)・巳	御尋ニ付以書付奉申上候	○上湯日村百姓代:忠助、組頭:六兵衛、同村兼帯伏方村名主: 伊右衛門 ●御役所	石ヶ谷支配所役所よりお尋ねあり、次の様に回答する。「当村鎌塚山の御林1ヶ所、この反別4町9反1畝歩」。	蔵分	原本	状	1	○	82
1194 2186	E 4	(天保4年)7月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓願主:藤右衛門 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	私藤右衛門の持ち林の内松木50本(1尺廻り~2尺廻り)を弘木したく願い出る。理由は借金支払いのため。	蔵分	原本	状	1	○	82
1195 2058	E 4	(天保4年)10月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	銭600文の運上を納めることで村方の者に御林の下りりを許可願いたい。なお苗杉枝葉等、大切に守ることを約す。	蔵分	原本	状	1		
1196 360	E 4	天保6年5月7日 (1835年)・未	買請申松木證文之事	○上湯日村:三四郎、同村請人:孫右衛門 ●同村:瀧 三郎一	鎌塚天神前の松林(天神並木を除く)1ヶ所の上木全てを買受ける。その金額8両2分、支払いは取り敢えず4両3分とし、残りは9月とする。木の伐採は来る申年11月迄に全て切り取り地面の明け渡しを行なう。		原本	状	1	○	82
1197 2243	E 4	天保6年10月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上600文を上納することにより、村方の者に当村御林の下りりの許可を願うその支払いは11月、なお、苗松枝葉は大切に守ることを約す。	蔵分	原本	状	1	○	82
1198 2258	E 4	天保7年12月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	当年10月より翌年10月迄運上300文を上納することで当村御林の下りりの許可を願う。なお、苗松枝葉は大切に守る。運上の上納は11月とする。上記と別に、来る酉年、上下湯日村に課せられている牧野原村掃除丁場は牧野原村の半右衛門の請負にしたことを届け出た文書あり。同一紙に記載。	蔵分 扣文書	原本	状	1	○	82
1199 2088	E 4	天保8年3月27日 (1837年)・酉	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	岸本十輪嶋田役所由井村役人より次のような御触れあり。「この度の出水にて御用材が散乱したが、村前にたどり着いたならこれを取り集め、御用材方仲蔵という者が向くので、申し合わせ双方差支えないように取り計らうこと」。この様な御触れ拜見して今27日申中刻に仲蔵へ返す。尤も、仲蔵の指図で由井村役人へ渡す。	蔵分 関連文書で宛先違いのもの6通あり	原本	状	7	○	82
1200 1151	E 4	天保8年4月3日 (1837年)・丁酉	請取申御用材之事	○江戸深川木場町天満屋:二郎平代:太市 ●太田備後守御内:大鷹義八	極印御用材大小42挺、これは上湯日村鎌塚前に流れついた材木で、念のため双方立会い、木品・極印をも一つひとつ確かめ間違いないことを確認する。別紙願書の通りたしかに受け取る。	蔵分	原本	状	1	○	82
1201 2089	E 4	天保8年4月3日 (1837年)・丁酉	請取申御用材之事	○江戸深川木場町天満屋:六郎平代:太市 ●太田備後守御内:大鷹義八	鎌塚前に流れ着いた御用材大小42挺分、見分・極印の上陸に受取る。別添文書として、「御用材一件覚書」として、今回の流木のこと、本来ならば事前に御触れのあるところ、何の連絡もなかった。よって双方間に若干のトラブルの生じたことを記載する。	蔵分	原本	状	3	○	82
1202 1121	E 4	天保8年4月3日 (1837年)・丁酉	為取替證文之事 (包み紙入り)	○江戸深川木場町天満屋六郎平代:太市 ●太田備後守領分遠州榎原郡上湯日村庄屋:三郎一、組頭:甚六三太夫	安倍郡田代山にて伐出した御用材、去る3月19日の大雨で大井川満水により湯日鎌塚前に流れ着く。そして湯日村で管理していた。今度御役人出役の双方立会い、木品・極印を確かめ引渡してもらった。この證文の外に、上湯日村組頭甚六の材木預かり証と、嶋田役所の立会い結果を示す注進状がある。	蔵分	原本	状	3	○	82
1203 2271	E 4	天保8年10月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●御山方御役所	当年10月より来戌10月迄運上600文を上納することにより、当村御林の下りりを村方の者に許可されたい。なお、苗松枝葉は大切に守る。運上は11月上納	蔵分 虫喰い	原本	状	1	○	82
1204 1169	E 4	天保8年 (1837年)・丁酉	為取替證文之事	○太田備後守領分・上湯日村組頭:三太夫・甚六、庄屋:三郎一 ●江戸深川木場町天満屋六郎平代:太市	安倍郡田代山から伐りだした太市請負の御用材が出水にて当村鎌塚前に漂着、地頭・出役双方立会いの結果、木の極印も改め終わり、木材を引渡す、その證文。	蔵分	原本	状	1	○	82

1205 1177	E 4	(天保8年) (1837年)・酉	御用材鎌塚前エ流寄候ニ付掛川御役所御渡し為取替一札(包紙の表書き)	○なし ●なし	大井川出水にて奥地より伐り出した用材が散乱、鎌塚前に漂着、この収集扱いについて、金谷宿より触れだしたが、上湯日村には連絡なかった。それで上湯日村三郎一は公儀からの指示がないと処置できず、ということで用材扱い人仲蔵は当惑する。結局三郎一が掛川役所に委細説明し、嶋田役所の指示を待つことになった。その経過が記録される。	蔵分	原本	状	1	○	82
1206 362	E 4	天保9年7月 (1838年)・戌	買請申御林御伐木證文事	○色尾村買主：文治郎 ●上湯日村：三郎一	新林下の松木(鹿は指図通りとする)を代金8両2分にて買い取る。この代金は8月に4両、残り4両2分は10月晦日の支払いとする。又木の伐取りは10月迄とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1207 2298	E 4	天保9年10月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上600文(当年戌~来る亥年迄)の運上を納入することで当村御林の下刈りを許可されたい、という百姓等の願状。尤も苗松枝葉は大切に守ることを約す。	蔵分	原本	状	1	○	82
1208 2092	E 4	天保9年12月 (1838年)・戌	差出申一札之事	○金谷川原町当人父：忠左衛門・当人：栄助、外4名 ●上湯日村御役人中	金谷男衆3名が、去る12月2日上湯日村の石谷支配御林に入り込み枯木伐採のところを、通りかかると上湯日村の者に見つかった。上湯日村の者は即刻鉋3丁を取り上げ、村役人に報告、実は80本の木を伐採していた。掛川・中泉役所にも報告。結局この事件は金谷側が詫言を入れることで落着いている。	蔵分 3枚綴り	原本	綴り	1	○	82
1209 2304	E 4	天保10年10月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上銭600文(当年10月~子年10月迄)を納入することで、村方御林の下刈りを許可されたい、但し、苗松枝葉は大切にすることを約す、という願書。	蔵分	原本	状	1	○	82
1210 2308	E 4	天保10年10月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	内容は通し番号1209に同じ。	蔵分	原本	状	1		
1211 2319	E 4	天保11年10月 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	内容は通し番号1209に同じ、但し運上600文は当子年10月より来る丑年10月迄とする。	蔵分	原本	状	1		
1212 1793	E 4	天保12年4月22日 (1841年)・丑	買請申雑木證文之事	○上湯日村買主：市左衛門、同村證人：源蔵 ●同村：瀧 三郎一	向山の雑木1ヶ所、上木だけ買受る。但し、楠1本を杉と共に残す。その代金9両とする。9月末迄に半分支払い、残金は12月の支払いとする。又12月には全て予定通り伐採し地面を明け渡すものとする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1213 1794	E 4	天保12年6月 (1841年)・丑	買請申雑木證文之事	○上庄内村(遠州)買主：藤左衛門、上湯日村證人：久右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	六郎山雑木1ヶ所、上木のみ買受ける(但し杉木5本残す)、代金4両3分、支払いは6月27日に2分、残金は11月支払いとする。総伐採は寅年2月迄。	蔵分	原本	状	1	○	82
1214 296	E 4	天保12年7月9日 (1841年)・丑	買請申松木證文之事	○高尾村：板倉六郎左衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	六郎兵衛山の松木全部を、代金83両にて買受る。それは高尾山用木にするためだ。代金支払いは内金10両渡し、40両当年10月渡し、残金33両は来る寅年10月に渡し、と定める、又松木全部の伐採終了は巳年迄の5ヶ年とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1215 2127	E 4	天保12年10月 (1841年)・丑	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上銭600文上納することにより、村方百姓による当村御林の下刈りを願ひ出る。但し苗松枝葉は大切に扱うことが条件。	蔵分	原本	状	1	○	82
1216 2350	E 4	天保13年10月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	内容は通し番号1215に同じ。	蔵分	原本	状	1		
1217 2376	E 4	(天保14年)3月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、・庄屋：瀧 三郎一の奥書あり ●御山方御役所	御林・新林1ヶ所の木数計6076本程(長三間1尺周より2尺5寸周り迄)これを金52両にて当村が買受たい、代金は6月の山入りの時26両、残りは9月上旬とする。以上お願い。別に買受の許可が下りたことを示す届出書あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
1218 2155	E 4	天保14年4月 (1843年)・癸卯	差上申御請證文之事	○上湯日村組頭願買主：三太夫、・庄屋證人：瀧 三郎一 ●神麻比兵衛、若森輝治郎	当村の新御林1ヶ所の松立木(2尺8寸廻りより細木迄)6076本、これを代金57両で村中への払下げを願ひ了承される。代金上納は当年12月10日、伐採は当8月より巳年迄の3ヶ年、山は荒らさず丁寧に扱うことを約す。	蔵分	原本	状	1	○	82
1219 2381	E 4	天保14年10月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御山方御役所	運上銭600文を上納することで、当村御林の下刈りを村方の者に許可されるように願う(当年10月~辰年10月迄)。別に許可状あり。同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1		
1220 2125	E 4	(天保14年)12月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭願人：三太夫、同伝作、・庄屋三郎一の奥書あり ●御山方御役所	当村道脇の松木を代金58両で、当新御林のお払分と引替に許可願う。支払いは辰年11月に29両、残りは巳年11月に上納とする。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1221 2143	E 4	天保15年6月 (1844年)・甲辰		差上申御請書之事	○上湯日村 薩 三郎一伴・伝作、組頭：三太夫、證人：薩三郎一 ●神麻比兵衛、若森詳治郎	当村宇道鑑林の内、村より原通り上りつめ、沢通りを境として松立木(平均2尺5寸廻から細木まで入れて)9493本、これ代金62兩にて村中手暇の時の稼ぎにたく願出たところ許可された。それで金上納は当辰年12月10日とし伏採は3月10日より午年迄の3ケ年間とする。その外取決めを守ることを約す。	蔵分	原本	状	3	○	82
1222 2389	E 4	天保15年10月 (1844年)・辰		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋：薩 三郎一 ●御山方御役所	運上銭600文を上納することで当村御林の下刈りを村方の者に許可して欲しい(当辰10月より巳年10月迄)。但し、苗松枝葉等は大切にすることを約す。	蔵分	原本	状	1		
1223 2398	E 4	(天保15年)11月 (1844年)・辰		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：薩 三郎一 ●増井良介	金62兩、これは当村御林の内の弘山代金で、これを神麻比兵衛様に上納したことをお届けする。	蔵分	原本	状	1		
1224 2424	E 4	(弘化2年)2月 (1845年)・巳		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村 願主(なし)、 ●御山方御役所	・庄屋：三郎左衛門の奥書あり 当村宇道鑑林の松木を、代金48兩にて村中の者への払い下げを願う。その代金24兩は11月に、残り24兩は来る午年11月に上納する。	蔵分	原本	状	1	○	82
1225 2147	E 4	弘化2年6月 (1845年)・乙巳		差上申御請書之事	○上湯日村 組頭：甚六・三太夫、庄屋：三郎左衛門 ●神麻比兵衛、若森詳治郎	当村宇道鑑御林の内、去年御払いいただいた境より原通り平之内迄は残し、端瀬水落通り境北辺の内小立松の場所を除き、外は松立木(平均2尺8寸廻りより細木迄)、木数14755本を、代金53兩にて村内牛働の合間の稼ぎにたく、これをお願い許可される。代金上納は12月10日、伏採は当巳年より未年迄の3ケ年とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1226 2421	E 4	(弘化2年)11月 (1845年)・巳		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●増井良介	金53兩、これは当村御林の内、払い山代金で、神麻比兵衛様に上納したことを届ける。	蔵分	原本	状	1		
1227 2423	E 4	弘化2年 (1845年)・巳		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●御山方御役所	運上銭600文(巳10月より午年10月迄)を上納することで、当村御林下刈りを村方の者に許可されるよう願う。尤も苗松枝葉は大切にすることを約す。	蔵分	原本	状	1		
1228 2441	E 4	弘化3年11月 (1846年)・午		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●御山方御役所	運上銭600文を上納することで当村御林の下刈りを村方の者に許可されるよう願う(当年11月より来る未10月迄)。なお苗松枝葉等は大切に守る。	蔵分	原本	状	1		
1229 2464	E 4	弘化4年11月 (1847年)・未		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●御山方御役所	運上銭600文を上納することで村方の者への村内御林下刈りの許可を願う。なお苗松枝葉は大切にすることを約す。裏面には未年貢米皆済目録の下書あり。	蔵分	原本	状	1		
1230 2482	E 4	嘉永元年11月 (1848年)・申		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●御山方御役所	運上銭600文を上納することで、当村御林の下刈りを村方の者へ許可されたいとの願書。尤も苗松枝葉は大切に守る。	蔵分	原本	状	1		
1231 2496	E 4	嘉永2年11月 (1849年)・酉		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：薩 三郎左衛門 ●御山方御役所	運上銭600文を納入することで当村御林の下刈りを村方の者に許可されたい。尤も苗松枝葉は大切に守る。	蔵分	原本	状	1		
1232 2160	E 4	嘉永2年12月12日 (1849年)・酉		乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：薩 三郎左衛門 ●御山方御役所	当村御林の内大道路端、昨11日7ツ時頃火災発生、小松立凡そ2反7畝歩余を焼失、早速村中一統出てやっつ鎮火、以上お届け。	蔵分	原本	状	1		
1233 2505	E 4	嘉永3年10月 (1850年)・戌		差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：薩 三郎左衛門 ●寺田勝次、三浦武助	去る暮れに野火を入れ、山焼きした結果生じた松の焼木を、金1分にて村の買受が許可された。代金上納は来る11月限りとする。	蔵分	原本	状	1		
1234 2506	E 4	(嘉永3年) (1850年)・戌		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：薩 三郎左衛門 ●御山方御役所	当村御林の下刈りを、運上銭600文を上納することで許可されたい(当戌10月~来る巳年10月迄)。尤も苗松枝葉等は大切に守る。	蔵分	原本	状	1		
1235 355	E 4	嘉永4年7月 (1851年)・亥		七兵衛平山御買請證文事	○伊太村：長右衛門、川尻村：藤左衛門、證人：弥左衛門 ●上湯日村：薩 三郎左衛門御代官中	杉木50本、この代金95兩にて買受ける。残金(2兩)は来る3月に支払い、皆済後に材木を山から出すことにする。	蔵分	原本	状	1	○	82
1236 1677	E 4	安政3年10月 (1856年)・辰		上湯日村三郎左衛門山林 売払木覚帳	○なし ●なし	「字向山、杉135本(6尺廻~3尺廻迄)、松800本(7尺廻り~3尺廻り迄)、という記載の仕方、宇三谷沢山・宇嶽塚天神東山・宇嶽塚屋敷山等、24カ所の字名を列挙する。	蔵分	原本	横	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1237 1456	E 4	安政3年10月 (1856年)・辰		上湯日村三郎左衛門山林 売払木覚帳	○なし ●なし	山林所在地(字)ごとに、売払い木種と本数を書付ける。その合計は、杉135本(6尺廻りより3尺廻り迄)となっている。	蔵分	原本	横	1		
1238 1157	E 4	安政5年正月 (1858年)・午		売渡申一札之事	○前玉村:四郎右衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金3両1分2朱、これは瀧家屋敷から伐出される竹木の売買値段、こう決まったからには来る未年に限り間違いなく伐取り差し出す。内金として2分請取。	蔵分	原本	状	1	○	82
1239 1745	E 4	なし 3月 ・戌		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭、庄屋 ●山方御役所	上湯日村に存する御林の林守のこと、去る酉年6月より当村の預かりとなり、以後林守は当村方にて番人をつけ大切に勤めて来たが、当年村方百姓は特別困窮、林守をすれば御免被ると申し出てきた。そこで村方相談の結果、当村の新六を林守の専属としたい。但し、この者に御林の下刈り等の刈取を許可されたい。	蔵分 虫喰い、破れ、後部は 開閉不可	原本	状	1	○	82
1240 1361	E 4	なし ・亥		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門 ●山方御役所	当亥年1月より子年10月迄、運上銭600文上納することで、村百姓に村方御林の下刈りの許可を願いたい。尤も苗木枝葉の扱いは大切にす。	蔵分	原本	状	1	○	82
1241 1759	E 4	なし		覚	○なし ●上湯日村御林守:野中久兵衛	久兵衛は柏原町柏原村入会御林守であったが、村方の願いでその入会木々を60両で世話いたし、そのことを隠し組頭の忠左衛門分村の橋修復助成金として内々百姓共へ161両にて売渡すなど、小前の疑惑を受けることをした。このことで御林守を解雇、押込めの刑に処す。	蔵分	原本	状	1		
1242 1175	E 4	欠		乍恐書付を以御願申上候	○(前欠)清十、清右衛門、新六、 上湯日村庄屋:三郎左衛門、組頭:甚六の奥書あり ●御山方御役所	上湯日村野山運上秣場の内へ、下湯日村(宮城主殿知行所)の者が入り込み秣下刈りをしているということだが、これは私扣の運上場で、年貢も上納している。又鎌塚御林はもと全部私先祖道鑑の持林であったが、交換成立でここは公儀御林となり、替わりに堤野山が私の持ち地となり今に至っている。以下後欠	蔵分 文章後欠、虫喰い著しく、紙もボロボロとなっている	原本	状	1		
1243 1179	E 4	欠		乍恐以書付を奉願上候	○欠 ●欠	当村御林守のこと、去る酉年6月、当村方惣百姓が毎日当番を決めて見回るよう命じられ、12月迄実行して来た。来年もやれということであるが、これは村方百姓の生活圧迫にも連なる。そこで提案する、すなわち当村に新六(年貢納入は米1俵1斗余)という儲なる者あり、山番をこの新六にやらせてはもらえまいか。本人もそれを望んでいる。これお願い。	蔵分 後欠、虫喰い、紙ボ ロボロで欠字も目立つ。	原本	状	1		

E-6 諸産業-畜産

1244 757	E 6	文化11年8月20日 (1814年)・戌		借用申金子之事	○上湯日村:又助 ●同村:八郎一	金1両、これは馬買いの金子に困り借用したもの。利息を年1割半、返済は元利共に12月とする。		原本	状	1	○	85
1245 589	E 6	文政6年12月 (1823年)・未		差出申一札之事	○土水村(土堀カ)牛買主:徳太郎、谷口村:清十 ●上湯日村:三太夫、次六、六兵衛	三州より買受けた牛が途中上湯日村で死亡した。この牛速やかに始末するよう催促があったがもつともなこと、しかし死牛を自分村方迄運ぶことは甚だ困難。このこと上湯日村に申し入れたところ親切にもその村で処置してくれることとなり有り難い。		原本	状	1	○	85
1246 584	E 6	天保2年6月27日 (1831年)・卯		一札之事	○上泉村当人:松右衛門 ●上湯日村御役人衆中	今年老牛6疋を連れて三河の地へ商売に行く。途中去る19日夜、上湯日村通過の時この牛の中の1疋が離れて行方不明となったが、そのまま放置して帰宅したしかし上湯日村の者大勢が牛を探し見つけ、その牛には古「打違」(打銅)1筋あり、更に財布あり、その中に質札1枚あり、それに谷口村伝四郎の名があったことから持ち主が分かり上泉村役人に報せてくれ、我が引取に赴いた、老牛1疋、財布、質札に受け取る。	通し番号1247と関連	原本	状	1	○	85
1247 585	E 6	天保2年6月27日 (1831年)・卯		一札之事	○上泉村当牛主:松右衛門 ●上湯日村御役人衆中	私三州へ牛売りに行く途中、その牛1疋を、酒に酔い上湯日村に打ち捨て、3日間そのまま過ごした。農作業行き帰りに、往来の人に発見されやっとならされた。私にも数度の掛け合いがあったが私は無視していた。ところがその牛から腹巻1、風呂敷1、財布1(中には質札)が発見され、その質札から私のものとなり当村役人に報せがあった。それで私が引取に上湯日村に赴き、品々を受け取る。	通し番号1246と関連	原本	状	1	○	85

1248 593	E 6	(天保2年)6月28日 (1831年)・卯	覚	○上湯日村 ●なし	上泉村の松右衛門一行の引き連れてきた牛の内1疋が上湯日村で、松右衛門が床入り中に離れてしまった。それを放置して村を去った松右衛門に牛を引き取らせる迄の経緯を述べている。	通し番号1246、1247と関連	原本	状	1	○	85
1249 262	E 6	天保2年6月 (1831年)・卯	差出申書付之事	○谷口村:伝四郎 ●上湯日村御役人中	湯日村で牛を拾ったが、その牛に「うちがい」(打飼=筒状の餌袋)がついていて、その中に谷口村の伝四郎が置いた質札あり、私(伝四郎)のことがわかったこの質札は川東の上泉村の松右衛門の物で、私には関係ないのでそちらに渡してもらいたいという、つまり牛も質札も伝四郎には関係ないと返答したもの。		原本	状	1	○	85
1250 282	E 6	天保2年6月 (1831年)・卯	差出申一札之事	○上泉村松右衛門親類:文四郎、同甚四郎 ●上湯日村御役人中	この度私牛をとり逃がし、行方不明になっていたが、上湯日村より発見の報せを受けて取り戻すことができた。この札状。		原本	状	1	○	85
1251 326	E 6	なし 5月4日 ・申	覚	○浜松在上嶋村:小倉竹松 ●金谷在湯日村:瀧 三郎市様御子息	金7両、但し黒毛馬6才、これ儘に受け取る。		原本	状	1	○	85

E-7 諸産業-鉱業

1252 1240	E 7	なし	(刀脇指寸法)	○なし ●なし	刀・脇差の寸法を、木・火・土・金・水の各性人ごとに示し、「吉文字」の銘を記している。	蔵分	原本	状	1		
--------------	--------	----	---------	------------	--	----	----	---	---	--	--

E-8 諸産業-工業

1253 328	E 8	文政13年3月 (1830年)・寅	差出申一札之事	○上湯日村大工:古次郎、引請人:彦左衛門・庄八 ●同村御役人兼中	領内で磨細工をしたくこの許可を願いたい。この為の大工役金はお定めの日限迄に上納する。又お役所の御用・御触れある時は早速それを勤め、また遠方に行く時は事前に村役人に申し出て指図を受ける。		原本	状	1	○	85
1254 1880	E 8	文政13年 (1830年)・庚寅	乍恐以書付奉願上候御事	○上湯日村大工:左次郎、・庄屋三郎一、組頭三太夫の奥印あり ●土屋五四郎	領内(掛川領)内で広細工をやりたので許可願いたい。これに付き、大工役10日間、また御用の細工御触れ次第急度勤め、またご法度、職法を決して背かないことを約す、とする願状。	蔵分	原本	状	1	○	85
1255 2394	E 8	天保15年7月 (1844年)・甲辰	乍恐以書付奉願上候御事 (下書)	○上湯日村大工:富蔵、・庄屋瀧 三郎一の奥書あり ●土屋五四郎	大工古次郎は年を取りお役勤めも困難になった。それで古次郎の弟子富蔵を大工勤めの役10日間、その他御用筋の細工物も指示あり次第勤めたい。この代役の許可を願う。	蔵分	原本	状	1	○	85

F-1 商業-一般

1256 364	F 1	延宝8年4月 (1680年)・申	未ノ納江戸御城米請負申書願之事	○上庄内村下分請負人:五左衛門、上新田村證人:惣兵衛 ●上庄内村・郷原村・上庄内村下分、伏方村、上湯日村、沼伏村	米合700俵、江戸浅草御蔵前への納入を請け負う。その方法は、川崎港にて米を受け取り、船請け方に渡し、船にて浅草御蔵前に運び上納する。雑費は米100俵に金1両と決める。		原本	状	1	○	85
1257 365	F 1	延宝9年2月16日 (1681年)・酉	請負申駿府御詰米之事	○切山村請主:三郎太夫、同村請人:三郎左衛門、同:十兵衛 ●上湯日村、沼伏村右庄屋兼中	去る申年納めの駿府御詰米納方を私が請負った。村に割振られた御米、必ず駿府に届け上納し、奉行より手形をもらい代官に提出する。その賃米は100俵に付き秋米2俵とする。運送中欠米や海のしぶきで濡れても村には迷惑をかけること約す。	虫喰い、破損箇所あり	原本	状	1	○	85
1258 370	F 1	天和2年3月6日 (1682年)・戌	請負申江戸御城米之事	○朝生村本人:彦左衛門、同村證人組頭:作右衛門、同村請人組頭:次郎太夫、切山村請人:三郎太夫 ●柿ヶ谷村、法土村、永代村、三栗村、橋柄村、上湯日村、沼伏村	去る酉年の納入の江戸御城米の納入を私が請負った。村々に割付けられた米、江戸浅草御蔵前へ陸に届け、奉行より手形を受け取り代官に提出する。指米は100俵に付き秋米4俵とし、川崎にて3斗9升受取る。途中、欠米、しぶき濡れ等が発生しても当方の責任とする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	85
1259 1118	F 1	安永4年2月 (1775年)・未	御払米買請證文之事	○三郎左衛門、又六、伝十郎 ●織本直左衛門、平川小一郎、長坂平四郎	米1242俵(但し10両に付き30俵)、この米買受け代金を3月から9月迄7回に分けて支払う、という受け取り状、この外に、同年同月の御払米の買請け(村違)のもの2通を収録する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1260 931	F 1	安永5年3月 (1776年)・申	覚	○伊太、上神郷、倉真、上垂木、上張、大島、沢田、上湯日、瀬戸新屋、岸、大和田、袋井の各庄屋連印 ●肴町:与次右衛門	米722俵半(但し、金10両に付き米22俵)、これは貴方(与次右衛門)の買請米であるが、我々が金328両1分・永159文9厘で買請ける。その代金は当月25日迄の支払いとする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	85

1261 257	F 1	寛政10年9月 (1799年)・午	一札之事	○川崎港船問屋請負人：伊兵衛、同所親類：和吉、同伊右衛門、 池新田村親類：文右衛門 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	掛川殿様の御廻米蔵元は昨年より貴殿が勤めていたが、この度当方にて勤めることになった。諸事念を入れ決して粗略に扱わずこの御用を勤める。万一お米に不埒なことが持ち上がったとしても貴殿には迷惑をかけないことを約束す。		原本	状	1	○	85
1262 1045	F 1	享和元年12月 (1801年)・酉	覚	○金谷八間や町：栄吉 ●湯日村：瀧三郎左衛門	米6俵を借用、この質物は、他より預かっているものであるが、腰物1本、箱籠単羽織2ツ、以上3点を抵当に入れる。返済は来る成年春の相場勘定にて返済。		原本	状	1	○	85
1263 440	F 1	享和3年12月 (1803年)・亥	ゆつり(譲)ニ売渡し申 山證文之事	○下湯日村山売主：要右衛門、親類證人：与八、上湯日村組頭： 仙右衛門、同甚六 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	松山1ヶ所、これは私年貢金未進のため止むを得ず代金4兩2分2朱にて売り渡したものの、以後貴方の持ち山に相違なし。		原本	状	1	○	85
1264 1114	F 1	文化3年10月28日 (1806年)・寅	売渡申刀身之事 (包み紙入り)	○大柳新田売主：七郎右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	在銘宗近の刀身1本、これを3兩2分にて売り渡す。このことに付き諸親類共に何の問題もない。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1265 1778	F 1	文政3年8月2日 (1820年)・辰	覚	○西深谷村：伊三郎 ●上湯日村：三郎一	米10俵買請け、値段は金1兩に付き、米3斗2升入りの勘定。代金納入は来る7月末とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1266 951	F 1	文政10年3月 (1827年)・丁亥	印鑑記 (紙札)	○欠 ●欠	遠州掛川高問屋の印鑑札	調査封筒入り	原本	状	1		
1267 1127	F 1	文政12年11月 (1829年)・丑	借用申金子證文之事	○掛川肴町金子借主：起右衛門、同連尺親類：善大夫、肴町證人 与右衛門、与次右衛門 ●上湯日村：三郎一	金10兩、これは私方家職相続のことで扱所なく借用したもので、返済は来る寅年より午年迄の5ヶ年賦とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1268 269	F 1	天保5年4月 (1834年)・午	以書付願上候	○上湯日村当人：八右衛門、 ・同村八右衛門五人組惣代：長太、同：市左衛門の奥書あり ●当村御役人中	私八右衛門は親類・組合の者とも相談の結果、農業の手隙に当村内の六兵衛の地内を借用して仮出店を作り商売したい。もちろん本居を空家にする事なく両家とも大切に、又火の用心も心がけるので、これを許可して欲しい。		原本	状	1	○	85
1269 512	F 1	天保6年10月 (1835年)・未	借用申金子之事	○上湯日村借主：次七 ●同村：三郎一	金1兩、これは商売の元手に差支え借用したもので、質物は持ち燭2枚、月利1割2分5厘とする。返済は来る申年2月。		原本	状	1	○	85
1270 1780	F 1	天保11年12月 (1840年)・子	覚	○島田：吉左衛門 ●瀧三郎一	米6斗7升5合、下島仁右衛門分、これ儘に受取る。	蔵分	原本	状	1		
1271 1200	F 1	弘化2年 (1845年)・巳	弘化2巳万覚長	○なし ●なし	砂糖購入費が月日を追って記載される。その外金銭支出を列挙する。	蔵分	原本	横	1		
1272 1153	F 1	弘化5年正月15日 (1848年)・申	覚	○島田宿米借用人：嘉十郎、證人：伊蔵 ●瀧三郎左衛門	米14俵、但し4斗2升入り、1兩に9斗4升、この米借用、本紙證文は追って持参する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1273 1760	F 1	嘉永元年12月9日 (1848年)・申	一札之事	○三栗屋・八幡嶋孫次郎 ●瀧三郎左衛門	金50兩渡さねばならぬ処、持ち合わせなく、その半金25兩を渡す。残り25兩を渡す迄の間、この書付けを差し上げておく。	蔵分	原本	状	1		
1274 1155	F 1	嘉永元年12月 (1848年)・申	覚 (包み紙入り)	○米かり主：嘉十郎、證人：嘉太郎 ●湯日村：瀧三郎左衛門	米12俵1斗5合、これは商売仕入れとして借用したもので、この代金は来る酉年3月相場にて渡すものとする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1275 1224	F 1	嘉永2年2月 (1849年)・酉	覚 (写)	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、組頭：八郎一・久兵衛 ●新田村：平吉	作米50俵(4斗2升入り)、この通り書面の米2通、私の内蔵に預かった。津出しの時は何方でもご案内の所にてこの手形引替に渡す(嘉永2年の買い付け年号)。	蔵分 同じもの2通あり	原本	状	2		
1276 706	F 1	嘉永2年3月 (1849年)・酉	借用申米證文之事	○下湯日村米借主：伝五郎、同村證人：九平 ●上湯日村：三郎左衛門	米10俵、これは扱所なく諸入用に差支え借用する。その為内金3兩渡す、残金は来る9月晦日限り勘定とする。		原本	状	1	○	85
1277 310	F 1	嘉永2年9月 (1849年)・酉	口上書	○豊田郡只木村：沢木三郎右衛門 ●掛川様御領分上湯日村御役人中	私家、由緒ある酒造家として公儀に認められている家柄、この度酒造貸株米として500石を、冥加なしで拝借(御料・私領を問わず)してよいということになった。については後原郡湯日村六右衛門の場合は酒造米高の内15石を分借したい何卒これを聞き届け、中泉役所へ御添え状を提出してもらいたい。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1278 1154	F 1	嘉永2年12月 (1849年)・酉		覚	○島田宿借主:嘉十郎 ●湯日村:瀧 三郎左衛門	米13俵2斗9升、これ酒造米として借用。返済は当3月の相場にて間違いなく渡すことにする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1279 340	F 1	嘉永3年12月 (1850年)・戌		覚	○買主:喜左衛門、証人:要蔵、同親八 ●瀧 三郎左衛門	作米10俵(4斗2升入り)、この売渡代金を受取る。この米の津出しは来る3月、この書付けと引替えに行なう。		原本	状	1	○	85
1280 1226	F 1	嘉永3年12月 (1850年)・戌		米證文之事	○上湯日村借主:六右衛門、同村証人:六兵衛 ●金谷宿:藤七	米68俵、但し、掛川御蔵米50俵、村方米18俵、これは私の酒造り仕入として貴方から借用したもの。質物は私持ち高の内新田11俵納めの地、代金勘定は次年3月相場によるものとする。	蔵分	原本	状	1		
1281 1391	F 1	嘉永4年10月 (1851年)・亥		御買請申證文之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門、八郎一 ●和田喜一郎	村米60俵、これは当村年貢米の内から私が買受をお願いしたもの。許可されて有り難い。代金は来る3月晦日迄上納することを約す。金額記載なし。	蔵分	原本	状	1	○	85
1282 1158	F 1	嘉永5年閏2月 (1852年)・壬子		金子證文之事	○地方御用達借主:瀧三郎左衛門、証人:松浦五兵衛・加茂五郎 右衛門 ●松本市右衛門	金50両、但し、年利8分、これは他所なき入用に付き借用したもの。返済は元利共に、来る11月晦日とする。	蔵分 分類はF-2に該当する	原本	状	1	○	85
1283 1293	F 1	嘉永5年5月 (1852年)・壬子		大福帳	○瀧 内(裏表紙) ●なし	・御報金預かり口、大黒天金4000両積み、・御報金貸付口無利、請事取調 ・宮金預かり、天神金預かり、借入口、・田畑山林調べ(三郎左衛門買請の分) 等、その記載事項は雑多。	蔵分	原本	横半	1		
1284 1196	F 1	嘉永6年12月 (1853年)・丑		金談貸付預り金取調帳 瀧三郎左衛門	○なし ●なし	「当寅より已迄4ヶ年賦御下、金106兩2分、御上 内 金23兩2分2朱 寅分」のような記載例をもって挙列している。	蔵分	原本	横帳	1		
1285 1195	F 1	嘉永7年12月 (1854年)・寅		寅利足勘定差引取立帳 瀧三郎左衛門	○なし ●なし	「元金5兩 利2分2朱 12月27日取 〆5兩2分2朱」という記載を展開する。	蔵分	原本	横	1		
1286 1194	F 1	安政2年6月 (1855年)		卯年元利取立勘定帳 瀧三郎左衛門家内扣	○なし ●なし	「元 金5兩 久右衛門 利2分2朱 〆5兩2分2朱」という記載で挙列している。	蔵分	原本	横	1		
1287 542	F 1	安政3年8月 (1856年)・辰		なし (「分間道具買い戻しの件」)	○金谷:河村惣右衛門、同:河村市郎平、同:村松作右衛門、同: 戸田作左衛門 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	貴方の所持の分間道具、当方連中へ売渡したが、これは秘蔵の品に付き買い戻しをしたとのこと、これ承知した。		原本	状	1		
1288 1771	F 1	なし 4月12日 ・丑		覚	○初倉村米屋:金右衛門 ●上湯日村:御庄屋中	御蔵米5俵、これ残らず受取る。その使いは惣助と弥助。	蔵分	原本	状	1		
1289 1223	F 1	なし 10月 ・丑		覚	○上湯日村:瀧 三郎左衛門 ●金谷河原町:末広屋源市郎	米25俵 但し4斗2升入り、この米の売渡し代金を受取る。津出しは11月中になる、この書付けと引替えに米を渡すことになる。 同文書2枚あり。	蔵分	原本	状	2		
1290 1498	F 1	なし 11月1日 ・丑		覚	○末広屋源一郎 ●瀧 三郎左衛門	米75俵(4斗2升入り)、この代金34兩2分2朱と629文、これより前に勘定分の差し引き金3兩2分と432文を渡す、とある。	蔵分	原本	状	1		
1291 1187	F 1	なし 12月7日 ・丑		覚	○上湯日村:瀧 三郎左衛門 ●島田宿:清吉	米100俵(値段8斗9升替えて)、この代金45兩2分・永5文6分、この内売渡し手金10両を受取る。津出しは明日より行なう、残金は14日迄に渡してもらいたい、とある。	蔵分	原本	状	1		
1292 1499	F 1	なし 12月22日 ・丑		覚	○上湯日村引請人:八郎一、六兵衛 ●金谷老ヶ嶋:源市郎	米5俵、前金9斗2升替え、代金2兩1分・211文、この通り売渡し代金受取る。	蔵分	原本	状	1		
1293 1926	F 1	なし 12月24日 ・丑		覚	○末広屋:源四郎(金谷河原町) ●湯日村:瀧 三郎左衛門	12月9日米100俵(御蔵米75俵、作米25俵分)、この前金45兩1分2朱・516文、これを分割で渡し、残金1兩3分2朱相渡し。	蔵分	原本	状	1		

1294 1799	F 1	なし	12月26日 ・寅	覚	○岡田：善兵衛 ●瀧 三郎一	・御蔵米3俵は惣右衛門方より、・作米3俵は同人方より、・また作米3俵は藤右衛門方より、計米9俵、儘に預かる。来る卯6月末迄に定め相場にて勘定。	蔵分	原本	状	1		
1295 1221	F 1	なし	12月18日 ・寅	覚	○治郎右衛門 ●瀧 三郎市	屏風1双、銀箔付き、花房一様書12枚、代金70両、この屏風、この値段で渡したからには、金子のお払いを願いたい。	蔵分	原本	状	1		
1296 1231	F 1	なし	9月 ・卯	乍恐以書付奉願上候	○太田摂津守領分・佐野郡初馬村酒造屋主：小兵衛、同領分・藤原郡植松村酒造屋主：藤七 ●中泉御役所	拝借株の内1、酒造米高10石（小兵衛）、13石（藤七）、これは豊田郡只来村の鈴木三郎右衛門拝借株の内に属するが、その小兵衛と藤七が当卯年より5ヶ年季の出稼ぎしたく、村方や最寄り村々も承諾しているので、許可願いたい。	蔵分	原本	状	1		
1297 369	F 1	なし	12月20日 ・卯	覚	○嶋田町：伝次 ●上ゆひ村：三郎一	「つば」大小、1組、この代金1両3分2朱にて売らう、とあり。		原本	状	1	○	85
1298 535	F 1	なし	4月11日 ・巳	茶	○豊八（遠州岡田） ●上湯日：三郎市	茶3本口（5貫目、3貫目、3貫目）、この金子15両1分2朱、1匁8分2リ内、5兩程すでに渡し済なので、差引10両1分2朱・332文渡し。		原本	状	1	○	85
1299 533	F 1	なし	10月晦日 ・巳	覚	○近江屋文七（金谷） ●上湯日村：三郎左衛門	米150俵（この金67兩2分2朱・永114文1分9リ）、この内2月取替え分を差引き、金45兩1分2朱・永114文1分9リを渡す。		原本	状	1	○	85
1300 1761	F 1	なし	11月19日 ・未	覚	○八幡嶋孫次郎 ●明各	金子渡しの覚：金22兩は上湯日村・瀧三大夫へ、250兩は同村瀧三郎左衛門へ、30兩は同村六兵衛へ、以上3通、何の為の金子かは不明。	蔵分	原本	状	3		
1301 1783	F 1	なし	12月28日 ・未	覚	○金谷駅：油屋甚四郎 ●上湯日村庄屋	当末年の毛付代14貫900文、これより去る暮れの借用分を差引き13貫418文（金2兩184文）を受取る。	蔵分	原本	状	1		
1302 1795	F 1	なし	12月27日 ・申	覚	○金谷駅：油屋甚四郎 ●上湯日村御役人衆中	4貫400文、この金2分3朱・136文、この通り当申年の毛付、儘に受取る	蔵分	原本	状	1		
1303 354	F 1	なし	12月29日 ・酉	覚	○金谷宿：福田屋八兵衛 ●上湯日村御庄屋中	正月10日夕より4月8日朝迄、計7ヶ・代816文受取る。		原本	状	1		
1304 534	F 1	なし	12月25日 ・戌	覚	○嶋村：儀右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	丁字請け割返し分、金24兩・永937文5分、内、金21兩3分2朱7ヶ年上る、残り金3兩・永62文5分、これ相渡し皆済する。		原本	状	1	○	85
1305 1501	F 1	なし	12月 ・戌	覚	○島田宿孫兵衛代：大吉、清吉 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	米100俵（4斗入り）、この代金70兩2分・永88文2分2リ、内、前々渡しの分を差引き35兩2分・永88文2分2リ、雑費（駄賃等）を差引き、残金34兩1分・永166文を支払う。	蔵分	原本	状	1		
1306 541	F 1	なし	12月24日 ・亥	覚	○伊達方村：九八郎（遠州鈴木氏の印あり） ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	今70兩の金子證文の返付、内訳を記載する。		原本	状	1		
1307 1143	F 1	なし	6月2日	書状	○大阪や：庄三郎、源兵衛 ●瀧 三郎左衛門	異国船到来、引続き諸商売など日増しに不安。3月中よりやや景気立て直すも5月節句から又大不景気となり困窮、しかし何品でも上物はなく、大体の値段を報せておく、として、品物の値段の相場を記載している。	蔵分	原本	状	1		
1308 1135	F 1	なし	6月11日	書状	○川サキ：内藤伊兵衛 ●瀧 三郎左衛門	金子10兩、8月迄に取替え依頼。	蔵分	原本	状	1		
1309 1134	F 1	なし	9月5日	書状 （金子借用請取）	○掛川：与右衛門 ●湯日村：瀧 伝治	金子10兩の送付を頂き、感謝、その受け取りを報せる。	蔵分	原本	状	1		
1310 1163	F 1	なし		おぼへ	○喜八 ●嘉惣次	上下込3兩1分買ひ・5貫100目、この代金1兩3分3朱・136文、この内金3分を渡す。	蔵分	原本	状	1		
1311 1770	F 1	なし		覚	○上菊川：小作（丸屋） ●西深谷村（欠）十郎	米48俵、この代金19兩2分・銀5匁5分1厘、これ以外のものも加え、結局金21兩3分・銀3匁9厘、以上、切手米代金元利勘定として差し上げ。	蔵分	原本	状	1		

1312 1915	F 1	なし	なし (全国の長者書上)	○なし ●なし	公儀の日光参詣に付き、御用金の御用達が必要となる。そのご用達候補として全国における長者を列挙して示す。(例)大坂:鴻池善兵衛、本店11ヶ所、出店120ヶ所、など、全国に散在する豪商を挙げている。	蔵分 前欠の文書	原本	状	1		
1313 1156	F 1	なし	覚	○なし ●なし	貸金175兩2分、外に、58兩、計533兩2分、更に外に102兩1分1朱 総計635兩3分2朱 貸し金、とある。	蔵分	原本	状	1		
1314 1197	F 1	なし	(金銭貸付取調帳)	○なし ●なし	「卯年 利1半 金1兩 下 藤五郎」という書き方で、貸付に付いて列挙する	蔵分 分類はF-2に該当する	原本	横	1		
1315 538	F 1	なし	なし	○なし ●なし	金銭出納の一片、最後に、「差引金17兩2分不足」とある。		原本	状	1		
1316 2533	F 1	なし	米切手 (その1)	○略 ●略	短冊の形状。	蔵分	原本	状	一括		
1317 2534	F 1	なし	米切手 (その2)	○略 ●略	短冊の形状。	蔵分	原本	状	一括		
1318 1402	F 1	欠	貸借取調覚	○欠 ●欠	金銀の貸借に付いて対象人物名と金銭のみを列挙する。その中々として、元金 1兩3分2朱・銭200文、利息 1貫260文、元利 1兩3分2朱 1貫460文、とある。	蔵分	原本	状	1		
1319 1144	F 1	欠	書状 (包み紙あり・部分欠)	○江戸浜町三繩(後欠) ●上湯日村:瀧 賀惣次	「てっぼうの事よろしく頼む」、とあり、あと一枚は口上書(虫喰い・欠字あり)。	蔵分	原本	状	2		

F-2 商業-金融

1320 137	F 2	寛文元年12月27日 (1661年)・丑	手形之事	○上湯日村本主:六郎兵衛、同所:五郎兵衛、請人:三郎兵衛 ●上湯日村:孫右衛門	高7石5斗の地を米9俵3斗で買い取ったが、すぐ請け返され手形返還を求められた。この手形紛失したので改めて請取手形を渡して田地の返還をする。		原本	状	1	○	85
1321 808	F 2	寛文12年12月25日 (1672年)・子	我等名田高4石8升8合、7年季に売捌請取申金子之事	○上湯日村売主:彦八、同村證人:八郎右衛門・太郎左衛門 ●庄蔵	田高4石8升8合を5兩にて7年季で売渡す。この金子で年貢諸役を済ませ、また無尽金の掛け払い(1年1兩)を続ける。そして7年請け返しとする。		原本	状	1	○	85
1322 29	F 2	延宝元年12月18日 (1673年)・丑	借用申金子事	○上湯日村借主:清三郎、清兵衛、證人:伝七 ●同村:三郎兵衛	金2兩、これは年貢上納の為に借用、質物は下田1反9畝歩證人へ渡す、利息は2割半とする。		原本	状	1	○	85
1323 1859	F 2	延宝2年12月14日 (1674年)・寅	借用申す金子之事	○嶋田町主:七兵衛、上湯日村證人:三郎兵衛 ●下湯日村:仁左衛門	金10兩借用、利息2割半、返済は来る卯年11月10日本利金12兩2分の返金、急度済ませる。	蔵分	原本	状	1	○	85
1324 876	F 2	延宝2年12月25日 (1674年)・寅	借用申金子之事	○吹木村借主:清三郎、同所證人:清蔵・伝七郎 ●吹木村:三郎兵衛	金2兩2分、年貢に差支え借用、利息は1兩に付き1分半、質物は田地高の有る(所有)限り、とする。		原本	状	1	○	85
1325 170	F 2	延宝2年12月26日 (1674年)・寅	田地手形之事	○上湯日村売主:彦八、同所證人:庄蔵・八郎右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	金2兩1分にて、請け次第に下田2畝余を売り渡す。この代金の内1分は2割半宛て、年々利に利を加え勘定する。		原本	状	1	○	85
1326 173	F 2	延宝2年12月28日 (1674年)・寅	田地手形之事	○上湯日村売主:太郎左衛門、同所證人:庄蔵・八郎右衛門 ●同村:三郎兵衛	金1兩(江戸極め)、これは鎌塚瀧の水にて下田4畝14歩の地を10年季で売り渡す。借用金の1兩の内2分は2割半ずつ年々利に利を加え金と完済する。		原本	状	1	○	85
1327 128	F 2	延宝3年12月23日 (1675年)・卯	売渡し申田畑之事	○上湯日村売主:総右衛門、同所證人:藤三郎・八郎右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	総右衛門は高12石8斗の本・新田を金22兩1分にて売却(請け返しにて)、しかも彼はこの田地を売り渡したあともこの田地を頼納質として小作している。		原本	状	1	○	85
1328 46	F 2	延宝3年12月23日 (1675年)・卯	(借用申金子之事)	○上湯日村借主:十左衛門、同所證人:仁右衛門 ●同村:三郎兵衛	金7兩2分、これは年貢に困り、我らの持つ田地(たいしの談道上・道下・いえ前)を證人に預け、借用する。利息は2割半。		原本	状	1	○	85
1329 120	F 2	延宝3年12月24日 (1675年)・卯	売渡し申田畑之事	○上湯日村売主:五郎兵衛、同證人:六郎兵衛、外證人3名 ●上湯日村:三郎兵衛	本田高5石5斗5升8合、新田高1石2斗7升3合の2口、金18兩にて請け返しに売り渡す。代金8兩に2割半ずつ年々利に利を加え勘定する。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
1330 171	F 2	延宝3年12月28日 (1675年)・卯		売渡し申田畑之事	○上湯日村売主:六郎兵衛、同所證人:五郎兵衛・彦右衛門・外 ●同村:三郎兵衛	本田・新田2口合7石6斗3升9合の地、これを金18兩で、請返しに売渡す。 請け返しの節は上記金子に2割半ずつ利を加え勘定する。		原本	状	1	○	85
1331 141	F 2	延宝3年12月25日 (1675年)・卯		本田坪付・新田坪付	○上湯日村売主:五郎兵衛、同所證人:六郎兵衛・長右衛門・外 ●同村:三郎兵衛	本田坪付11口、分米合5石5斗5升8合、新田坪付7口、分米合1石3斗6升 4合、を掲載。田地売買担保の坪付か。		原本	折紙	1	○	85
1332 155	F 2	延宝3年12月28日 (1675年)・卯		売渡申田地之事	○上湯日村売主:六郎兵衛、同所證人:又兵衛・八郎右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	高5石3斗3升の田地を、金20兩(江戸極め)で売り渡す。請け返しの節はこ の代金に2割半の利息を付けて返済する。		原本	状	1	○	85
1333 877	F 2	延宝4年12月22日 (1676年)・辰		売渡シ申田畑手形之事	○下湯日村売主:吉左衛門、上湯日村證人:三郎兵衛、下湯日村 一郎兵衛、清右衛門 ●下湯日村:次郎右衛門	田畑山林とも73兩にて売り渡す。その内、62兩2分は瀧三郎兵衛の払い金と し、残る10兩2朱は当年貢諸役の払いにあてる。この地内の高10石余の分は 前々の仕来りて平右衛門が諸役諸入用を負担することとする。		原本	状	1	○	85
1334 56	F 2	延宝4年12月26日 (1676年)・辰		借用申金子之事	○上湯日村借主:六郎兵衛、同村:太郎兵衛、同村證人孫兵衛 ●下湯日村:清太夫	金1兩2分借用(但し江戸1分金)、この借用の内、太郎兵衛が1兩、その質物 として、鎌塚の新田下田3畝余、六郎兵衛が2分、その質物として五左衛門屋敷 の新田畑3畝余とし、利息は2割半、返済は元利共に、来る巳年暮れとする。		原本	状	1	○	85
1335 18	F 2	延宝5年閏12月28日 (1677年)・巳		我等名田小深田ニテ上田1反歩書入借用申金子之 事	○上湯日村借主:吉兵衛、同所證人:長作 ●同村:弥五兵衛	金2兩2分(江戸小判にて)借用、質物は標題に表示の通り、利息は2割半、返 済は元利共に来る午年中とする。		原本	状	1	○	85
1336 895	F 2	延宝6年12月10日 (1678年)・午		(田地売渡に付き取決め)	○田畑売主:平三郎、證人:小左衛門・次郎右衛門 ●下湯日村:仁左衛門	午年の年貢に差詰まり田畑高12石9斗、居屋敷・山林やぶくねは、残らず売渡 し、代金24兩(江戸小判にて)受取る。売渡しの田畑の内、家屋敷谷畑・原畑 小林やぶくねは、年貢も納めて来たし、また地主吉左衛門貴殿に売渡した地高の 内10石地は前々より諸役入用を勤めて来たので家屋敷谷畑は当方へ預けて欲しい。 その代わりに無尽を2つ上湯日村に掛けてその掛金は自分が納める。		原本	状	1	○	85
1337 118	F 2	延宝6年12月25日 (1678年)・午		売渡申す田地之事	○上湯日村売主:又兵衛 ●同村:三郎兵衛	高2石8斗6升の地を代金8兩2分(但し江戸極め)で売渡す。但し、我ら子孫 がこの代金を調え土地請け返しを求めた場合はお返し願いたい。よってこの土地 を売り替えなどしないで欲しい。		原本	状	1	○	85
1338 157	F 2	延宝8年4月22日 (1680年)・申		我等名田売渡し申手形之事	○上湯日村本主:孫右衛門、證人:久右衛門・藤三郎 ●同村:三郎兵衛	下田3畝18歩、これを金1分2朱にて売渡す。但し、請け返しの節は利息1割 2分の勘定で元利共に返金する。		原本	状	1	○	85
1339 520	F 2	延宝9年5月25日 (1681年)・酉		馬買金ニ差詰り借用申金 子之事	○金谷町借主:加兵衛、湯日村證人:八太夫・次郎右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	金5兩借用、利息は2割とする。返済は11月中、元利共に6兩として。		原本	状	1	○	85
1340 6	F 2	天和元年12月15日 (1681年)・酉		借用申金子之事	○田代村借主:十三郎、證人上湯日村:長助 ●上湯日村:三郎兵衛	金2分、これは年貢上納に困り借用する。質物は名田5畝歩、利息は2割半、返 済は、元利共に来る戌11月20日とする。		原本	状	1	○	85
1341 1863	F 2	天和元年12月29日 (1681年)・酉		我等御配之田地高3石地、質物ニ書入借用申金子 之事	○上湯日村借主:長右衛門、證人:次郎兵衛 ●田村三郎兵衛	金2兩2分(江戸極め)、外に米3斗、これは年貢上納の為に借用。質物は標題 の通り。利息は2割半。	蔵分	原本	状	1	○	85
1342 505	F 2	天和2年12月28日 (1682年)・戌		借用申金子之事	○上湯日村借主:次郎右衛門、同升證人:久兵衛 ●同村:三郎兵衛	金2兩1分借用、質物は我ら名田の全て。利息は2割。返済は元利共に、来る亥 年の暮れ。		原本	状	1	○	85
1343 893	F 2	天和4年2月18日 (1684年)・子		借用申金子之事	○上湯日村借主:徳右衛門、同所證人:藤三郎 ●同村:三郎兵衛	3兩2分100文借用、利息2割、質物は家屋敷・山林共に、返済は元利共に、 来る子年暮れとする。		原本	状	1	○	85
1344 168	F 2	貞享元年12月28日 (1684年)・子		(田地手形の事)	○上湯日村売主:伝藏、同所證人:八郎太夫・藤三郎 ●同村:三郎兵衛	田地:本田高5石6斗2升・新田高1石6斗余、これを2年季にて売渡す。本田 付隨の藪地も共に渡す。その代金16兩3分2朱(小判にて)受取る。なお渡した 質物年季すぎれば他所へ売渡しても文句はない。		原本	状	1	○	85
1345 48	F 2	貞享2年12月8日 (1685年)・丑		借用申金子之事	○上湯日村借主:五郎兵衛、同所證人:次郎兵衛・彦右衛門 ●同村:三郎兵衛	2兩2分(江戸極め)借用、この質物は名畑新田の内、畑敷8畝、茶共に書き入 れ證人へ渡す、利息は2割とする。		原本	状	1	○	85

1346 1843	F 2	貞享2年12月23日 (1685年)・丑	借用申金子之事	○下湯日村借主:三七郎、證人下湯日村:次兵衛 ●上湯日村:五兵衛	金1両、これは年貢納入の為に借用、利息は2割5分、質物は、前新田散田米7斗地、宮沢の散田7斗の地として渡し、これにて利息分を引取ることとする。返済は来る寅年暮れとする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1347 438	F 2	貞享3年正月20日 (1686年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主:又兵衛、同村請人:長作 ●上湯日村:三郎兵衛	金2分借用、利息2割とする、返済は元利共に12月20日、返済が滞る場合は質物の私有を認める。		原本	状	1	○	85
1348 35	F 2	貞享3年12月28日 (1686年)・寅	我等名本田新田高1石8斗余しち物に書入借用申金子之事	○上湯日村借主:久助、同村證人:八兵衛・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	金6両(但し江戸極め)借用、利息は米3俵、これは来る卯年暮れ中に散田米春極め6俵の内から利息分の引取とする。返済滞る場合は質物田地は永渡す。		原本	状	1	○	85
1349 139	F 2	貞享4年1月16日 (1687年)・卯	手形之事	○上湯日村本主:彦右衛門、同所證人:六兵衛・甚兵衛・長作 ●同村:三郎兵衛	田畑交換取交わし、すなわち、彦右衛門の持地、上畑1畝10歩・上畑2畝12歩の2ヶ所と三郎兵衛の持地、上畑2畝10歩、上田4畝余の2ヶ所を互いに交換。(彦右衛門の持地が三郎兵衛屋敷の前にあったからか)。		原本	状	1	○	85
1350 506	F 2	元禄2年5月4日 (1689年)・巳	(金子建替えの件)	○下湯日村預り主:八太夫 ●上湯日村:三郎兵衛、又兵衛	昨年12月20日、御屋敷の金子10両2分、私が預かっているところであるが今度江戸御勘定に付き、急に取立てとなり困惑している。急なことで金子を調えることができず貴殿にお願いして立替え納入してもらった。この金子当年暮れ中に御蔵前にて受取ってもらいたい。		原本	状	1	○	85
1351 880	F 2	元禄3年2月21日 (1690年)・午	我等名田5年季ニ売渡し申田地手形之事	○上湯日村売主:八郎太夫、同村請人:六兵衛・甚兵衛・久兵衛 ●同村:三郎兵衛	高合6石6斗6升7合の名田を、代金22両1分にて5年季にて売渡す。年季内であっても返金すれば土地は請け返しできるものとする。		原本	状	1	○	85
1352 359	F 2	元禄3年2月 (1690年)・午	(断簡)	○下湯日村證人:七左衛門、八左衛門、甚五左衛門 ●八太夫	八太夫が市右衛門に田地を質入れた。本紙はこの田地証文と思われるが前文欠なので内容を知ることができない。	文章前欠	原本	状	1		
1353 806	F 2	元禄3年2月 (1690年)・午	請次第売渡し申田地之事	○下湯日村地主:市郎右衛門・七左衛門・八左衛門・甚五左衛門 ●同村:八太夫	我ら名田高5反7畝19歩を坪付を添えて渡し、代金6兩3分・1貫150文を受取る。借用理由は年貢諸役の為。返金した時この田地を返却されたい。		原本	状	1	○	85
1354 873	F 2	元禄4年正月27日 (1691年)・未	拾年季ニ売渡し申田地手形之事	○上湯日村売主:吉兵衛、同断:孫太夫、同所請人:六兵衛・彦兵衛・長太夫 ●三郎兵衛	高合2石5斗6合、この田地を、代金5兩2分・500文にて、10年季で売渡した。この田畑の内お借けとして一部を返してもらいたい。また今後年季内であっても代金の返金が成れば田地全て返してもらおうこととする。		原本	状	1	○	85
1355 164	F 2	元禄6年3月13日 (1693年)・酉	質物ニ相渡申田地之事	○下湯日村本主:平六、同所請人:仁左衛門、上湯日村請人:甚兵衛 ●三郎兵衛	金24両、これは年貢諸役の為に借用、質物は高合10石8斗4合の田地。この田地、私が同村平三郎名田を質にとったものであるが、これを手形と共に貴方にそっくり渡す。平三郎が金子返金の節は田地の返却を願いたい。		原本	状	1	○	85
1356 41	F 2	元禄6年12月13日 (1693年)・酉	我等名原畑高八斗地余並に切添之畑共ニ茶不残質物ニ相渡し借用申金子之事	○上湯日村借主:長右衛門、同断:金十郎、外、同所證人4名 ●同村:三郎兵衛	金5両(江戸小判)、これは年貢納入の為に借用、質物は標題の通りで、その質物は證人に預ける。利息は1両。		原本	状	1	○	85
1357 907	F 2	元禄6年12月25日 (1693年)・酉	五年季相渡し申田地手形事	○上湯日村売主:長右衛門、同所證人:八郎太夫・市右衛門・外 ●同村:三郎兵衛	高1石4斗余の田地、5年季として代金1両にて売渡す。但しこの田地は請證人が預かり年貢諸役を勤め、作徳米として米2斗4升を提出する。		原本	状	1	○	85
1358 15	F 2	元禄7年11月21日 (1694年)・戌	借用金子之事	○上湯日村借主:太郎左衛門、同村證人:市右衛門・甚兵衛 ●同村:三郎兵衛	金子2分を借用する。この質物は名田の内上田3畝歩、利息は1分に付き米5升と決める。そしてこの利子分の米は彦八郎分の田地を貴方に渡すのでこれより利子分を差引いてもらうこととする。		原本	状	1	○	85
1359 177	F 2	元禄7年12月19日 (1694年)・戌	(田地手形之事)	○上湯日村本主:太郎左衛門、同村證人:八郎右衛門・市右衛門・甚兵衛、 ●同村:三郎兵衛 太郎左衛門、与右衛門の奥書あり。	高4石8升8合の、年季買受した彦八郎名田がある。この度私は年貢賄いに困りこの田地の内2石3升2合分を手形と共に貴方に渡し、金3兩2分を受取った。このことに誰も異論はないが、彦八郎が金子を出したならばこの名田、彦八郎に渡していただきたい。		原本	状	1	○	85
1360 121	F 2	元禄7年12月20日 (1694年)・戌	拙者名田高2石6升4合、十年季に相渡し申手形之事	○上湯日村本主:長兵衛、同所證人:彦右衛門・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	標題の名田を10年季に渡し代金4両を受取る。年貢賄いの為である。年季中でも代金4両返金すれば名田は返してもらおう。		原本	状	1	○	85
1361 801	F 2	元禄8年12月17日 (1695年)・亥	拾年季ニ相渡し申田地手形之事	○上湯日村売主:孫太夫、同所證人:彦右衛門・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	高1石3斗6升(本田)・5斗3合(新田)、これを代金5兩2分にて10年季に貴方に渡す。年貢賄いの為である。但し年季中でも金子返済次第上記田地は返却されるものとする。		原本	状	1	○	85

1362 894	F 2	元禄9年2月21日 (1696年)・子	売渡し申山林竝芝間之事	○上湯日村売主：彦右衛門、同所證人：甚兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	田地付き山林・芝間を合わせて、代金2両(小判)で売渡す(坪付あり)。山の伏採、芝間の開発は自由にされたい。		原本	状	1	○	85
1363 803	F 2	元禄9年2月21日 (1696年)・子	十年季売渡し申田地之事	○上湯日村売主：彦右衛門、同所證人：甚兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	年貢上納に詰まり、本・新田共に高2石3升3合の土地を、金8両(小判)にて年季請け返しに売渡す。		原本	状	1	○	85
1364 163	F 2	元禄9年11月19日 (1696年)・子	拙者名田高1石9斗2升4合地 10年季に売渡し申手形之事	○下湯日村田地売主：清太夫、同村證人：吉左衛門・仁左衛門、外 ●上湯日村：三郎兵衛	高1石9斗2升4合の田地を10年季に売渡し、金3両(江戸小判)を受取る。但し、年季内でも金子返却の際は田地請け戻すことを条件とする。		原本	状	1	○	85
1365 908	F 2	元禄9年11月25日 (1696年)・子	拙者名田高3石1斗5升3合地 10年季ニ売渡し申手形之事	○下湯日村田地売主：八太夫、組頭證人：彦左衛門、庄屋：仁左衛門 ●上湯日村：三郎兵衛	標題の名田石高10年季で売渡ししたその代金9両(江戸小判)を受取る。但し年季内であっても金子調達次第では請け返しができるものとする。坪付添付あり。		原本	状	1	○	85
1366 147	F 2	元禄9年12月22日 (1696年)・子	拙者名田高1石9斗8升4合地 10年季に売渡し申手形之事	○上湯日村本主：善四郎、同所證人：彦右衛門・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	拙者名田標題の通り10年季で売渡す、その代金8両(江戸小判)を受取る。但し年季内でも金子返済次第では名田請け返しができるものとする。		原本	状	1	○	85
1367 872	F 2	元禄9年12月30日 (1696年)・子	拙者名田高3石6斗5升9合10年季ニ相渡し請取申代金之事	○上湯日村本主：九右衛門、同所證人：金兵衛、彦右衛門、外1 ●同村：三郎兵衛	金16両借用し、標題の名田を10年季で渡す。但し年季内であっても請け返し可納とする。		原本	状	1	○	85
1368 162	F 2	元禄10年12月5日 (1697年)・丑	拙者名田十年季ニ売渡し申手形之事	○下湯日村売主：八太夫、同所證人：彦右衛門・仁左衛門・外1 ●上湯日村：三郎兵衛	1つは下湯日内、1つは上湯日内の2口の田地高合2石8斗3升8合を、10年季に売渡し、その代金8両(江戸小判)を受取る。但し年季内請返し可納とする		原本	状	1	○	85
1369 122	F 2	元禄10年12月21日 (1697年)・丑	拙者名田5畝18歩十年季ニ売渡し申手形之事	○上湯日村売主：八郎太夫、同所證人：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題に記す名田5畝18歩を10年季に売渡し、その代金5両1分(江戸極め)を受取る。但し年季内での請け返しもできるものとする。		原本	状	1	○	85
1370 175	F 2	元禄10年12月25日 (1697年)・丑	拙者親長右衛門・同村左次右衛門と申者名田年季ニ売置申田地之内、中田2反24歩之所、此度拾年季ニ貴殿売渡し申手形之事	○上湯日村売主：文二郎、同所證人：八郎太夫・甚兵衛・作左衛門 ●同村：三郎兵衛	標題の田地高2石4斗9升6合の地、10年季に売渡し、その代金5両2分(江戸小判)を受取る。但し年季内であっても請け返しはできるものとする。この田地の先の持主左次右衛門から金子調え返進すれば此又請け戻し可能とする。		原本	状	1	○	85
1371 522	F 2	元禄11年5月29日 (1698年)・寅	借用申金子之事	○下湯日村借主：清八郎、同村證人：五郎兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	金1両2分借用、理由は年貢上納の為、利息は1割半、質物は自分屋敷内の田方1反歩の地、返済は元利共に、寅年10月20日とする。		原本	状	1	○	85
1372 174	F 2	元禄11年12月23日 (1698年)・寅	(請次第売渡し申田地手形之事)(標題は長文の為省略)	○下湯日村売主：八太夫、同村庄屋證人：仁左衛門、同村組頭證人：彦右衛門 ●上湯日村：三郎兵衛	標題は次のようにある。「当寅御年貢米並諸方指詰り、難儀仕候テ同村庄屋仁左衛門並組頭彦右衛門頼入、段々御申中、拙者名田之内坂下にて上田1反1畝12歩・此分米1石4斗8升2合地、別紙にて坪付仕請次第売渡し申田地手形之事」。かくして金子5両(江戸新金)を調達し、年貢諸払い方を済ませる。		原本	状	1	○	85
1373 901	F 2	元禄11年12月25日 (1698年)・寅	拙者名田拾年季ニ売渡し申田地手形之事	○上湯日村売主：伊左衛門・九郎兵衛、同村證人：八兵衛・外1 ●同村：三郎兵衛	標題名田高1石5升4合の地を10年季に売渡し、その代金6両(江戸小判)を受取る。		原本	状	1	○	85
1374 890	F 2	元禄11年12月27日 (1698年)・寅	拙者名田拾年季ニ相渡 代金請取申手形之事	○上湯日村売主：善三郎、同村證人：六兵衛・善四郎 ●上湯日村：三郎兵衛	標題の10年季に売渡す名田の高2石3斗7升、これを10年季に渡し、代金8両1分2朱を受取る。		原本	状	1	○	85
1375 159	F 2	元禄12年正月21日 (1699年)・卯	拙者名田拾年季ニ売渡し申手形之事	○上湯日村売主：吉兵衛、同所證人：善三郎・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	高合1石6斗3升の田地を10年季で売渡し、その代金4両1分(江戸極め)を受取る。		原本	状	1	○	85
1376 367	F 2	元禄12年3月19日 (1699年)・卯	我等均之芝間上湯日村之内神カ道にて長6間横2間所売渡し申書願之事	○下湯日村：小兵衛、上湯日村證人：甚兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	標題の芝間を貴方に渡し、その代金500文受取る。この芝間、自分では開発出来なかったが、貴方は自由に開発してよいし、又年貢の上納も貴方が行なう。		原本	状	1	○	85
1377 884	F 2	元禄12年12月23日 (1699年)・卯	拙者名田拾年季ニ相渡し申田地手形之事	○上湯日村本主：九右衛門、同所證人：金兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田高7斗6升を10年季に渡し、その代金5両2分(江戸小判)を受取る。年季内での請け返しも可能とする。		原本	状	1	○	85
1378 129	F 2	元禄12年12月27日 (1699年)・卯	拙者名田鎌塚敷下ニテ下田4畝歩10年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主：文市、同村證人：八郎太夫 ●同村：三郎兵衛	標題名田の高4斗を10年季に渡し、その代金1両1分・200文を受取る。年季内でも請け返しは可能とする。		原本	状	1	○	85
1379 804	F 2	元禄13年正月29日 (1700年)・辰	拙者名田拾年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主：吉兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題名田高2石1升9合(本・新田)を10年季に渡し、その代金2両・360文を受取る、年貢納入の為。但し年季内でも請け返しは可能とする。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号	
1380 127	F 2	元禄13年	1月29日	(1700年)・辰	我等名田高6斗4升3合10年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主：八郎兵衛、同所證人：甚兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田：下田・下畑共、高合6斗4升3合を10年季に渡し、その代金1兩3分を受取る。来る巳年春から土地支配が移動する。		原本	状	1	○	85
1381 136	F 2	元禄13年	1月2月3日	(1700年)・辰	拙者仕配仕候原畑作之右衛門分不残質物ニ相渡し申手形之事	○上湯日村地主：文二郎、同村證人：長大夫・太郎左衛門 ●同村：三郎兵衛	標題の畑を6年季売りとして渡し、その代金3分2朱を受取る。6年目に代金返済できない場合、以後1年毎の契約にする。		原本	状	1	○	85
1382 169	F 2	元禄13年	1月2月3日	(1700年)・辰	我等名田下田3畝26歩之所質物ニ相渡し借用申金子之事	○上湯日村本主：善四郎、同村證人：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田高3斗8升6合を質物として渡し、当年買賄いに困り、金1兩1分(江戸極め)を借用する。		原本	状	1	○	85
1383 126	F 2	元禄13年	1月2月18日	(1700年)・辰	(開発地売渡證文) (標題は長文なので適用欄にまわす)	○上湯日村本主：善三郎、同所證人：善四郎・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題は次のように言う。「我仕配之内、沢口と申所ニテ芝間並古川通り共ニ4畝余の所、3畝歩開発いたし、残り河原、我等開発難成候ニ付貴様へ売渡シ申手形の事」、として、その代金3兩(江戸極め)を受取る。		原本	状	1	○	85
1384 161	F 2	元禄13年	1月2月20日	(1700年)・辰	我等名田高1石5斗8升5合10年季売渡し申手形之事	○上湯日村本主：庄兵衛、同所證人：太郎左衛門・甚兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田を10年季で売渡、その代金3兩1分(江戸極め)を受取る。但し10年季内であっても請け戻しは出来るものとする。		原本	状	1	○	85
1385 881	F 2	元禄13年	1月2月28日	(1700年)・辰	請次第ニ売渡申田畑之事	○下湯日村売主：八大夫、同村庄屋請人：亦兵衛、外1名 ●上湯日村：三郎兵衛	水帳記載の高5石5斗1升5合の田畑を、請次第に売渡し、その代金7兩(江戸小判)を受取る。坪付を別紙にて渡す。あくまでも請次第の売渡し。		原本	状	1	○	85
1386 875	F 2	元禄14年	1月2月23日	(1701年)・巳	拙者名畑4畝24歩拾年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主：九郎右衛門、同村證人：金兵衛・六兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	標題の名畑を10年季に売渡し、その代金3兩(江戸極め)を受取る。		原本	状	1	○	85
1387 11	F 2	元禄14年	1月2月	(1701年)・巳	我等名田沢口之中田2畝22歩ノ所質物ニ書入借用申金子之事	○上湯日村借主：三右衛門、同所證人：甚兵衛 ●同村：三郎兵衛	年貢上納に困り、標題の名田を質物に金1兩2分(江戸極め)を借用。利子は2割半、来る午年4月元利共に返済する。		原本	状	1	○	85
1388 883	F 2	元禄15年	1月20日	(1702年)・午	我等名田下田4畝23歩之所をしちに書入借用申金子之事	○上湯日村本主：八兵衛、同村請人：五郎兵衛 ●同村：三郎兵衛	巳年の年貢上納に困り、標題の名田を質入れして金2分を借用する。利息は2割と決める。		原本	状	1	○	85
1389 899	F 2	元禄15年	6月16日	(1702年)・午	質物相渡し申田地之事	○上湯日村本主：与右衛門、同所請人：太郎左衛門 ●同村：三郎兵衛	高1斗3升の田地を質物にして、金2分2朱を借用する。この田地は請人預かり支配し、加地子米を年3分1割ずつ済ませることとする。		原本	状	1	○	85
1390 800	F 2	元禄15年	1月2月21日	(1702年)・午	売渡シ申田地手形之事	○上湯日村本主：市右衛門、同村證人：庄蔵・太郎左衛門 ●同村：三郎兵衛	本・新田共高11石6斗3升6合を売渡し、代金22兩(江戸小判)を受取る。但し、この売買は請け戻しが出来ることが条件。		原本	状	1	○	85
1391 31	F 2	元禄15年	1月2月25日	(1702年)・午	拙者名田高3升3合拾年季ニ売渡し申手形之事	○上湯日村本主：文之助、同村證人：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田(新田)を代金2分(江戸極め)で10年季で売渡す。年貢納入のため。年季内でも請け戻しは出来るものとする。		原本	状	1	○	85
1392 133	F 2	元禄15年	1月2月27日	(1702年)・午	拙者名田ニテ上田8畝歩質物ニ相渡し申手形之事	○上湯日村借主：長左衛門・長大夫・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	年貢上納の為に、標題の名田を質物に、金1兩2分を借用する。この質物田地は證人の預かりとし、作徳米3斗ずつ年々提出する。		原本	状	1	○	85
1393 26	F 2	元禄15年	1月2月28日	(1702年)・午	拙者名田十年季売渡し申手形之事	○上湯日村本主：庄兵衛、同村證人：太郎左衛門 ●同村：三郎兵衛	年貢上納の為新田高8升を10年季に売渡し、代金1分を受取る。		原本	状	1	○	85
1394 149	F 2	元禄15年	1月2月28日	(1702年)・午	拙者名田屋敷之内ニテ下田4畝18歩上畑6畝12歩 10年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主：善兵衛・善四郎・彦二郎・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	当午の年貢上納の為、標題の名田を10年季に相渡し、代金1兩を受取る。なおこの田地は證人が預かり支配し、作徳米2斗ずつ年々提出する。		原本	状	1	○	85
1395 165	F 2	元禄15年	1月2月28日	(1702年)・午	三年季ニ売渡し申田地之事	○上湯日村売主：伊右衛門、同所：伊左衛門 ●三郎兵衛	本田・新田共に高2石4斗7升2合を金7兩にて3年季に売渡す。但しこの田地は元同村七蔵の名田であった、七蔵死後嶋田町の六兵衛女房の手に渡ったが、この六兵衛遠方にて支配ままならず、その結果七蔵の親類にあたる我がらが支配するようになったもの。	通し番号1396と関連	原本	状	1	○	85
1396 882	F 2	元禄15年	1月2月28日	(1702年)・午	拙者共名田本田高1石6斗7升2合・新田高8斗質物に相渡借用申金子之事	○上湯日村借主：伊左衛門・伊右衛門、同村證人：彦左衛門・次郎兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田は嶋田町六兵衛女房くから請取った田地、これを質物に金7兩を受取る。その年貢賄金を六兵衛方へ渡しているが、この田地私が支配し年貢諸役を勤める。上記金子の利分として毎年米3俵半を三郎兵衛方へ差し出す。	通し番号1395と関連	原本	状	1	○	85

1397 909	F 2	元禄16年11月11日 (1703年)・未	請次第ニ売渡し申田地手 形之事	○下湯日村売主:平六、組頭證人:七左衛門、庄屋證人:又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	金27兩(江戸新判)、これは年貢諸払いに詰まり、請次第に売渡したも の。質物は高5石7斗9升7合の田地(坪付覚掲載)、期限定めぬ請け戻し可能。		原本	状	1	○	85
1398 143	F 2	元禄16年12月8日 (1703年)・未	拙者名田2年季ニ売渡し 申手形之事	○下湯日村金預主:八太夫、同村請人:又兵衛、上湯日村請人: 三右衛門、 ●上湯日村:三郎兵衛	未の年貢に困り、2石2斗4升9合の名田を2年季で売渡し、金4兩(江戸小判) を受取る。この名田は請人が預かり支配し年貢諸役を勤め、加地子米は2俵づ つ渡すものとする。		原本	状	1	○	85
1399 145	F 2	元禄17年3月15日 (1704年)・申	手形之事	○上湯日村売主:吉兵衛、同村證人:九右衛門 ●同村:三郎兵衛	自分扣地の芝間を3歩程開発したが、この芝間300文にて貴殿へ売渡す。		原本	状	1	○	85
1400 49	F 2	宝永元年6月26日 (1704年)・申	借用申金子之事	○下湯日村借主:八太夫、上湯日村作人:市郎兵衛、同村證人: 三右衛門 ●三郎兵衛	金3分(江戸小判)を借用、利息は金1分に付き米2升ずつと決め、当申10月 より作人・借主で返済する。		原本	状	1	○	85
1401 150	F 2	宝永元年12月20日 (1704年)・申	我等名田本高1石5斗6升3合新田高9斗4升 地十年季ニ売渡し申手形之事	○上湯日村売主:与右衛門、同所證人:市右衛門・太郎左衛門 ●同村:三郎兵衛	標題の田地を10年季に渡し、その代金3兩・1貫文を受取る。年貢上納の金子 工面にする。		原本	状	1	○	85
1402 132	F 2	宝永元年12月23日 (1704年)・申	我等名田鎌塚ニテ下田1畝6歩・下田1畝2歩之 所 十年季ニ相渡し申手形之事	○上湯日村本主:善兵衛、同所證人:善三郎・三右衛門 ●同村:三郎兵衛	標題の名田を10年季にて渡し、その代金1兩を受取る。		原本	状	1	○	85
1403 40	F 2	宝永2年2月10日 (1705年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村借主:五郎助、同所請人:甚兵衛・仁右衛門 ●同村:三郎兵衛	金2兩(江戸極め)を借用、利息2割半、返却は当年暮れ。借用理由は親類に当 たる清蔵の三郎兵衛との関係を解消するため。		原本	状	1	○	85
1404 805	F 2	宝永2年2月19日 (1705年)・酉	我等名田請次第ニ相渡し申 田地手形之事	○下湯日村本主:惣吉、同所證人:七左衛門・又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	金2兩、これは年貢に差詰まり借用、質物は高4斗3升2合の田地、利息は年米 1俵、借用期間の記載はないが、借金返済の時、請け戻しということ。		原本	状	1	○	85
1405 432	F 2	宝永2年3月26日 (1705年)・酉	預り申金子之事	○下湯日村預主:八太夫 ●上湯日村:三郎兵衛	金2兩、これは我等開発が滞り借用、この金子、来る4月中に新茶を売り支払い にあててを約す。		原本	状	1		
1406 47	F 2	宝永2年12月24日 (1705年)・酉	拙者居屋敷・畑共ニ質物相渡し、借用申金子之事	○上湯日村借主:忠右衛門、同所證人:金兵衛・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	金2兩、これは標題の質物を渡して借用した金子。利息は2割、返済は、元利と も来る戌年暮れとする。		原本	状	1	○	85
1407 888	F 2	宝永3年2月12日 (1706年)・戌	売渡し申古河原芝間之事	○上湯日村本主:吉兵衛・孫兵衛、同所證人:六兵衛・甚兵衛 ●同所:三郎兵衛	私名田地付きの古川原の反別7畝余の芝間、私では開発出来ず、金1兩で貴方に 売渡す。		原本	状	1	○	85
1408 28	F 2	宝永3年12月5日 (1706年)・戌	借用申金子之事	○下湯日村借主:久兵衛、證人:七左衛門・八左衛門・彦右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	金5兩これは、年貢工面の為に借用。質物は高5石余の名田、利息は2割、返済 は元利共、来る亥年暮れとする。		原本	状	1	○	85
1409 117	F 2	宝永3年12月28日 (1706年)・戌	拙者名田下田4畝22歩・上畑6畝18歩5年季 ニ相渡し代金只今儘請取申手形事	○上湯日村本主:善兵衛、同所證人:善三郎・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	標題の名田を5年季に渡し、金3兩(小判)を受取る。		原本	状	1	○	85
1410 913	F 2	宝永3年12月28日 (1706年)・戌	拙者名田高2石1斗1升6合請次第売渡し申田地 手形之事	○上湯日村売主:長太夫、同村證人:庄三郎・六兵衛 ●同村:三郎兵衛	標題の田地を渡し、その代金6兩3分(江戸極め)を受取る。但し金子返済時に 請け戻し。		原本	状	1	○	85
1411 435	F 2	宝永3年12月28日 (1706年)・戌	拙者名田上田1反14歩質物ニ相渡し借用申金子 之事	○下湯日村借主:小左衛門、上湯日村證人:伊左衛門・六兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	金1兩2分、これは当分の年貢工面に借用。利息は2割半、返済日は元利共に来 る亥年の暮れ。		原本	状	1	○	85
1412 134	F 2	宝永4年2月11日 (1707年)・亥	拙者名田高1石6斗6升9合十年季に売渡し申手 形之事	○上湯日村売主:市右衛門、同村證人:平兵衛・甚兵衛 ●同村:三郎兵衛	標題の名田を10年季に売渡し、金7兩1分(江戸極め)を受取る。		原本	状	1	○	85
1413 430	F 2	宝永4年12月22日 (1707年)・亥	借用申金子之事	○上湯日村借主:久兵衛、同所證人:善兵衛 ●同村:三郎兵衛	合1分借用、利息は2割半、返済は来年度の10月値段で1分1朱分の米で返済 する。		原本	状	1	○	85
1414 20	F 2	宝永4年12月23日 (1707年)・亥	拙者;名田ニテ上田8畝12歩質物書入借用申金 子之事	○上湯日村借主:長左衛門 ●同村:三郎兵衛	標題の名田を質物として金1兩を借用。当年度の年貢上納の為。利息2割、質 地は来る子春より請人が管理し、年々金子1分ずつ作徳米を払うこととする。		原本	状	1	○	85
1415 914	F 2	宝永4年12月27日 (1707年)・亥	拙者名畑ニ又沢ニテ3畝、屋敷原ニテ2畝、下原 新畑不残相渡し請取申金子之事	○上湯日村売主:伊右衛門、同所證人:伊左衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	標題の名畑を渡し、その代金2兩2分・614文を受取る。		原本	状	1	○	85

1416 156	F 2	宝永5年閏正月 (1708年)	拙者名田十年季ニ相渡し申す田地手形之事	○上湯日村売主：義右衛門、同所証人：五郎兵衛・甚兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	高合3石2升7合の田地を渡すことで、金9兩・300文を受取る。これは年季売買で10年季とする。		原本	状	1	○	85
1417 142	F 2	宝永5年2月12日 (1708年)・子	請次第ニ売し渡申田地手形之事	○下湯日村田地売主：治太夫、同村組頭七左衛門、名主：又兵衛 ●養勝寺御納所	昨年の年貢、未進のままであったので急に取立てがあった。その為高1石5升余の田地を代金5兩で売渡す。但し、金子返済時は田地の返却を願う。文末に坪付きのほり紙あり。		原本	状	1	○	85
1418 37	F 2	宝永5年3月4日 (1708年)・子	借用申金子之事	○上湯日村本主：長左衛門・長太夫、同村証人：三右衛門 ●同村：三郎兵衛	合3分(江戸極め)、これは去る戌の年貢上納の為に借用したもの。利息は2割半とする。返済期限記載なし。		原本	状	1	○	85
1419 131	F 2	宝永5年11月27日 (1708年)・子	我等名田上田8畝12歩請次第に相渡し代金請取之事	○上湯日村売主：長左衛門、同村証人：市郎左衛門：三右衛門 ●同村：三郎兵衛	標題の田地を渡し、4兩2分を受取る。本金4兩2分を返済の節は、この田地は返却されるものとする。		原本	状	1	○	85
1420 517	F 2	宝永5年12月20日 (1708年)・子	借用金子之事	○上湯日村借主：権左衛門、同所証人：五郎助・仁右衛門 ●同村：三郎兵衛	貴方が私の叔父清蔵に預けた田地、この度清蔵が年貢賄いに困り、その年貢を貴方が立て替え上納してくれた。この清蔵と貴方の例のごとく今度は私等兄弟へ土地を預けてくれるように頼み実現したが、今回私ら年貢賄いに困り金子借用した利子2割、丑年春の返済とする。		原本	状	1	○	85
1421 886	F 2	宝永5年12月29日 (1708年)・丑	拙者居屋敷共ニ高1石2斗8升藪林共ニ相渡し申手形之事	○上湯日村：善三郎、同村証人：善兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の質物渡し、代金7兩2分・139文借用する。利息は年に米3俵3斗ずつを提出する。	宝永5年は丑でなく、子年である。	原本	状	1	○	85
1422 151	F 2	宝永5年12月29日 (1708年)・丑	(金子借用証文)	○上湯日村借主：長左衛門、同村証人：三右衛門 ●同村：三郎兵衛	金2分(江戸極め)、これは3俵の名田を質物にして、借用したもの。利息は2割、返済は元利共に来る丑年の暮れ。	宝永5年は子年である	原本	状	1	○	85
1423 17	F 2	宝永6年11月14日 (1709年)・子	(金子手形之事)	○青柳村証人：善右衛門、借主：作右衛門・助左衛門・七左衛門 ●上湯日村：三郎兵衛	金1兩借用、利息2割、返済は来る子年12月20日。	宝永6年は子ではなく丑年である	原本	状	1	○	85
1424 144	F 2	宝永6年12月15日 (1709年)・丑	拙者名田久保口ニテ下田1反歩相渡し申手形之事	○上湯日村本主：長左衛門、同村証人：長太夫・三右衛門 ●同村：三郎兵衛	標題名田を質物に金3兩2分を受取る、当丑年の年貢上納の為。質物は証人が仕配し、諸役を勤め、又作徳米として米1俵3斗宛て年々納める。		原本	状	1	○	85
1425 802	F 2	宝永6年12月20日 (1709年)・丑	十年季ニ売渡申田地手形之事	○下湯日村田地売主：末兵衛、同村証人：七左衛門：同村庄屋：又兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	丑の年貢に困り、高合2石3斗の田地を10年季に売渡し、代金9兩を受取る。年季内でも請け戻しは可能とする。		原本	状	1	○	85
1426 45	F 2	宝永6年12月25日 (1709年)・丑	拙者名家屋敷燭燵くね共ニ質物に書入借用申す金子之事	○上湯日村借主：文之助、同村証人：六兵衛 ●三郎兵衛	標題の土地を質物に金子3分を借用、当丑年の年貢上納の為。利息は2割とする		原本	状	1	○	85
1427 497	F 2	宝永6年12月25日 (1709年)・丑	名田不残質物ニ相渡し借用申金子之事	○上湯日村借主：金兵衛、同村証人：九右衛門：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題通り名田を質物にして、金1兩1分借用、当丑の年貢上納の為、利息は2割とする。		原本	状	1		
1428 138	F 2	宝永6年12月 (1709年)・丑	拙者名畑4畝16歩売渡し申手形之事	○上湯日村本主：九右衛門、同村証人：金兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名畑高3斗6升3合の地を売渡し、代金6兩1分を受取る。寅の春よりこの名畑自由に支配されたし。		原本	状	1	○	85
1429 125	F 2	宝永6年12月 (1709年)・丑	田畑山林藪くね共ニ譲売渡申手形之事	○下湯日村売主：八太夫、組頭：七左衛門、親類：治郎右衛門 ●上湯日村：三郎兵衛	私の扣地で吉左衛門分高5石3斗1升3合の田畑を、古証文・坪付共に譲り渡しその代金23兩(江戸小判)受取る、年貢諸払いの為だ。他の抵当権はない。		原本	状	1	○	85
1430 897	F 2	宝永6年12月 (1709年)・丑	拙者名田高7升5合地売渡申手形之事	○上湯日村本主：文之助、同村証人：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田、年貢上納に困り売渡し、その代金2分・200文(江戸極め)を受取る。但し、金子を返納すれば請け戻しができるものとする。		原本	状	1	○	85
1431 912	F 2	宝永7年2月26日 (1710年)・寅	我等名田畑居屋敷くね山林共ニゆづり売渡し申手形之事	○上湯日村本主：善三郎、同村証人：善兵衛・六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の名田高2石8斗1升8合7勺(本・新田畑・屋敷)を、金24兩3分・400文にて譲り渡す。		原本	状	1	○	85
1432 140	F 2	宝永7年3月10日 (1710年)・寅	拙者名田鎌塚ニテ下田1畝26歩請次第相渡し申手形事	○上湯日本主：金兵衛、同村証人：六兵衛 ●同村：三郎兵衛	標題の田地を請け次第に渡し、代金1兩1分(江戸極め)を受取る。		原本	状	1	○	85
1433 870	F 2	宝永7年6月15日 (1710年)・寅	売渡申田地手形之事	○上湯日村売主：君市、同所証人：八太夫・久兵衛 ●同村：弥七郎	高10石3斗1升7合の地を、金32兩1分2朱で売渡す。年貢上納の為だ。ただ、田地請け戻しの際は1割2分の利子をつけて勘定し、元利共返済する。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1434 124	F 2	宝永7年12月29日 (1710年)・寅		(田地売渡手形)	○上湯日村売主:六郎右衛門、同所請人:佐太夫、五兵衛 ●同村:三郎兵衛	新田中田1反1畝17歩、下田1畝18歩を、金6両、米3俵で売渡す。但し、代金返済の節は田地請け返し可能。		原本	状	1	○	85
1435 148	F 2	宝永8年2月6日 (1711年)・卯		売渡申田地手形之事	○下湯日村売主:治右衛門、同村組頭証人:彦右衛門、同村庄屋: 又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	坂下の次郎助分下田3畝歩(分米3斗)地を、年貢上納の為に、金3両1分(江戸小判)で売渡す。当寅2月より貴方の支配となり年貢諸役も貴方が勤める。金子返済の節は、この田地を返却してもらおうという、請け次第に売渡してある。		原本	状	1	○	85
1436 158	F 2	宝永8年2月23日 (1711年)・卯		3年季ニ売渡し申手形之事	○岡田村売主:伊右衛門、同村証人:清右衛門・小左衛門、下湯 日小作人:八郎兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	我等名田の内から散田米3俵の田地を、卯年春から巳暮れ迄3年季に小作人共に売渡す。年貢納入の為である。その代金3両1分・500文受取る。但し散田米1俵は年貢米としてこちらに渡すこと。年貢諸役はこちらで勤める。		原本	状	1	○	85
1437 807	F 2	宝永8年12月25日 (1711年)・卯		売渡申田地手形之事	○上湯日村売主:次左衛門 ●同村:三郎兵衛	高2石4斗7升3合の本・新田地を、金12両(江戸極め)で売渡す。このことで異見を扶むものはいない。	この年4月に正徳と改元	原本	状	1	○	85
1438 34	F 2	正徳元年12月20日 (1711年)・卯		預申金子之事	○下湯日村金子預主:七右衛門、証人:又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	金7両(江戸小判)、これは当卯年の年貢に困り借用した金子。質物は我ら名田の内2口合散田米7俵2斗の地とする、利息は5分半と定め、利米3俵2斗ずつ年々勘定する。		原本	状	1	○	85
1439 436	F 2	正徳元年12月23日 (1711年)・卯		質物相渡し申田地手形之事	○下湯日村入作:小左衛門、上湯日村証人:伊左衛門・六兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	金2両2分(江戸小判)、これは年貢上納の為に借用、その質物としては上田1反13歩の田地、利息は2割、返済は元利共に、来る辰年の暮れとする。		原本	状	1	○	85
1440 1015	F 2	正徳2年12月27日 (1712年)・辰		売渡し申田地手形之事	○金谷町入作本主:長左衛門、上湯日村証人:市郎左衛門、・弥 右衛門・三右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	高2石6斗9升2合の田地を、金10両1分・804文にて売渡す。理由は年貢上納の為、巳年春から買主の所持地として扱う。		原本	状	1	○	85
1441 911	F 2	正徳2年12月 (1712年)・辰		請次第ニ相渡し申田地手形之事	○上湯日村本主:与四右衛門、同村証人:甚兵衛 ●同村:清七郎	高3斗の田地を渡し、金1両を受取る。返済期日の記載はないが、金子返済と同時に請け返し可能なるもの。		原本	状	1	○	85
1442 172	F 2	正徳3年2月19日 (1713年)・巳		売渡申田地手形之事	○上湯日村本主:五兵衛・左太夫・三右衛門 ●上湯日村:弥七郎	高2石1斗7升1合3勺の田地を、金20両3分(江戸小判)で売渡す。但し、借金返済の節は請け戻し出来るものとする。 坪付記載あり。		原本	状	1	○	85
1443 130	F 2	正徳3年12月21日 (1713年)・巳		譲り売渡申田地手形之事	○下湯日村売主:七左衛門、同所証人:八左衛門・彦右衛門、下 湯日村庄屋:又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	高2石1升5合(下湯日村水帳に掲載)を、金9両で売渡す。来る午の春よりこの地ご支配ください。		原本	状	1	○	85
1444 523	F 2	正徳3年12月26日 (1713年)・巳		借用申金子之事	○下湯日村借主:作兵衛、同所請人:七左衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	金1分、これは当年の年貢上納の為に借用、質物は私名田屋敷にて下田4畝歩、利息は2割、返済は来る午年4月中。		原本	状	1	○	85
1445 153	F 2	正徳4年2月6日 (1714年)・午		添書一札之事	○下湯日村売主:庄三郎、同所証人庄屋:又兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	私が買取っている下湯日村四郎兵衛への田地9斗3升1合の田地、この度私が年貢諸障いに困り当午の春貴殿に売渡した。本主四郎兵衛が代金6両2分を返却すればこの田地返却願う。		原本	状	1	○	85
1446 1401	F 2	正徳4年5月15日 (1714年)・甲午		欠(改鑄金銀貨乱用に付き御触れ)	○なし ●なし	元禄改鑄の銀と正徳銀、宝永銀と正徳銀の両替について記載する。	蔵分 前後欠、虫喰紙劣化、綴じしろ切れ	原本	縦	1		
1447 878	F 2	正徳4年12月28日 (1714年)・午		拙者名田居屋敷やぶくね共に売渡し申す手形之事	○上湯日村本主:君部・久五郎・甚兵衛 ●同村:弥七郎	2口(本畑・新畑)高合計1石6斗2升9合の地を、年貢上納の為に売渡し、代金5両1分・224文受取る。		原本	状	1	○	85
1448 1862	F 2	享保元年12月26日 (1716年)・申		我等名田分3畝8歩請次第に相渡し申候手形之事	○上湯日村本主:六郎左衛門、同村証人:左太夫・甚兵衛、同村 庄屋:三郎兵衛 ●下湯日村:養勝寺	標題の名田を渡し、その代金5両(江戸極め)を受取る。申年の年貢上納の為である。借金返済の節はこの名田請け戻すことを前提とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1449 903	F 2	享保3年12月9日 (1718年)・戌		売渡し申す田地手形之事	○下湯日村田地売主:八太夫、上湯日村証人:六兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	上湯日村内にある本・新田高2口合2石3斗1升8合を売渡し、金8両(江戸小判)を受取る。未々にいたり金子返済の節はこの田地返済されるものとする。		原本	状	1	○	85
1450 892	F 2	享保5年正月 (1720年)・庚子		請次第ニ相渡し申田地手形之事	○上湯日村本主:庄五郎、同所請人:三右衛門、外3名 ●金谷町:清兵衛	高2石3升3合の本田を渡し、金3両2分(江戸小判)を受取る。年貢上納の為である。将来この借金返済の節は、この本田の返却されるものとする。	坪付の覚添付	原本	状	1	○	85

1451 891	F 2	享保5年正月 (1720年)・庚子	田地證文之事	○上湯日村本主:庄五郎、同所證人:三郎兵衛、外3名 ●金谷町:清兵衛	高1石8斗5升2合9勺の本・新田を渡し、金4兩2分(江戸小判)を受取る。		原本	状	1		
1452 910	F 2	享保5年正月 (1720年)・子	請次第ニ相渡申田地手形 之事	○上湯日村本主:庄五郎、同所證人:三郎兵衛、外3名 ●金谷町:清兵衛	去る亥年の年貢上納に困り、高3石6斗5升9合7勺の本新田を渡し、金7兩2分を受取る。将来この金子返済の際は上記名田を返却するものとする。	文末に坪付を記載する	原本	状	1	○	85
1453 916	F 2	享保5年正月 (1720年)・子	請次第ニ相渡申田地手形 之事	○上湯日村本主:庄五郎、證人:三郎兵衛、外3名 ●金谷町:清兵衛	去る亥年の年貢上納に困り、高合4石4斗9升2合9勺の本・新田を渡し、金9兩を受取る。将来金子返済の際はこの田地は返却されるものとする。		原本	状	1	○	85
1454 904	F 2	享保9年12月 (1724年)・辰	我等名田請次第ニ売渡し 申田地手形之事	○上湯日村本主:甚兵衛、親類:六郎右衛門・甚右衛門、證人: 三右衛門 ●同村:三郎兵衛	高合1石9斗8合の本田を売渡し、金6兩1分(江戸小判)・563文を受取る 将来本金返済の際は、田地の請け戻しが可能とする。	坪付添付あり。	原本	状	1	○	85
1455 123	F 2	享保11年3月 (1726年)・午	譲売渡し申田地手形之事	○売主:庄五郎、證人:三右衛門・甚兵衛 ●同村:三郎兵衛	高合2石1斗9升4合の本・新田、これは当村の長太夫から譲り請け支配して来 たものだが、この度我ら年貢諸役に困り、代金6兩3分で売渡す。ただ、長太夫 から金子返済の際はこの田地、長太夫が請け戻すものとする。		原本	状	1	○	85
1456 119	F 2	享保12年12月 (1727年)・未	添證文之事	○下切山村:清兵衛、上湯日村庄屋:三郎兵衛 ●上切山村:十右衛門	我ら金谷町に居住し上湯日村庄五郎より田地12石3升8合地を代金25兩で買 った。しかし今度切山村へ引越すのでこの田地遠方故に耕作できない。それで 貴方(十右衛門)にそっくり売渡す。以後年貢諸役等全て貴方が行なう。		原本	状	1	○	85
1457 167	F 2	享保13年2月 (1728年)・申	請次第ニ売渡し申田地之 事	○上湯日村売主:庄五郎、證人組頭:甚兵衛・伝兵衛 ●同村:三郎兵衛	年貢上納の為に、2高合2石7斗9升7合の本・新田を売渡し、金6兩1分を受 取る。ただ、将来何年たっても金子返済の折りは、この田地の返済願う。		原本	状	1	○	85
1458 411	F 2	享保14年2月20日 (1729年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村:弥兵衛、證人:甚兵衛 ●同村:三郎兵衛	合金1兩2分を借用する、去る申年の年貢上納の為、この質物は私住居とし、利 息は2割半。		原本	状	1	○	85
1459 160	F 2	享保15年12月 (1730年)・戌	譲売渡し申田地手形事	○上湯日村地主:庄五右衛門、下湯日村證人:八太夫、組頭證人 七左衛門・八左衛門、庄屋同断:次郎右衛門 ●上湯日村:三郎兵衛	私は戌の年貢上納に困り、下湯日村に存する上田5畝2歩(分米6斗5升9合) を代金3分2朱にて切添芝間共に譲り渡す、この田地に付き下湯日村の何人も異 論はない。これは下湯日村の庄屋・組頭等が證人となる。		原本	状	1	○	85
1460 154	F 2	享保18年9月 (1733年)・丑	請次第ニ売渡し申す田畑 屋敷手形事	○上湯日村田地売主:庄五郎、下湯日村證人:次郎右衛門・七左 衛門・甚右衛門・久兵衛 ●上湯日村:三郎兵衛	下湯日村に存する私の田畑屋敷地の高12石1斗2升3合・原野畑高3斗6升6 合、これを金5兩1分・240文で売渡す。その理由は子年の年貢上納に困った 為、但し、金子返済の際はこの土地返却されるものとする。		原本	状	1	○	85
1461 146	F 2	享保20年12月 (1735年)・卯	請次第ニ売渡し申畑手形之 事	○上湯日村売主:庄五兵衛後家、庄屋:三郎兵衛、組頭仁右衛門 ●同村:鐘林寺	上畑4畝16歩(分米3斗6升3合)を金3分で売渡す。理由は卯年の年貢未進 のためこれを上納すること。代金返済するまで鐘林寺がこの土地支配をする。		原本	状	1	○	85
1462 871	F 2	享保21年3月 (1736年)・辰	請次第売渡し申田地手形之 事	○上湯日村売主:三郎兵衛、同村親類:伝六、下湯日村組頭:久 兵衛・甚右衛門・七左衛門・庄屋:次右衛門 ●下湯日村:又兵衛	年貢上納に困り、下湯日村に存する私所持の高10石4斗2升6合の田地を、金1 0兩2分(新金)で請け次第に売渡す。幾年かかっても代金返済すればこの田地 は返却されるものとする。文末に坪付を添付。		原本	状	1	○	85
1463 152	F 2	元文4年12月 (1739年)・未	ゆずり売渡し申畑之事	○庄五郎後家、同所組頭:伝六、同所證人:平兵衛 ●同村:三郎兵衛	年貢上納に困り、高合2斗5升8合の本新畑を、金1分で売渡す。来る申年より この土地支配されたし。文末に坪付記載あり。		原本	状	1	○	85
1464 885	F 2	元文5年2月 (1740年)・庚申	我等名田畑並木作り山共ニ10年季ニ売渡し申手形 之事	○上湯日村売主:伝次郎、同村親類:市郎右衛門、同村證人:平 兵衛、同村組頭:伝六 ●同村:庄屋・三郎兵衛	私、去る未年の年貢、当春取立に付き急に仰せられ、その金子を才覚出来ず、高 合7斗7升2合の本・新畑と外に木作り山を添えて10年季で売払い、代金1兩 1分を受取る。		原本	状	1	○	85
1465 1181	F 2	元文5年4月 (1740年)・申	家敷名田請次第ニ売渡し申 田地手形事	○上湯日村売主:三郎兵衛、證人:伝吉 ●同村:久兵衛	下田5町15歩(本田方)、この分米5斗5升、散田2俵の地、これを2兩にて 売渡す。但し金子返済の際は證文・田地共に返してもらう。	蔵分 虫喰い・紙破損	原本	状	1		
1466 898	F 2	寛保2年正月 (1742年)・戌	一札之事	○上湯日村:仁右衛門、庄屋:三郎兵衛 ●上切山村:彦右衛門	上:4畝歩・1反歩、中:1反6畝歩・10歩、下:2畝4歩・8畝24歩、以 上の田地、先だつて貴方へ渡しておいたが、この度我等が引受けることになる。 その請負金2分2朱提出するし、田地本主への請け返しの節は相違なく返却する		原本	状	1	○	85
1467 900	F 2	寛延3年3月 (1750年)・午	売渡し申田地之事	○青池村売主:伝八、外親類1、組頭甚右衛門、庄屋志加右衛門 ●青池村:七兵衛	去る巳年貢未進により、高6石7斗2升9合(10分1、10石嶋分永荒共)を 10年季で売渡し、代金3兩3分を受取る。		原本	状	1	○	85

1468 453	F 2	宝暦10年6月 (1760年)・辰	譲り売渡申山証文之事	○上湯日村山売主：仙右衛門、組頭：仁右衛門、百姓代：甚六、 庄屋：藤兵衛 ●同村：三郎左衛門	年貢未進になってしまい、又その節江戸へ出府していたが金子も都合出来ず、貴方に色々苦勞を掛けた。それで次の地所を代金5兩2分と錢872文で貴方に譲る。すなわち、山1ヶ所(松木杉木共には原迄、下は田岸迄全て)。		原本	状	1	○	85
1469 839	F 2	宝暦12年3月 (1762年)・午	加地主高覚	○(虫欠) ●略	「譲売渡申加地高証文之事」が2通、「譲渡申加地高田地証文之事」1通、計3通とも同年同月、虫喰いで紙が潰れ破損し、正確に文書を読むことは困難。	調査封筒入り 欠字多い、虫喰い破損	原本	縦	1		
1470 441	F 2	宝暦12年閏4月 (1762年)・壬午	十年季=売渡申田地証文之事	○上湯日村田地売主・庄屋：三郎左衛門、親類證人：仙右衛門 ●同村：甚六	年貢分納の為に、中田(4畝24歩・5畝15歩)の2口(分米1石2斗3升6合)を10年季で売渡す。		原本	状	1	○	85
1471 309	F 2	明和元年12月 (1764年)・申	預り申金子之事	○青池村預り主：伝八、同村證人：源兵衛、組頭：甚右衛門、庄 屋：久右衛門 ●三之谷 円成寺	金10兩借用、質物は田地高6石1斗2升5合の地、利息は1割半、返金が滞る場合、金子調達して返済する。		原本	状	1		
1472 463	F 2	明和8年4月21日 (1771年)・卯	田地一札之事	○上湯日村：甚六、藤兵衛 ●三郎左衛門	去る宝暦12年5月に山崎・久保田の2ヶ所を、代金6兩で10年季で売渡したが、この度年季明けとなったので請け返したが、古証文が見つからない。探し次第渡す。		原本	状	1	○	85
1473 255	F 2	安永2年閏3月 (1773年)・巳	質物田地証文之事	○大草太郎左衛門御支配所榎原郡大柳村(名前なし) ●同郡上湯日村庄屋：三郎左衛門	中里村直右衛門の田地の件、この度貴殿庄屋の世話で私方がこの地を代金でもって質物として受取るようにとのこと、その免定高が230石もある。ついでに免合を年々5分下げのお願いを聞き届けてくれるのならこの田畑引き受けてもよいとし、金150兩を当年4月より来る3月迄5回に分けて支払い、又米は50俵今年・来年の2回に分けて払うことを承諾して欲しい、としている。		原本	状	1	○	85
1474 1824	F 2	安永3年3月 (1774年)・午	奉請取御拝借(金)之事	○東深谷村百姓代：源五郎、倉沢村兼帯庄屋：源兵衛、上湯日村 兼帯庄屋：三郎左衛門 ●稲崎伝左衛門	金5兩3分、これ困難に付きご慈悲にも拝借ねがい確かに受取る。返上は当10月中、必ず上納する。	蔵分、虫喰い著しい 分類=i-1に相当、	原本	状	1	○	85
1475 905	F 2	安永9年12月4日 (1780年)・子	覚	○青池村：久右衛門 ●三郎左衛門、惣三郎	金5兩、これは青池村の伝八分田地で、差引残り確かに受取り、諸書付けを渡した。両方滞りなく終わる。		原本	状	1	○	85
1476 448	F 2	安永10年2月 (1781年)・丑	譲り売渡申山証文之事	○上湯日村山主：又兵衛、五人組代印4名(略)、組頭：甚六 ●庄屋：三郎左衛門	三郎左衛門前通りの山1ヶ所(雑木立鎌刈)、去る子の年貢米不納に付き、この山を譲り代金2分を受取る。大切なことなので我等五人組が印形する。		原本	状	1	○	85
1477 2	F 2	天明元年5月 (1781年)・丑	預り申松林寺祠堂金之事	○上湯日村借主：幸次郎、親類證人：仙右衛門 ●養勝寺、正林寺	私、年貢に困り、松林寺立木売払いの祠堂金4兩を借用する。この質物として元蔵へ3俵半納めと書き入れる。利息は1割、年々11月中に勘定する。		原本	状	1	○	85
1478 446	F 2	天明4年12月 (1784年)・辰	譲売渡申山証文之事	○山売主下湯日村：利右衛門、同村證人：儀右衛門、 上湯日村證人：彦四郎、同村・組頭證人：仙右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	山1ヶ所(上湯日村分で字梅の木田山で、杉木少々と小立松木場所あり)を、年貢金とする為に、金1兩3分2朱で譲り売渡す。実はこの山、上湯日村の又兵衛から買取ったものだが、今度は貴殿に売渡すことになった。異論の者はない。		原本	状	1	○	85
1479 729	F 2	寛政4年11月 (1792年)・子	借用申金子之事	○倉沢村預主：源兵衛、同村庄屋證人：次兵衛 ●上湯日村：三郎左衛門	打ち続き物入が出来難儀、止むなく貴方から金10兩(文字金)を借用する。利息は年1割5分とする。質物は我ら名田高4石、散田米12俵余を書入れる。		原本	状	1	○	85
1480 791	F 2	寛政7年2月 (1795年)・卯	借用申金子之事	○大阪屋又三郎 ●瀧 三郎左衛門	当春抱所なき入用に付き、金20兩を借用する。利息は年1割と決める。返済は来る辰の3月迄とする。		原本	状	1	○	85
1481 1162	F 2	寛政8年12月 (1796年)・辰	譲り売渡申畑証文之事	○上湯日村畑売主：六兵衛、親類證人：仙右衛門、組頭：甚六 ●同村庄屋：三郎左衛門	上畑18歩(分米4斗8合)を、金1分・錢200文で売渡す。当辰の年貢諸入用に差支えたため。	蔵分	原本	状	1		
1482 1161	F 2	寛政8年12月 (1796年)・辰	譲り=売渡畑証文之事	○上湯日村畑譲主：六兵衛、證人略、組頭：仙右衛門・甚六 ●同村：三郎左衛門	年貢金に差支え、上畑18歩(嘉平屋敷前)を、金1分・500文で売渡す。売渡した以上は貴殿永所持のこととする。	蔵分	原本	状	1		
1483 53	F 2	寛政9年12月 (1797年)・巳	預り申苑道金之事	○上湯日村願主：善右衛門、證人：久助 ●松林寺	金3分を借用、質物として山1ヶ所入れる。利息は年1割2分5厘とする。		原本	状	1	○	85
1484 1012	F 2	寛政9年12月 (1797年)・巳	借用申金子之事	○初倉村借主：庄太夫、沼伏村證人：久米右衛門、初倉村證人： 茂右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金3兩、当巳年の諸賄いに困り借用する。利息は年1割5分、期限は午年11月に元利共に返済、質物は所有田地の内、散田4俵の土地。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原 _コ 写 本 _ジ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1485 1806	F 2	寛政10年12月 (1798年)・午		請次第ニ売渡ス田地證文之事	○上湯日村田地売主:六助、證人:惣兵衛 ●なし	下田4畝28歩を金1兩1分にて売渡す、但し、金子返還の節はこの田地を返してもらふこととする。	蔵分 虫喰・欠字多い	原本	状	1		
1486 492	F 2	寛政11年4月 (1799年)・未		預申金子之事	○川崎湊:内藤伊兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金15兩、抛所なき理由により借用する、返済は来る8月元利共に済ませる。質物は手船の内1艘を入れておく。		原本	状	1	○	85
1487 57	F 2	寛政11年12月 (1799年)・未		借用申金子事	○初倉村借主:庄大夫 ●上湯日村:三郎左衛門	金1兩、これは当年諸入用に困り借用したもの。利息は年1割5分、返済は元利共に来る申の暮れと決める。		原本	状	1	○	85
1488 740	F 2	寛政12年11月 (1800年)・申		借用申金子之事	○岡田村借主:善藏、同村證人:善五郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金10兩(文金)、これは打ち続き難波にて諸入用に困り借用。質物は東川原の名田で散田10俵の場所。利息1割5分。		原本	状	1	○	85
1489 1022	F 2	寛政12年12月 (1800年)・申		借用申金子之事	○中里村借主:要助、同村證人:半藏 ●上湯日村:三郎左衛門	金2兩、これは当申年の諸入用に困り借用、利息1割半、質物は万代坪の散田3俵半納めの土地、返済期限は、元利ともに酉年の暮れとする。		原本	状	1	○	85
1490 1014	F 2	(寛政12年)閏4月 (1800年)・申		借用申金子之事	○預り主:誓任寺、證人:西光寺 ●三郎左衛門	金2兩、これは抛所なき諸入用に付き借用、利息は貸主の定め通り、返済は、私が掛けている無尽落札次第とする。		原本	状	1	○	85
1491 798	F 2	寛政12年 (1800年)・申		十年季売渡申田地證文之事	○初倉村地主:茂右衛門 ●上湯日村:三郎一	中田2口、下田2口の都合4口の高3石6斗2升4合の田地を、15兩1分で10年季で売渡す。年貢諸入用に困ったため。		原本	状	1	○	85
1492 790	F 2	寛政13年2月 (1801年)・酉		借用申金子之事	○欠 ●欠	金10兩、これは止むを得ない入用の為借用、利息は年1割、返済は戌年正月とする。		原本	状	1		
1493 1813	F 2	享和3年正月 (1803年)・亥		請次第ニ売渡し申田地證文之事	○上湯日村田地売主:六藏、證人:伝八・文五郎、親類勘六外1 ●同村庄屋:三郎左衛門	本田・新田2口合分米3斗5升4合の地を、請次第に売渡し、その代金1兩1分を受取る。	蔵分 虫喰い・欠字あり	原本	状	1	○	85
1494 449	F 2	文化元年10月 (1804年)・子		質流売渡し申山證文之事	○下湯日村売主:利右衛門、證人:与八、組頭・甚右衛門・四郎兵衛、百姓代:七左衛門、庄屋:源左衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	上の奥沢の山1ヶ所、これは私、年貢上納金に困り止むなく質流れとし、代金3兩で売渡した。貴方の所持とすることで諸親類一同異論はない。		原本	状	1	○	85
1495 1046	F 2	文化元年12月 (1804年)・子		借用申金子之事	○谷口村:喜左衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金23兩、これは年貢納入に困り借用、利息は年1割2分5厘として年々勘定、質物は名田内より散田25俵の場所。		原本	状	1		
1496 1040	F 2	文化元年12月 (1804年)・子		借用申金子之事	○谷口村:喜左衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金14兩、これは手元不如意に付き賤金に困り借用、利息は年1割2分5厘、質物は名田の内、散田13俵の場所。		原本	状	1		
1497 1043	F 2	文化元年12月 (1804年)・子		借用申金子證文之事	○谷口村:喜左衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金10兩、これは当年貢に困り借用、利息は1割2分5厘、質物は名田の内から6俵の土地、返済は元利共に来る丑年の暮れとする。		原本	状	1		
1498 280	F 2	文化2年12月 (1805年)・丑		請次第ニ売渡申田地證文之事	○谷口村田地売主:喜左衛門、初倉村證人:祐藏、同村名主:茂右衛門、同村名主:庄大夫、 ●八幡島新田:孫次郎	下田・下畑共に計反別3反2畝4歩9厘(分米2石5斗8升1合3勺)、散田米12俵1斗2升2合3勺の地を20兩3分・永90文6分で請け次第に売渡したもの。なお「請け次第」とは将来借金返済すれば土地は返還される、とある。		原本	状	1	○	85
1499 705	F 2	文化3年10月 (1806年)・寅		借用申金子之事	○東深谷村借主:源七、同村證人:源五郎 ●上湯日村:三郎左衛門	金12兩2分、年貢金納入の為借用、質物は自分名田の田地屋敷という所の高3石、散田米10俵の地、金子返済方法は、下湯川村善兵衛無尽をこの秋、貴殿(瀧)が落札予定、その後の無尽掛金を私が行なう。年1回・10ヶ年とする。		原本	状	1	○	85
1500 702	F 2	文化4年正月 (1807年)・寅		借用申金子之事	○上湯川村借主:清右衛門 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金2兩、これは当年春の小遣に差支え借用、利息は年1割半、返済は来る辰年の12月中とする。	文化4年は寅ではなく卯年。	原本	状	1	○	85
1501 1023	F 2	文化4年6月 (1807年)・卯		借用申金子之事	○金谷宿借主:幸助、證人:源藏 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金5兩、これは急入用に付き借用、質物は散田6俵の地、返済は当年11月、元利共(利息の記載はない)に、とある。		原本	状	1		

1502 1047	F 2	文化4年10月 (1807年)・卯	借用申金子之事	○借主・下湯日村・長七、借主・上湯日村：甚五郎 ●上湯日村：三郎左衛門	金3分、これは抛所なき入用の為借用、返済は元利共に当年暮れから来る辰年暮れ迄、追々返済する。		原本	状	1		
1503 1019	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	借用申金子之事	○下湯日村借主：太左衛門、同村証人：浅右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金1兩1分、これは年貢金に困り借用、利息年1割半、質物散田米3俵半の地、返済期限は辰年暮れ。		原本	状	1		
1504 1038	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	借用申金子之事	○掛川中町借主：惣次郎、岡田村庄屋・証人：善五郎 ●上湯日村：三郎左衛門	金5兩、これは抛所なく借用、利息は年1割3分、返済期限は元利共に来る辰年12月。		原本	状	1		
1505 576	F 2	文化5年正月27日 (1808年)・辰	一札之事	○金主・輕業大夫主：山本京五郎、親類証人下湯日村：要右衛門 ●上湯日村：賀惣次	1、金5兩、これは4月3日、使人 下総国八日市場 源次郎を遣わして預けた金子。2、金3兩、これは申年7月2日、久七を遣わして預けた金子。この合計8兩を受取る。以前もらった請取状を紛失したので本状をもって替える。		原本	状	1	○	85
1506 481	F 2	文化5年3月 (1808年)・辰	請次第ニ売渡ス田地證文之事	○上湯日村田地売主：市左衛門、親類証人喜助、組頭甚六、外1 ●同村：三郎左衛門	去る卯年の年貢金に困り、下田1畝19歩(分米1斗6升3合)の本田を、代金1兩で、請次第に売渡す。		原本	状	1	○	85
1507 180	F 2	文化5年6月 (1808年)・辰	質流売渡申山證文之事	○下湯日村売主：市郎兵衛、親類：庄兵衛、百姓代：清右衛門、 組頭：甚右衛門、 ●上湯日村：三郎左衛門	山1ヶ所(場所は小くら敷奥)、これは抛所なき入用に付き質流れに売渡した山で、金子10兩(江戸小判)を受取る。当辰より貴殿の持林としてよい。		原本	状	1	○	85
1508 722	F 2	文化5年12月 (1808年)・辰	借用申金子之事	○沼伏村借主：伝蔵、証人：市左衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金1兩2朱、これは当辰の年貢に差支え借用、質物は石ノ下の田地2俵2斗の名田とし、利息(記載なし)は年々済ます。		原本	状	1	○	85
1509 458	F 2	文化6年2月 (1809年)・巳	請次第ニ売渡申原畑之事	○上湯日村畑売主：清八、証人：長太、組頭：甚六・仙右衛門 ●同村：三郎左衛門	去る辰年の年貢金に差し詰まり、下畑2畝歩(分米1斗)の地を、代金1兩1分で請け次第に売渡す。		原本	状	1	○	85
1510 493	F 2	文化6年4月 (1809年)・巳	借用申金之事	○井口村借主：郡蔵 ●上湯日村：三郎左衛門	金3兩(小判)、これはこの度売買元手に困り借用したもの。返済は当9月晦日限りとする。		原本	状	1	○	85
1511 708	F 2	文化6年10月 (1809年)・巳	金子手形之事	○菊河村：喜兵衛 ●上湯日村：三郎左衛門	金3兩、これは当巳年の年貢納入の為に借用。返済は来春の御参勤の節、元利共に返す。もし間違いあれば私の所持高の内より金子相応に渡す。		原本	状	1	○	85
1512 486	F 2	文化6年11月 (1809年)・巳	借用金子之事	○日坂借主：金左衛門、同所証人：壱兵衛 ●湯日村：三郎左衛門	金6兩、これは当年の暮れの賄い金に困り借用。利子はないとの定め、返済期限は午年の暮れ。		原本	状	1		
1513 1807	F 2	文化7年正月 (1810年)	借用申金子之事	○上湯日村借主：仙右衛門、同村親類証人：千次郎 ●同村：三郎左衛門	1、金2兩は田地請金に借用、2、金1兩1分は去る辰・巳年に借用、計3兩1分、これは私抛所なく借用したもの。利息は年1割2分5厘。	蔵分	原本	状	1	○	85
1514 809	F 2	文化7年3月 (1810年)・午	一札之事	○田地入作人・切山村：喜十、同村親類：平内、上湯日村組頭： 甚六・仙右衛門 ●上湯日村田地本主・御庄屋：三郎一	上湯日村水帳記載の本・新田高合8石1斗7合の地は私が先年買受たもの、今度切替え増し金を出し新證文に改め、又々請次第に私が買受たものに相違ない。ついでには古證文を紛失してしまったので後日の為にこれを渡す。地代金25兩を返金の時はいつでも上記田地は返すことを約す。		原本	状	1	○	85
1515 1021	F 2	文化7年4月 (1810年)・午	借用申金子之事	○谷口村借主：甚右衛門、同村証人：甚五郎 ●上湯日村：三郎左衛門	金1兩、これは去る巳年の年貢米に困り借用したもの。質物は名田の内、中田1俵の地、利息は1割半、返済は元利共に来る午年の暮れとする。		原本	状	1		
1516 647	F 2	文化7年10月24日 (1810年)・午	一札之事	○上湯日村：六兵衛、親類証人：仙右衛門 ●同村：三郎左衛門	私、当午年4月、半四郎無尻落札し、その金子1兩を貴方に預け、その證文を受理した。この度私の妹娘が結婚するに付き、この金子が必要となり返してもらった。ところが返却すべき證文を紛失したので、本状をもってこれに替えたい。		原本	状	1	○	85
1517 416	F 2	文化7年10月 (1810年)・午	借用申金子之事	○上湯日村借主：六兵衛、証人：栄蔵 ●同村：三郎左衛門	金1兩、抛所なく借用する。利息は年1割半。		原本	状	1		
1518 1033	F 2	文化7年11月 (1810年)・午	預り申金子之事	○堀之内村預主：恒蔵、証人：為右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金6兩、これは抛所なき入用に付き借用、返済は追々無利息にて返却する。		原本	状	1		

1519 1044	F 2	文化7年11月 (1810年)・午	借用申金子證文之事	○谷口村金子借主：九郎兵衛、證人：要右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金5兩、これは賄い金に困り借用、利息1割5分、質物は名田の内から3俵半の土地、返済は元利共に、来る11月20日。		原本	状	1		
1520 1032	F 2	文化7年12月 (1810年)・午	證文之事	○金谷町売主：幸助、證人：源藏 ●湯日村：三郎左衛門	金1兩2分2朱、これは以前借用した金子であるが、その返金が延引し、止むなく中原の畑2畝を渡す。この畑は諸役などはなく、ただ小作より年々1貫100文ずつ受取るもの。外に5兩借用、この質物として4俵半の土地を書入れる。	文末に、文化15年寅4月満満請け返しに付き證文とも返却とあり	原本	状	1	○	85
1521 1042	F 2	文化8年正月 (1811年)・未	借用申金子之事	○沼伏村：市左衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金1分2朱、これは去る午年の年貢納入の為に借用、返済は当年秋、元利共に返すものとする。		原本	状	1		
1522 1972	F 2	文化8年12月 (1811年)・未	借用申す金子之事	○大柳新田借主：与兵衛、證人：茂兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛	金2兩、これ要用に付き借用する。利息は年1割5分、返済期限は来る申年12月とする。	藏分	原本	状	1		
1523 32	F 2	文化9年4月 (1812年)・申	覚	○初倉村金子預り主：茂右衛門 ●三郎左衛門	金5兩、これは谷口村の喜左衛門への貸付金である。先方の印がないので、追ってこの喜左衛門の印證文とこの書付けを引替えたい。取合えず私の請取を渡す。		原本	状	1	○	85
1524 743	F 2	文化9年7月 (1812年)・申	借用申金子之事	○井口村：郡藏 ●上湯日村：三郎左衛門	金2兩、これは入用に付き借用。返済は当秋の新石をもって勘定する。		原本	状	1	○	85
1525 767	F 2	文化9年9月 (1812年)・申	借用申金子之事	○借主：次七 ●三郎左衛門	金1兩、これは拠所なき入用に付き借用する。返済は来る12月とする。		原本	状	1	○	85
1526 470	F 2	文化10年3月 (1813年)・酉	譲りニ売渡ス畑方證文之事	○上湯日村畑譲主：仁左衛門、證人市郎右衛門、組頭：仁六外1 ●同村庄屋：八郎一	三郎兵衛西の上畑2畝10歩、外に伝八屋敷道の東土手を添えて、この本畑を金2分にて貴方に売渡す。理由はこの畑が貴方の屋敷続きである為。		原本	状	1	○	85
1527 1762	F 2	文化10年10月 (1813年)・酉	借用申金子之事	○借主・上湯日村：次六 ●同村：三郎左衛門	金1兩、これは拠所なき入用に付き借用する。利息は年1割半。	藏分	原本	状	1		
1528 761	F 2	文化10年11月 (1813年)・酉	借用申金子之事	○借主：次七 ●三郎左衛門	金1兩、これ拠所なく借用する。利息は年1割とする。		原本	状	1	○	85
1529 182	F 2	文化10年12月 (1813年)・酉	譲売渡申山證文之事	○下湯日村売主：市郎兵衛、親類：庄兵衛、百姓代：小七、組頭 清右衛門、庄屋：伝三郎・七左衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	長間谷の山1ヶ所(境：西=新右衛門山境、東=大沢境)を、代金5兩(江戸文金)にて譲り売渡す。理由は西の年貢納入の為である。譲りに売渡した以上は貴方の山に相違なし。		原本	状	1	○	85
1530 181	F 2	文化10年12月 (1813年)・酉	質流相渡田地證文之事	○下湯日村売主：市郎兵衛、同村親類證人：庄兵衛、初倉村名主 庄太夫・茂右衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	上田(分米9斗5合7勺)・中田(分米5斗4合)の2口を、代金合7兩にて質流に売渡す。永貴方の名田となる。		原本	状	1	○	85
1531 760	F 2	文化11年4月 (1814年)・戌	借用申金子請證文之事	○谷口村借主：喜左衛門 ●上湯日村：三郎左衛門	金3兩、これは私、無尽金に差支え、止むなく借用。返済は当秋米出来次第ということにする。		原本	状	1	○	85
1532 1968	F 2	文化11年5月 (1814年)・戌	覚	○下湯日村：七左衛門 ●三郎左衛門	借用した金1兩2分の金子、去る申年の5月、すでに返済しているが、その請取書を忘れたので、願書を返す迄この書付けを提出しておく。	藏分	原本	状	1		
1533 52	F 2	文化11年12月 (1814年)・戌	借用金子事	○平尾村借主：主膳 ●上湯日村：八郎一	金5兩、これは入用金に差支え借用、返済は来る卯年の春とする。		原本	状	1	○	85
1534 1029	F 2	文化11年12月 (1814年)・戌	借用申金子之事	○下湯日村借主：徳兵衛 ●上湯日村：八郎一	金2分、これは諸入用に差支え借用、返済は元利共に来る4月とする。		原本	状	1		
1535 745	F 2	文化12年6月 (1815年)・亥	覚	○門屋伊兵衛 ●瀧 三郎左衛門	金5兩、これは拠所なき入用に付き借用する。返済は来る11月とする。		原本	状	1	○	85
1536 1030	F 2	文化12年6月 (1815年)・亥	借用申金子之事	○伊達方村：惣兵衛 ●上湯日村：三郎左衛門	金2兩2分、これ拠所なき入用にて借用。利息は年1割、返済は9月限りとする		原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1537 1013	F 2	文化12年11月 (1815年)・亥		借用申金子證文之事	○下湯日村借主:源右衛門、證人:久右衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金1兩、これ年貢上納に差支え借用、利息は年1割半、質物は名田の内から、しらひげ坪の6斗納めの土地、返済期限は元利共に子年12月とする。		原本	状	1		
1538 23	F 2	文化12年12月 (1815年)・亥		相渡申一札之事	○谷口村借主:喜左衛門、同村證人:喜大夫 ●上湯日村:三郎左衛門	金10兩1朱、これ私主権の無尽講で去る成の春貴方が落札したが、その時渡すべき金子の不足高である。この払い諸事情により終会迄待っていただきたい。終会の落札金は25兩となるので大丈夫、このこと承知して頂きありがたい。		原本	状	1	○	85
1539 725	F 2	文化12年12月 (1815年)・亥		借用申金子之事	○沼伏村金子借主:伝藏 ●上湯日村:三郎一	金2分、これは当年の年貢納入に差支え借用、利息は年1割5分、返済期限は来る子年の4月とする。		原本	状	1	○	85
1540 401	F 2	文化12年12月 (1815年)・亥		宮金借用證文之事	○上湯日村宮金借主:甚兵衛、同村證人:八右衛門、甚五郎 ●大井大明神惣氏子衆、御庄屋:三郎一	金5兩、これは我等入用に付き宮金より借用したもの、利息は年1割とし、年々返済、質物は神ヶ道坪の名田で畝田米6俵の地とする。		原本	状	1	○	85
1541 1017	F 2	文化12年12月18日 (1815年)・亥		覚	○下湯日村:又兵衛 ●上湯日村:三郎一	金2兩(内、1兩は4分金にて)、質物を渡し借用する。返済期限は子年の3月晦日とする。		原本	状	1		
1542 794	F 2	文化13年4月 (1816年)・子		預り申宮御普請金證文之事	○上湯日村金子預主:賀助、同村證人:三郎一 ●鎌塚神社御世話人中	宮金3兩1分2朱、これは要用にて借用、利息は年8分、年々12月に返却、又宮普請のある時は何時でも返却する。		原本	状	1	○	85
1543 4	F 2	文化13年 閏8月 (1816年)・子		借用申金子之事	○借主:賀助 ●おのえ	金3兩、これは抛所なき入用に付き借用、利息は年8分とする。		原本	状	1	○	85
1544 781	F 2	文化13年9月2日 (1816年)・子		借用申金子之事	○上湯日村:孫八、後家 ●三郎一	金2分、これは雪隠立替で入用に付き借用、利息は1割半、返済期限は来る丑年12月とする。		原本	状	1	○	85
1545 490	F 2	文化13年9月28日 (1816年)・子		借用申金子之事	○岡田村借主:善藏、同村證人:善五郎 ●上湯日村:三郎一	金5兩、これは抛所なき入用に付き借用、利息は年1割5分、質物は畝田5俵の土地、返済は来る丑年3月とする。		原本	状	1	○	85
1546 271	F 2	文化13年9月 (1816年)・子		差出申一札之事	○切山村庄屋:幸吉、證人:下吉田村:善太 ●上湯日村庄屋:三左衛門	川崎湊の伊兵衛が新造船を仕立てた。その為諸色入用金に困り、掛川様をお願いして金70兩を拝借した。但し来る丑・寅の両年にわたって返済するのが条件。万一伊兵衛が上納差支えの場合、幸吉がその持ち高30石を質に入れる、そのことで上湯日村庄屋には迷惑を掛けないと誓う。		原本	状	1	○	85
1547 1049	F 2	文化13年11月 (1816年)・子		借用申金子證文之事	○下湯日村借主:孫右衛門、證人:久右衛門 ●上湯日村:三郎左衛門	金1兩、これは要用に付き借用、利息は年1割半、質物は3俵の土地、返済期限は元利共に、来る丑年12月とする。		原本	状	1		
1548 1024	F 2	文化13年12月6日 (1816年)・子		借用申金子之事	○下湯日村金子借主:源兵衛、同村證人:文左衛門 ●上湯日村:三郎一	金2分、これは当年の年貢金に困り借用、利息は年1割半、返済は元利共に、来る丑年12月とする。		原本	状	1		
1549 418	F 2	文化13年12月 (1816年)・子		借用申金子之事	○上湯日村借主:助左衛門、同村證人:甚五兵衛 ●同村:三郎一	金2分、これ急に入用に付き借用、利息は年1割半、返済期限は来る丑年12月とする。		原本	状	1		
1550 1840	F 2	文化14年9月12日 (1817年)・丑		譲ルニ売渡大黒講之事	○無尽売主:下湯日村:猶三郎、同所證人:八郎左衛門 ●上湯日村:三郎一	長右衛門大黒講に加入し、1口掛けているが、この掛け講を金2分で売渡す。よって以後当年秋から貴方が掛金する。	蔵分	原本	状	1		
1551 419	F 2	文化14年12月8日 (1817年)・丑		借用申す金子之事	○上湯日村借主:仁右衛門 ●同村:三郎一	金2分、これは当丑年の入用に差支え借用、利息は1割半、質物は名田。		原本	状	1		
1552 1016	F 2	文化15年4月 (1818年)・寅		一札之事	○金谷町:源藏 ●上湯日村:三郎一	金1兩借用する。返金は、1ヶ年金1分宛て、4ヶ年継続する。このように決まったからには相違なく年々返済する。		原本	状	1	○	85
1553 1739	F 2	文化15年4月 (1818年)・寅		一札之事	○畑主:幸助死去に付き金谷町:源藏、内1名(欠) ●上湯日村:三郎一	金1兩2分2朱、これは去る午年に幸助借用、その質物は金谷町内中原の畑(反別欠)、その時の證人が私であった。この度幸助死去に付き、證人の私が金子返済に当たり、当畑を請け戻したく、この件お願い。	蔵分 虫喰いひどく欠損部分も多い。	原本	状	1		

1554 1455	F 2	(文化年間)	六兵衛売地	○なし ●なし	六兵衛の売り地(本田掛川領と石ヶ谷領分)を書付ける。	蔵分	原本	横	1		
1555 1969	F 2	文政元年10月15日 (1818年)・寅	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:次六 ●同村:三郎一	金3分、この度急に入用にて借用、利息は1割5分、返済期限は元利ともに来る12月限りとする。	蔵分	原本	状	1		
1556 420	F 2	文政元年11月9日 (1818年)・寅	覚	○初倉村請人:庄大夫、同 庄助 ●上湯日村:六右衛門	1、6両3分、2、3両1分、以上、藩札金を受取る。		原本	状	1		
1557 480	F 2	文政元年12月 (1818年)・寅	5ヶ年季ニ売渡田地證文之事	○上湯日村田地売主:甚五郎、同村親類證人:八右衛門、同村組頭親類:甚六、同村百姓代:久兵衛 ●同村庄屋:三郎一	下田1反3畝1歩、これは以前貴方から買受けた田地であるが、この度年貢金に困り、この田地を金5両2分で貴方に売渡す。		原本	状	1	○	85
1558 1037	F 2	文政元年12月 (1818年)・寅	借用申金子證文之事	○下湯日村借主:源左衛門、同村證人:源五郎 ●上湯日村:三郎左衛門	金2分、これは当寅年の諸入用に差支え借用、利息は1割半、返済は元利共に、来る卯年の暮れとする。		原本	状			
1559 777	F 2	文政2年9月 (1819年)・卯	借用申金子之事	○上湯日村借主:次七、同村證人:賀助 ●同村:三郎一	亥年借用分2両、卯年の借用分2両、計4両、これは入用金に差支え借用したもの。利息は1割半、返済が滞った場合、家財を売払って返却する。		原本	状	1	○	85
1560 1039	F 2	文政2年12月 (1819年)・卯	借用申金子證文之事	○下湯日村借主:藤五郎、同村證人:藤吉 ●上湯日村:三郎一	金1両、これは当暮れ、原畑少々求めたく、借用したもの。質物は8畝歩の原畑で、利息は年1割半、返済は元利共に、来る辰年4月晦日。		原本	状	1	○	85
1561 484	F 2	文政2年12月 (1819年)・卯	十年季ニ質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入人:伝次郎、同村親類證人:喜助、組頭:久兵衛・甚六 ●同村庄屋:三郎一	下田(新田)3口、この反別合2畝22歩、これは去る文化1年酉年貢金に差支え金子借用した折りの質入地、更に今度抛所なき急入用が到来し借入れ、その増し金分と前借金分とで都合2両1分を受取る。なお質入地は代金返済の折りには返してもらいものとする。		原本	状	1	○	85
1562 734	F 2	文政3年10月 (1820年)・辰	借用申金子之事	○沼伏村借主:惣右衛門、證人:奎兵衛 ●上湯日村:三郎一	金3両(文金)、これは当辰の年貢諸入用に差支え借用、利息は1割半、返済は元利ともに、来る巳11月とする。		原本	状	1	○	85
1563 784	F 2	文政3年12月28日 (1820年)・辰	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:三四郎、同村證人:文次 ●同村:三郎一	金2分、これは当年年貢金に差支え借用、利子は1割半、質物は瀬戸山、返済は元利とも来る3月とする。		原本	状	1	○	85
1564 50	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申金子之事	○沼伏村売主:奎兵衛 ●上湯日村:三郎一	金2分(文金)、これは年貢諸入用に差支え借用する。返済は元利共に、来る巳11月とする。利子の記載はない。		原本	状	1	○	85
1565 42	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申金子之事	○上湯日村借主:賀助 ●同村:三郎一	金1両(江戸御定金)、これは抛所なき入用あり借用する。利息は年1割5分、返済は元利共に、来る巳年12月迄とする。		原本	状	1	○	85
1566 19	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申金子之事	○上湯日村借主:賀助 ●同村:三郎一	金3両(江戸御定金)、これは抛所なき入用に付き借用、利息は年1割半、返済は来る午年12月とする。		原本	状	1	○	85
1567 7	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申金子之事	○上湯日村借主:賀助 ●同村:三郎一	金3分(江戸御定金)、これは抛所なき入用に付き借用、利息は年1割5分、返済は元利共に来る巳年4月とする。		原本	状	1	○	85
1568 1027	F 2	文政4年3月 (1821年)・巳	借用申金子之事	○沢田村借主:又六 ●上湯日村:三郎一	金10両(内6両は巳3月に、4両は巳9月に借用)、これは商売元手金に差支え借用、返済は当巳年より酉年迄の5ヶ年で行なう。		原本	状	1		
1569 782	F 2	文政4年5月9日 (1821年)・巳	借入申金子之事	○上湯日村借主:久四郎、同村證人:半四郎 ●同村:三郎一	金1分2朱、これは田方植え付け、夫食に差支え借用、質物は名田の内から書き入れ、返済は来る午年12月とする。		原本	状	1	○	85
1570 1866	F 2	文政4年7月 (1821年)・巳	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:次右衛門、同村五人組證人:彦左衛門 ●三郎一	金1分、これは家普請のため借用、年利息1割半、質物は建設した家とし、返済は元利共に、来る午4月とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1571 768	F 2	文政4年8月22日 (1821年)・巳	借用申金子之事	○金子借主・上湯日村:平兵衛、同證人:市郎兵衛 ●三郎一	金1分2朱、これは夫食に差支え借用、利息は1割半、返済は、来る12月迄に元利ともに、とする。		原本	状	1	○	85

1572 183	F 2	文政4年9月 (1821年)・巳	譲売渡山地面之事	○上湯日村山地面売主:甚助、同村親類証人:半次郎 ●同村:三郎一	先年貴方(三郎一)より貰い請けた字浅右衛門山の内、大道通りの地30坪を貴方の望みにより金2朱にて譲り渡す。坪付の記載あり。		原本	状	1	○	85
1573 1633	F 2	文政4年11月27日 (1821年)・巳	無尽金借用 文政2年卯10月(表紙)	○次六 ●三郎一	無尽借用金2口、計金1両3分・572文とある。	蔵分	原本	横半	1		
1574 765	F 2	文政5年1月26日 (1822年)・午	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:長助、同村証人:市郎兵衛 ●同村:三郎一	金1両、これは当午年貢金に差支え借用、利息は年1割半、質物は孫八の屋敷田とし、返済は元利共に来る11月限り。		原本	状	1	○	85
1575 417	F 2	文政5年11月18日 (1822年)・午	借用申金子之事	○金子借主・上湯日村:伝次郎、同村証人:又助 ●同村:三郎一	金1分借用する、利息は1割半、返済期限は来る未年の12月。		原本	状	1		
1576 344	F 2	文政5年12月 (1822年)・壬午	証文之事	○近藤官左衛門 ●上湯日村:三郎一	金25両、これ拠所なく借用する。利息は年8分、返済期限は来る未年暮れ。		原本	状	1	○	85
1577 774	F 2	文政6年10月5日 (1823年)・未	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:次六、同所証人:吉蔵 ●上湯日村:三郎一	金1両、これは入用金に差支え借用、利息は年1割半、質物は私の持ち山で善兵衛作敷(作職カ)の瀬戸山1ヶ所とする。返済期限は来る申年9月。		原本	状	1	○	85
1578 1018	F 2	文政6年11月19日 (1823年)・未	覚	○養勝寺 ●上湯日村:三郎市	金4両、これは拠所なく入用に付き借用、返済は貸し主入用の時、いつでもとする。		原本	状	1		
1579 1041	F 2	文政6年12月27日 (1823年)・未	借用申金子之事	○金子借主・下湯日村:源兵衛、上湯日村親類証人:甚右衛門 ●上湯日村:三郎一	金1両2朱、これは当未年の年貢金に差支え借用、利息は年1割半、質物は名田の内から散田米2俵納めの土地、返済は元利ともに戌年迄とする。		原本	状	1		
1580 862	F 2	文政7年正月 (1824年)・甲申	大井明神社金貸出方	○なし ●なし	大井社金というのは、神領の内、七王子に枯れ木1本あり、これを1両2朱で色尾村の孫左衛門に渡す。この金を元手に村方で無尽を開始、徐々に増金して来たもの、そしてこの積み金の利子分のみ村の困難・潰れ家救済・神社修復に使用する。元金には決して手をつけないとする方針で、文化17年貸し方相手を記載している。	調査封筒入り	原本	横半	1		
1581 588	F 2	文政7年4月 (1824年)・申	一札之事	○下湯日村:伝三郎、四郎兵衛 ●上湯日村清重殿無尽御連中	この度玄柏様が川東へ引越されたので、その後の会合で、掛金は私等で引受け掛け継いで行く、このことで念の為一札差し上げ。	通し番号1582と関連	原本	状	1	○	85
1582 587	F 2	4月7日 ・子	(書状)	○下湯日村:四郎兵衛 ●上湯日村:又蔵、御連中、又右衛門	貴方が主権の無尽、すでに落札している当村の玄柏様が去る申年他出(川東)の節、将来玄柏様が無尽の掛け継ぎをしなくなることを危惧して、私に相談があった。伝三郎と私の兩人であとを引き継いでもらいたいとのことであるが、玄柏の落札の経緯も知らないし、又伝三郎も隠人となっていて公には相談できる存在ではない。結局玄柏当人に掛け合ってもらえない、と伝える。	通し番号1581と関連	原本	状	1	○	85
1583 1048	F 2	文政7年12月20日 (1824年)・申	借用申金子之事	○下湯日村借主:武平、請人引受・上湯日村:八右衛門・次六 ●上湯日村:三郎一	金1分2朱、これは拠所なき入用に借用する。利息は年1割半、返済は元利ともに来る子年12月とする。		原本	状	1		
1584 38	F 2	文政7年12月 (1824年)・申	書付之事	○谷口村:喜左衛門 ●上湯日村:三郎一	金6両2朱、これは七太夫殿へ催促されたものであるが、私この七太夫と関わりがあり、双方納得の上、私が金1両ずつ6ヶ年賦にて返済する。		原本	状	1	○	85
1585 775	F 2	文政7年12月 (1824年)・申	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:万三、同村証人:孫兵衛 ●上湯日村:三郎一	金1両、これは病気の為入用に付き借用、利息は年1割半、質物は孫兵衛田地、返済は酉年12月とする。		原本	状	1	○	85
1586 1011	F 2	文政7年12月 (1824年)・申	借用申夫食米之事	○下湯日村米借主:源兵衛、上湯日村証人:甚右衛門 ●上湯日:三郎一	米2俵、但し、4斗1升5合入り、これは私当年暮れに夫食に困り借用、借用期限は来る酉年6月、値段は6月迄の立相場で勘定する。		原本	状	1	○	85
1587 487	F 2	文政7年12月 (1824年)・申	借用申金子之事	○沼伏村金子借主:惣右衛門 ●上湯日村:三郎一	金2両(小判)、これは当申年貢諸入用に困り借用したもの。利息は1割5分、返済は元利ともに、来る酉年11月とする。		原本	状	1	○	85
1588 425	F 2	文政8年正月 (1825年)・酉	借用申米之事	○上湯日村米借主:孫兵衛・清十・伝七、請人:伝兵衛・新五郎 ●同村:三郎一	米12俵、これは夫食に困り借用したもの。返済期日は8月9日、当年正月から6月晦日迄の上り値段の代金にて返済する。7月よりは利息を付けるものとする		原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
1589 503	F 2	文政8年3月 (1825年)・酉		借用申米證文之事	○上湯日村米借主:源藏、外4名 ●同村:三郎一	米16俵(4斗2升入り)、これは源藏外4名の者が夫食高値に困り借用したものの、返済は9月末迄に金子にて行なう。但し7月より1割半の利息を加える。		原本	状	1	○	85
1590 795	F 2	文政8年4月 (1825年)・酉		大黒講落札引請證文	○上湯日村組頭:六兵衛、百姓代:十助、百姓:半四郎、外4名 ●同村:三郎一	金10両、これは色尾村弥五郎大黒講にて貴方が一口落札した取り金。丁度私等地頭所御用金借入方の返済金に差支え困っていた。それでこの落札金を当方が貴い借り方返済出来た。そんなことから当酉秋より終会まで年々この大掛金を百姓等持高に割り当て掛金を掛け続ける。掛け金が滞ることあれば組頭・百姓代持ち地10俵納めの地を貴方に渡す。		原本	状	1	○	85
1591 759	F 2	文政8年6月 (1825年)・酉		借用申金子之事	○上湯日村:庄八 ●同村:三郎一	金1両2朱、これは夫食に困り借用、利息は年1割半、質物は自分持ち山1箇所。返済は元利共に10月迄。	虫喰い少々	原本	状	1	○	85
1592 499	F 2	文政8年9月 (1825年)・酉		借用證文之事	○上湯日村借主:甚六、證人:六兵衛、次六 ●同村:三郎一	金1両、これは諸入用に困り借用、利息は年1割半、返済は来る12月。		原本	状	1		
1593 762	F 2	文政8年11月 (1825年)・酉		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:彦左衛門、證人:次右衛門 ●同村:三郎一	金1分2朱、これ年貢金に差支え借用する。利息は1割5分、質物は梅木田の私名田、返済は来る成年12月とする。		原本	状	1	○	85
1594 397	F 2	文政8年12月 (1825年)・酉		社金預申證文之事	○上湯日村金子預主:甚六、同村證人:八右衛門・六兵衛・次六 ●同村大井社惣氏子中、御庄屋中	金5両、これは大井明神修復金の内より借用したもの、利息は年1割とし、質物は畷田米6俵の地。返済は何時でも要求次第とする。		原本	状	1	○	85
1595 796	F 2	文政8年12月 (1825年)・酉		拝借證文之事	○上湯日村五人組組親:彦左衛門・證人:庄八、外5組連印 ●同村御庄屋中	金20両、これは我等当酉年の年貢米に差支え借用したもの、この本證文については来る成年春に一同で調えることを約す。		原本	状	1	○	85
1596 772	F 2	文政8年12月 (1825年)・酉		借用申金子之事	○上湯日村金子借主:六助、同村證人:伝八 ●同村:三郎一	金1両2朱、これは当酉の年貢金に差支え借用、利息は年1割半、質物は原山1ヶ所とする、返済期限は来る成年12月。		原本	状	1	○	85
1597 1020	F 2	文政9年3月 (1826年)・戌		借用申金子之事	○下湯日村借主:権八、同村證人:九左衛門 ●上湯日村:三郎一	金3分、これは去る酉年の年貢金に困り借用、質物は、自分名田の内、久保田畷散田6斗納めの田地、利息は年1割半、返済期限は来る11月とする。		原本	状	1		
1598 786	F 2	文政9年8月29日 (1826年)・戌		借用金子之事	○上湯日村借主:長助、同村證人:市兵衛 ●同村:三郎一	金2分、これは抛所なき入用に付き借用、質物は向山を入れる、返済は来る12月とする。		原本	状	1	○	85
1599 763	F 2	文政9年10月9日 (1826年)・戌		借用金子之事	○上湯日村借主:仁右衛門、同所證人:伝七 ●同村:三郎一	金2分、これは急入用に付き借用、利息は年1割半、質物は6斗の田地とする。返済期限は来る成年4月。		原本	状	1	○	85
1600 510	F 2	文政9年12月 (1826年)・戌		借用申金子之事	○上湯日村金子借主:孫右衛門、同村證人:久右衛門 ●同村:三郎一	金1両、これは今回母死去に付き、その葬礼金に差支え借用、利子は年1割半、質物は所有地6斗納めの田地・屋敷、返済は来る成年12月。		原本	状	1	○	85
1601 1267	F 2	文政9年12月 (1826年)・戌		拾年季ニ売渡田地證文之事	○上湯日村田地売主:仁平次、同村親類證人:仁右衛門、百姓代久兵衛、組頭:甚六、庄屋:三郎一 ●同村:半平	金3両2分、これは年貢金に差支え借用、質物は久保田の中田1反9畝5歩とする。年数明ければ請け返し出来ることは条件。	蔵分 虫喰い、紙破損	原本	状	1		
1602 178	F 2	文政10年正月 (1827年)・亥		一札之事	○上湯日村当人:甚六、同村證人:八右衛門、外4名、同村組頭久兵衛 ●同村庄屋:三郎一	中田4畝24歩と5畝15歩(分米合1石2斗3升6合)、この田地は天明7年に三郎一から4両で買い請け所持して来たが、今回止むなき理由で三郎一に買い戻してもらい、その代金8両を受取る。以後三郎一の所持となる。		原本	状	1	○	85
1603 1834	F 2	文政10年3月 (1827年)・亥		売渡申畑證文之事	○西深谷村売主:長七、親類證人:文右衛門、百姓代:半左衛門組頭:豊次郎・平十郎 ●同村:万藏	去る成年の年貢に困り、名職中畑4畝19歩(分米4斗6升3合3勺3才で、内2畝15歩は荒地永引き)を、金3分2朱にて10年季で売渡す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1604 780	F 2	文政10年7月 (1827年)・亥		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:甚六、同村證人:甚五郎、外5名、 ●同村:三郎一	この度下湯日村の入作高の未進金を取立てられ、止むなく金12両を貴方から拝借、利息は年1割2分5厘、質物は当村原畑全てとし、返済は来る12月。		原本	状	1	○	85
1605 773	F 2	文政10年8月28日 (1827年)・亥		一札之事	○上湯日村借主:仁右衛門、同證人:仁平次 ●同村:三郎一	金1分、これは私病気で、その薬代に困り借用したもの。返済は来る12月とする。		原本	状	1	○	85

1606 477	F 2	文政10年12月 (1827年)・亥	譲り売渡畑證文之事	○上湯日村畑屋敷売主: 甚六、同親類證人4名、組頭: 久兵衛 ●同村御庄屋: 三郎一	畑・屋敷反別合1畝18歩、これは元三郎一より譲り請けた畑であったが、此の度年貢金に困りこれを金3分で譲り売渡す。		原本	状	1	○	85
1607 779	F 2	文政11年7月 (1828年)・子	相続金預り證文之事	○上湯日村金子預主: 宗作、同村證人: 六兵衛 ●同村甚六殿相続立金御世話人中	金10両、これは甚六相続立金(無尽講)より受取る。返済は定め通り、春秋両度会合の度に1合金2分2朱ずつ終会迄急度掛金積み立てて返す。この質物は、仲田坪の散田米10俵を納める地とする。	通し番号60と関連	原本	状	1	○	85
1608 770	F 2	文政11年8月 (1828年)・子	一札之事	○上湯日村会主: 甚六 ●三郎一	金10両、これは宗作が落札し、この内8両3分2朱を宗作に渡す、残り1両2朱は当村甚五郎・長助・甚六、下湯日村の源次による掛金不足による金額、そこでこの3分2朱を三郎一による立替を頼ったもの。最終的には会主甚六の責任。	通し番号60と関連	原本	状	1	○	85
1609 797	F 2	文政11年12月 (1828年)・子	借用申金子之事	○上湯日村借主: 次六、同村證人: 吉藏・六兵衛 ●上湯日村: 三郎一	金2両1分2朱、これは諸入用金に差支え抱所なく借用、利息は年1割半、質物は私の持ち畑の原、馬立、佐平の3枚、返済は来る丑年12月。		原本	状	1	○	85
1610 474	F 2	文政12年3月 (1829年)・丑	5ヶ年季=売渡原畑證文之事	○畑売主: 下湯日村: 与八、上湯日村親類: 孫右衛門・久右衛門 彦左衛門、同村組頭: 甚六・久兵衛 ●上湯日村: 三郎一	下畑28歩(新畑永荒引)・分米9升3合の地、これはもと貴方(三郎一)より譲り受けた畑だが、今度抱所なき金子急入用に付き、代金1両2分にて貴方に5ヶ年季で売渡す。		原本	状	1	○	85
1611 758	F 2	文政12年3月 (1829年)・丑	借用申金子證文之事	○上湯日村借主: 惣右衛門、同所親類證人: 藤兵衛 ●同所: 三郎一	2両2分、これは私家内病気に付き治療金に困り借用、利息は年1割5分、質物は坪地原畑1ヶ所書き入れる。返済は元利共に丑年10月晦日迄。		原本	状	1	○	85
1612 1025	F 2	文政12年3月 (1829年)・丑	金子證文之事	○下湯日村借主: 孫右衛門、證人: 小平 ●上湯日村: 長太	金2両、これは上納金に困り借用、利息は年1割5分、質物は茶園付き下畑3畝歩、返済期限は寅年4月。		原本	状	1		
1613 1227	F 2	文政12年3月 (1829年)・丑	借用申金子證文之事	○下湯日村借主: 伝助・同村證人: 忠太郎・嘉平 ●上湯日村: 三郎一	金1両、これはこの度の上納金に困り借用、利息は年1割5分、返済は元利共に来る寅年4月、期日迄に返済出来ない場合、弟の忠治郎が貴家に奉公人となる。	蔵分 虫喰い激しい。	原本	状	1		
1614 756	F 2	文政12年6月26日 (1829年)・丑	借用金子之事	○上湯日村借主: 六右衛門 ●同村: 三郎一	金2朱、これは抱所なき急用に付き借用、返済は来る12月とする。		原本	状	1	○	85
1615 771	F 2	文政12年6月 (1829年)・丑	借用申證文之事	○上湯日村借主: 彦左衛門、同村證人: 次右衛門 ●同村: 三郎一	金1分2朱、これは私煩い養生の為に借用、利息は年1割半、質物は屋敷山上木を書き入れ、返済は元利共に来る12月。		原本	状	1	○	85
1616 787	F 2	文政12年7月26日 (1829年)・丑	借用金子之事	○上湯日村借主: 六助、證人: 惣兵衛・伝八 ●同村: 三郎一	金1分2朱、これは私病難続きで借用、質物は源山稲全てとする、返済は来る9月限り。		原本	状	1	○	85
1617 789	F 2	文政12年7月 (1829年)・丑	借用申金子之事	○上湯日金子借主: 長太、同村證人: 六兵衛 ●上湯日村: 三郎一	金2両、これは急入用ができ借用、利息は年1割2分5厘、質物は私の屋敷山全て、返済は元利とも来る11月。		原本	状	1	○	85
1618 22	F 2	文政12年7月 (1829年)・丑	借用金子之事	○なお(女性名)、證人: 六兵衛 ●御本家	金2両、これは私商い仕入の為恩借する、返済は10月とする。		原本	状	1	○	85
1619 54	F 2	文政12年12月 (1829年)・丑	借用申金子之事	○證人: 六兵衛・長太、借主: 三太夫 ●瀧 三郎一	金4両1分2朱、これは当五年の諸賄いに困り借用する、返済は来る寅年4月30日。		原本	状	1	○	85
1620 1856	F 2	文政13年正月 (1830年)・寅	売渡申田地證文之事	○村役人売主: 五右衛門・平十郎、百姓代證人: 半左衛門、五人 組證人: 伝八 ●村: 七太夫	金3分2朱、これは年貢諸入用に付き、上田2畝歩(分米2斗9升4合)を差し上げ金子3分2朱を受取る。	蔵分	原本	状	1	○	85
1621 766	F 2	文政13年正月 (1830年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主: 長吉、同村證人: 六右衛門 ●同村: 三郎一	金2両、これは抱所なき急用に付き借用、利息は年1割5分、質物は坂上原畑2枚入れる、返済は来る11月とする。		原本	状	1	○	85
1622 764	F 2	文政13年正月 (1830年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主: 長吉、同村證人: 六兵衛 ●同村: 三郎一	金2両5分、これは抱所なく急用に付き借用、利息は1割5分、質物は原畑の内1ヶ所書き入れる、返済は元利ともに、来る11月とする。		原本	状	1	○	85
1623 24	F 2	文政13年閏3月 (1830年)・寅	借用申米證文之事	○上湯日村米借主: 甚六、同村證人: 六兵衛 ●三郎一	米1俵、これは私田返し夫食に差支え借用、この代金当月晦日迄に急度返済する		原本	状	1	○	85

1624 14	F 2	文政13年4月 (1830年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主:甚六、同村證人:六兵衛 ●同村:三郎一	金2分、これは抛所なき入用にて借用、利息年1割5分、返済は元利共、来る寅年8月晦日とする。		原本	状	1	○	85
1625 511	F 2	天保元年12月 (1830年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主:又助、同村證人:次六 ●同村:三郎一	金1兩、これは私親類の市郎兵衛の要用に付き借用、利息は年1割半、質物は私所持の畑5枚、返済は来る卯年暮れ迄とする。		原本	状	1	○	85
1626 413	F 2	天保元年12月 (1830年)・寅	借用申金子之事	○上湯日村借主:孫右衛門、同村證人:久右衛門 ●同村:三郎一	金1兩、これは当寅年の年貢金納入に困り借用、質物は2枚の畑、利息は年1割半、返済期限は来る卯年12月。		原本	状	1		
1627 51	F 2	天保2年正月 (1831年)・卯	借用申金子之事	○平尾村:栗田運之進 ●上湯日村:瀧 三郎一	金3兩、これは江戸下り金に差支え借用、返済は元利共に、来る辰年10月とする。利子の記載はない。		原本	状	1	○	35
1628 472	F 2	天保2年12月 (1831年)・卯	請次第=質入申田地證文之事	○上湯日村田地渡主:六右衛門、同村親類:甚六、同村證人:市左衛門、組頭:三太夫・久兵衛 ●同村庄屋:瀧 三郎一	金4兩1分、これは我等卯の年貢に困り借用、質物は神ヶ道の下田8畝24(分米8斗8升)の地(本田)、金子返済の入折りにこの田地請け戻すものとする。		原本	状	1	○	85
1629 488	F 2	天保2年12月 (1831年)・卯	借用申金子之事	○上湯日村借主:円蔵、同村證人:伊左衛門 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これは卯年貢金に差支え借用、利子は年1割半、質物は畑4枚書き入れる。返済は元利共に来る辰年11月とする。		原本	状	1	○	85
1630 55	F 2	天保2年12月 (1831年)・卯	借用申金子之事	○平尾村:栗田運之進 ●上湯日村:瀧 三郎一	金4兩、これは江戸下し金に差支え借用、返済は来る辰年10月とする。		原本	状	1	○	85
1631 393	F 2	天保2年12月 (1831年)	覚	○津嶋 服部乙若太夫 ●瀧 三郎一	金子助成金として借用 感謝、返済は明年・明後年の2ヶ年とする。		原本	状	1		
1632 431	F 2	天保2年12月 (1831年)・卯	借用金子之事	○上湯日村金子借主:彦左衛門、同村請人:甚右衛門 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これは年貢金に困り借用、利息は年1割半、返済は来る辰年12月とする。質物は我ら田地。		原本	状	1		
1633 5	F 2	天保3年正月 (1832年)・辰	拝借金證文之事	○上湯日村金子拝借主:甚六、同村證人:八右衛門・外2名 ●同村御役人衆中	金8兩(去る酉年に拝借分)、内、金2兩(去る寅・卯両年に返上)。これは掛川御会所金の内から拝借、返上は金1兩ずつ当辰より来る酉年迄の6ヶ年で11月定日に上納とする、猶今回改めて質物原の畑5枚を書き入れる。		原本	状	1	○	85
1634 1846	F 2	天保3年正月 (1832年)・辰	売渡申田地證文之事	○当村組頭売主:五左衛門、親類證人:七太夫・順右衛門・伝次郎 ●当村庄屋:平一郎	当卯年の年貢に困り、我ら所持下田2畝12歩(分米2斗4升)を売渡し、代金1兩1分を受取る。この売渡田地の年季は10年とし、金子返済の節請け戻す。	蔵分	原本	状	1	○	85
1635 1026	F 2	天保3年閏11月 (1832)年・辰	借用申金子之事	○長坂三郎右衛門 ●三郎一	金10兩、これ余儀なく借用、返済は明後の午年より返済していく。		原本	状	1	○	85
1636 3	F 2	天保3年12月 (1832年)・辰	願申社金證文之事	○上湯日村社金預主:伊左衛門、同村證人:円蔵 ●同村御役人衆中、神主:石上彦左衛門、同村惣氏子中	金10兩(文字金)、これ当村大井神社修復金の中より借用、田地質取金に差支えた為。質物は田地散田米5俵半納めの土地とし、返金は言付け次第とする。		原本	状	1	○	85
1637 869	F 2	天保3年12月 (1832年)・辰	嶋村儀右衛門講 掛川にて講金請取通	○なし ●なし	講掛金12月14日初回~10回目の金子請取迄を記載する。	調査封筒入り	原本	横半	1		
1638 39	F 2	天保4年正月 (1833年)・辰	證文之事	○中里村:源七 ●上湯日村:三郎市	田地高1石5斗3升4合地を質物として、金2分を借用する。返済は当年暮れ迄とする。	天保4年は辰ではなく巳の年	原本	状	1	○	85
1639 415	F 2	天保4年11月晦日 (1833年)・巳	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:円蔵、同村請人:伊左衛門 ●同村:瀧 三郎一	金3分3朱を年利1割半で借用、理由は当年の年貢納入金として。質物は自分所用の田地全て、返済期限は来る午年12月とする。		原本	状	1		
1640 574	F 2	天保4年12月 (1833年)・巳	差出申一札之事	○初倉村:甚五郎、親類證人:上湯日村:甚六・八右衛門 ●上湯日村御役人衆中	原の下畑2畝12歩、九郎右衛門屋敷添え上畑2畝歩、2口合計分米2斗8升の地、これ代金2兩で上湯日村の甚五郎に質入する。質流れになっても一向にかまわない。何故なら私家族は初倉村に移住し、もう上湯日村への帰住はないから。	通し番号796と関連	原本	状	1	○	85
1641 731	F 2	天保4年12月 (1833年)・巳	借用申金子之事	○上湯日村借主:次郎兵衛、同證人:孫右衛門・久右衛門 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これは当巳年の年貢に差支え借用、利息は年1割半、質物は自分所持の前山全て、返済は来る午年11月とする。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1642 444	F 2	天保5年正月 (1834年)・午		質流に相渡申山證文之事	○上湯日村山主:甚六、同村證人:八左衛門、組頭:三太夫・久兵衛 ●同村:瀧 三郎一	土山1ヶ所(小坂惣左衛門屋敷添山にあり)、これ天明7年、貴方より無料でもらった自分所持地、この度去る巳御年貢金に困り仕方なく金1兩で貴方に渡す。貴方のものになることで、親類・組中何の異論もない。		原本	状	1	○	85
1643 422	F 2	天保5年4月 (1834年)・午		借用申金子證文之事	○下湯日村借主:惣二郎 ●瀧 三郎一	金2分(江戸文字金)借用、午年の上納金に差支えたため。利息は1割半、返済期日は来る12月20日とする。		原本	状	1	○	85
1644 500	F 2	天保5年9月4日 (1834年)・午		借用申金子之事	○上湯日村金子借主:定右衛門、同村請人:久四郎 ●同村:三郎一	金3分借用、夫食に困ったため。年利1割半、この質物は中原の宇忠右衛門畑1枚、返済は来る来々12月とする。		原本	状	1		
1645 1861	F 2	天保5年11月 (1834年)・午		借用申金子之事	○上湯日村借主:次郎兵衛、同村證人:忠右衛門 ●同村:三郎一	金3分3朱、当年の年貢金に困り借用、年利1割5分、質物は原畑を全て、返済は元利共に来る来々12月とする。	蔵分	原本	状	1	○	85
1646 307	F 2	天保5年12月 (1834年)・午		議定一札之事	○下湯日村上組百姓代:藤吉、組頭:伊平・次郎右衛門、兩組庄屋:七太夫 ●上湯日村出作人中	当年迄上湯日村方へ質物として渡している36石1斗3升1合1勺の田畑、これは「請次第に取決め」とあるが、目下私は請け返しが出来ない、それ故に来る来々より辰年迄10ヶ年の間は請返しはしない、と当方関係者間で申し合わせた。またこれ以後の請け返しの件は示談とする。また質取り者が他人に質入することも容認する、と議定取決め。その證文が本書。		原本	状	1	○	85
1647 1839	F 2	天保6年正月 (1835年)・未		売渡申證文之事	○売主:五右衛門、證人:順右衛門、外2名、百姓代:善兵衛 ●欠	当年の年貢に困り、名田:上々田4畝20歩(分米7斗9合9厘)の地を金3分で請け次第に売渡す。これに付き誰も何の異論もない。	蔵分	原本	状	1	○	85
1648 896	F 2	天保6年5月 (1835年)・未		売渡申大黒講證文之事	○上湯日村大黒講掛口売主:甚六、同村證人:八左衛門 ●同村:三郎一	今度入用金に差支え、私が加入していた大黒講の持ち口小掛け7分5厘、これを貴方に売渡す。そしてその代金2兩1分3朱を受取った。当未春会より貴方が掛金を引受け、又この落札に関して私は一切関係なきものとする。		原本	状	1	○	85
1649 495	F 2	天保6年7月17日 (1835年)・未		借用申米證文之事	○上湯日村米借主:伊左衛門・又助・彦左衛門・市郎兵衛・次七 甚助、同村請人:次六・甚右衛門・八三郎・喜助 ●同村:瀧 三郎一	米7俵(但し、4斗2升入り、1俵代金2兩・錢136文)、これ私共飯米に困り借用、返済は来る10月晦日迄とし、金子3兩2分2朱・錢100文を米に替えて払う。日限遅れることがあったら證人が引き受ける。		原本	状	1	○	85
1650 423	F 2	天保6年12月 (1835年)・未		借用申金子之事	○上湯日村金借主:八三郎、同村請人:市兵衛 ●同村:三郎一	金1分2朱、これは今年の年貢金に困り借用、利息は年1割5分、質物は字げんこう田の田地、返済期限は来る申年12月とする。		原本	状	1		
1651 1266	F 2	天保6年12月 (1835年)・未		書添之事	○上湯日村本主:仁平次、同村證人:伊作 ●同村:半平	金2兩、これは従来すでに借用している2兩の外に、更に増金してこの度借用したもの、この質物は大久保の中田1反9畝5歩の田で、請返し出来るものとする	蔵分	原本	状	1		
1652 769	F 2	天保7年2月 (1836年)・未		一札之事	○上湯日村百姓:市左衛門 ●同村庄屋:良助	金2兩3分、これ貴方に貸してあった金子、これ去る午年迄に全額受取る。それで證文を返すべきところ見つからず、本状にかえる。		原本	状	1	○	85
1653 965	F 2	天保7年3月 (1836年)・申		売渡申山屋證文之事	○上湯日村:仁右衛門・次七、五人組:彦左衛門・又助 ●同村御役人兼中	土山縦長69間(横幅2間づつ)、この内、42間の売主は次七部分、27間の売主は仁左衛門分、これを地代金合3分・錢360文で売渡す。というのも村の新道を切り開く為で、当村通用路ともなるので異論はない。		原本	状	1	○	85
1654 735	F 2	天保7年12月5日 (1836年)・申		小作御年貢米借用之事	○下湯日村当人:甚右衛門 ●上湯日村:三郎一	米2俵(但し4斗1升入り)、これは当申年我等小作人、その小作年貢米を納入するところ、この2俵、抛所なく夫食にしてしまう。この分貴方にお願ひ出来る酉の春迄借用する。返納は当申から来る酉春迄の相場にて代金に替えて支払う。		原本	状	1	○	85
1655 30	F 2	天保7年12月29日 (1836年)・申		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:六兵衛、同村證人:忠助 ●同村:三郎一	金1兩、これは急入用に付き借用、年利1割半、質物は自分所有の向山1ヶ所を入れる、返済期限は元利共に、来る酉年の4月。		原本	状	1	○	85
1656 450	F 2	天保7年12月 (1836年)・申		質流ニ相渡山證文之事	○上湯日村山主:甚六、同村親類請人:八右衛門、同村請人:六右衛門・六兵衛、組頭:三太夫 ●同村庄屋:三郎一	船山の土山(木立共に)1ヶ所、これは当申年の年貢上納金に困り質流れに渡しその地代金として3兩1分3朱を受取る。以後三郎一の持ち山に相違なく、このことでだれも異論を挟むものはない。		原本	状	1	○	85

1657 502	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子之證文	○上湯日村金子借主:市左衛門、同村請人:長右衛門 ●同村:三郎一	金2分、これは当申の年貢納入の為に借用、年利1割半、質物は神ヶ屋敷下6斗の畑、返済期日は元利共に来る酉年12月。		原本	状	1		
1658 509	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:新次郎、證人:庄八・次七・彦左衛門 ●同村:三郎一	金2分2朱、これは当年貢納入に困り借用、年利1割5分、返済期日は元利共に、来る9月迄とする。		原本	状	1		
1659 788	F 2	天保8年正月 (1837年)・酉	預り申松林寺修覆金證文之事	○谷口村借主:喜左衛門、組頭:九郎兵衛、名主:七大夫 ●上湯日村松林寺、同村御役人中、同惣旦那中	金20両、これは松林寺の修覆金を借用したもの、年利1割1分、質物は田畑合高2石5斗8升1合余の地で、散田米12俵1斗2升2合余を入れる。返済期限は来る11月とする。		原本	状	1	○	85
1660 516	F 2	天保8年2月 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村借主:甚六、同證人:三大夫・六兵衛 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これは無利息で借用、その理由は、私方大困窮にて家内夫食もなく、今迄も貴殿より御厚恩にあずかっているが今回特に酷しく、結局俸1俵買入れのためこの金子を借用する。質物は私持高の原畑とする。返済できない場合は娘のゆたを下女に出す。	虫喰い若干あり	原本	状	1	○	85
1661 799	F 2	天保8年2月 (1837年)・酉	預り申松林寺修覆金證文之事	○谷口村借主:喜左衛門、組頭:九郎兵衛、名主:七大夫 ●上湯日村松林寺、同村御役人中、同惣旦那中	金30両、これ松林寺修覆金より借用、年利1割1分、質物は初倉在の新田の内から田畑合5石(散田米21俵余)の地、返済は元利共来る11月とする。		原本	状	1	○	85
1662 179	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	質流ニ相渡申山證文之事	○上湯日村山主:庄右衛門、同村五人組惣代證人:源藏、外1名 同村組頭:三大夫、同甚六 ●同村:三郎一	地代金2分2朱にて、弥陀沢山の土山1ヶ所(境界略)を質流れに渡す。理由は去る申年の年貢金に差支えた為。		原本	状	1	○	85
1663 439	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	借入金之事	○上湯日村金子借主:庄八、同村請人:伝八 ●同村:三郎一	金2分、これは家内夫食に困り借用、年利1割半、質物は瀬戸山の屋敷全部、返済期日は元利共に、来る12月とする。		原本	状	1		
1664 485	F 2	天保8年5月 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村借主:次郎兵衛、同請人:忠右衛門 ●同村:瀧 三郎一	金1分(3月・5月の2回分)、これは病気に付き夫食に困り借用、年利1割半、質物は原宮の上畑。返済日は来る10日。		原本	状	1		
1665 1867	F 2	天保8年6月 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:仁平次、同村證人:平八・伝七 ●同村:瀧 三郎一	金1兩2朱、これは自分頼みに付き養生のために借用、年利1割半、質物は田地喜三郎下の散田を書き入れ、返済は元利共に12月とする。	蔵分	原本	状	1		
1666 514	F 2	天保8年10月 (1837年)・酉	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:文次、同村證人:伝八 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これ当酉年の夏以来困窮つり夫食代金支払いに困り借用、年利1割5分、質物は自分所持の屋敷山1ヶ所、返済は来る戌年4月とする。		原本	状	1	○	85
1667 504	F 2	天保8年10月 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:平八、同村請人:伝七 ●同村:瀧 三郎一	金2兩、これは急入用事が生じて借用、年利1割5分、質物は字堂ヶ谷口の各田の散田米3俵とする。		原本	状	1		
1668 747	F 2	天保8年11月28日 (1837年)・酉	借用申金子證文之事	○上湯日村借主:彦左衛門、外5名、同村證人:次七、外6名 ●同村:瀧 三郎一	金20兩、この酉年は稀なる難渋に付き、公金が下される迄の間借する。利息は月1割のつもり。		原本	状	1	○	85
1669 414	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	請取申一札之事	○上湯日村金子請取主:三大夫、同村證人:彦左衛門・喜助 ●同村:瀧 三郎一	金2兩(但し年利1割2分5厘)、利金3分(3ヶ年利息)、計金2兩3分、これは我が心がけてこの金子を貴殿に預けておいたが、当酉年元利共に上記の通り受取る。		原本	状	1	○	85
1670 189	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	質流ニ相渡田地證文之事	○上湯日村田地本主:八三郎、同村親類證人:源藏・甚助、組頭 三大夫・甚六 ●同村庄屋:三郎一	蔵下の下田20歩(分米6升7合)の新田、これは去る亥年に年貢金に困り金子借用し、今年その季明けになるが、證文改めて質流れに渡し、地代金書面の通り受取る。以後貴殿の持ち地として当方だれも異存はない。		原本	状	1	○	85
1671 515	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村金子借主:孫右衛門、同村證人:久右衛門 ●同村:瀧 三郎一	金4兩、これは当夏以来困窮し夫食に困り借用、年利1割半、質物は自分持ち山の地面1ヶ所(私家の裏通りにあり)、返済は来る戌年の暮れ迄とする。		原本	状	1	○	85
1672 424	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:源藏、同村證人:甚助 ●同村:瀧 三郎一	金2分、これは当夏以来夫食を借用しているが、その返済金に困り、その払い金として借用、年利1割半、質物は原中原畑・茶園付き1枚、返済は戌12月。		原本	状	1		
1673 496	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:市左衛門、同村證人:源藏 ●同村:瀧 三郎一	金2兩1分、これ当酉年の年貢金納入の為に借用、年利1割半、質物は、散田米6斗納めの田地とする。		原本	状	1		

1674 1870	F 2	天保8年11月 (1837年)・酉	請次第=質入申原畑證文之事	○上湯日村畑質入主:甚六、同村親類證人:六右衛門、組頭:三太夫、庄屋:瀧 三郎一 ●下湯日村:伝五郎	金6兩、これは当年貢金に困り借用、質物はおき原下畑3畝9歩(新畑3枚)・この分米1斗6升5合の地とする。	蔵分	原本	状	1		
1675 187	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	質流相渡荒畑林證文之事	○上湯日村荒畑林本主:治七、同村證人:治六・吉蔵、組頭:三太夫・甚六、 ●同村:三郎一	年貢上納に困り、下原長居荒畑林2枚を渡し、地代金2分を受取る。以後貴殿の持ち地として誰も異存はない。		原本	状	1	○	85
1676 955	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	覚(田地請け返し添書手形)	○上湯日村:三郎一 ●なし	上田(1反8畝歩)、下田(3畝15歩)、この2口の市郎平の田地を、文化8年下湯日村の七左衛門より6兩で買受る(但し請け返し可能)。しかしこの度市郎平の後継庄兵衛代庄太夫が請け返しを申し出たのでこの地を渡す。その證文。		原本	状	1	○	85
1677 452	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	質流=相渡ス土山證文之事	○上湯日村山渡主:次七、同村證人:次六・吉蔵、組頭:三太夫 同断:甚六 ●同村:三郎一	弥陀沢山の土山(木立共に)1カ所、この私の持ち地を、当百年の年貢金に困り抛所なく貴方に質流れに渡し、その地代金3分を受取る。		原本	状	1	○	85
1678 1848	F 2	天保8年 (1837年)・酉	売渡申田地證文之事	○売主:五右衛門、親類證人:七太夫・宇吉・順右衛門、百姓代善兵衛 ●平七郎	この度当酉の年貢に困り、中田2畝26歩(分米3斗7升2合6勺)を代金1兩にて来る成年より10年季で売渡す。年季明ければ貴方の名田としてよい。	蔵分	原本	状	1	○	85
1679 1860	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:藤右衛門、同村證人:惣右衛門:藤兵衛 ●同村:瀧 三郎一	金1兩2分3朱、これは年貢納入の為借用、利息は年1割半、質物は原畑の地全部とする。返済期限は元利共に成年の4月。	蔵分	原本	状	1		
1680 1	F 2	天保9年2月20日 (1838年)・戌	借用申金子之事	○栗田主膳、同運之進 ●瀧 三郎一	金5兩、これは先年借出した金金額であるが、当用にて返済できず延年とし、この度證文を改め、1ヶ年5分の利息で3年間の借用とする。このように決めたらには明後子年の12月晦日限り必ず返済する。		原本	状	1	○	85
1681 513	F 2	天保9年4月8日 (1838年)・戌	覚	○三俣 ぶり草:与十 ●湯日村:瀧 三郎一	金1兩借用、質物は目貫一具(但し、形は三番雙、後藤祐乗作)、利息は1割半返済は来る5月とする。		原本	状	1	○	85
1682 36	F 2	天保9年6月晦日 (1838年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村金借主:次郎兵衛後家、親類證人:忠右衛門・市郎兵衛、五人組引請人:孫右衛門・弥七 ●同村:瀧 三郎一	元金4兩3分1朱、これは当村次郎兵衛が去る午・申年兩年に、年貢金の為に借用した金子。ところがこの次郎兵衛が死去、それでこの借金返済は来る丑年迄の4年間延引を願うその結果許される。また無利子の取り計らいとなる。質物は次郎兵衛宅前の萱山1ヶ所を書き入れる。		原本	状	1	○	85
1683 427	F 2	天保9年12月29日 (1838年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村甚六分借主:六兵衛、同三太夫 ●同村:瀧 三郎一	金3分2朱、これは我らやむなく入用に付き借用、利息は年1割5分、返済日は来る亥年の3月晦日とする。		原本	状	1		
1684 443	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	質流=相渡土山證文之事	○上湯日村山渡主:仁左衛門後家、同村證人:伊左衛門 外2人、組頭:三太夫・甚六 ●同村:三郎一	向山に存する土山(上木杉、雑木共に1ヶ所)、これは私の持ち山であるが成年の年貢金に差支えやむなく貴方へ質流れに渡し、その代金7兩を受取る。以後貴方の持山として、当方では何の異論もない。		原本	状	1	○	85
1685 13	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	預り申金子證文之事	○上湯日村金子預主:久作・藤兵衛・三四郎:文次 ●同村御役人中	金2兩、これは当村一坂軒・原坂新道の助成金の内金で、これをこの今度我等が預かった。利息は1割5分、利息は年々村の役場へ納め、急度積立證文を切替えることを約す。		原本	状	1	○	85
1686 433	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主:弥七、同村請人:甚五兵衛 ●同村:瀧 三郎一	金1兩、これは成年貢に困り借用、利息は年1割5分、質物は下田地全部、返済は来る亥年の11月とする。		原本	状	1		
1687 447	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	質流=相渡藪地證文之事	○上湯日村渡主:仁左衛門後家、同村證人:伊左衛門・甚右衛門 又助、同村組頭:三太夫・甚六 ●同村:三郎一	伝八本屋敷下の竹藪地 1ヶ所、これは当暮れの入用金に困り金1分で質流にて渡す。		原本	状	1		
1688 1186	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	借用申金子之事	○駿州:瀧文卿、證人:定右衛門 ●瀧 三郎一	金1兩借用、返済は元利共に、来る3月中とする。外に、瀧文卿の名前のある紙切れあり。	蔵分	原本	綴り	1		
1689 392	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	預り申松林寺祠堂金證文之事	○上湯日村金借主:又助、同村親類證人:市郎兵衛、外1名 ●同村松林寺 当村御役人中・惣旦那	金2兩2分、これは当村祐部座頭の祠堂金として、寛政3年松林寺に納めたが、今度私が借用。年利1割、質物は仲原の市郎兵衛畑3枚、茶園付きの場所とする		原本	状	1	○	85
1690 889	F 2	天保11年10月 (1840年)・子	覚	○上湯日村:藤兵衛、同村:久兵衛 ●同村:瀧 三郎一	・金24兩3分・永24文3分2厘、4月のお下し金、・金24兩3分・永24文3分28厘、10月のお下し金、この積立金受取る。		原本	状	1	○	85

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形態	数量	撮影	箱 番号
1691 1939	F 2	天保12年2月 (1841年)・丑		書添之事	○上湯日村原質入人:甚六、組頭:三太夫 ●伝五郎	金2分、これはおき原両増し金分として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1692 507	F 2	天保12年12月 (1841年)・丑		借用申御用金證文之事	○上湯日村借主:六兵衛、同村證人:百姓代:忠助 ●同村:瀧 三郎一	金2兩、これは地頭所からご用金を仰せ付けられ貴殿より借用して納める。利息1割半、返済期限は来る寅年11月とする。		原本	状	1		
1693 434	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅		借用申金子之事	○馬指(金谷):元八・長蔵・銀次郎 ●瀧 三郎一	金1兩2分、これは我ら当暮れの諸入用に困り借用、返済は来る4月中とする。		原本	状	1		
1694 1141	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅		借用申金子證文之事	○嶋田宿口入:茂吉、親類證人:太助、辨屋借主:治郎右衛門 ●湯日村:瀧 三郎一	金33兩を借用、利息は年1割2分、質物は自分所有の名田、返済は当20日限りとする。	蔵分 虫喰い目立つ	原本	状	1		
1695 1790	F 2	天保14年12月 (1843年)・卯		覚	○掛川笠屋町:多蔵 ●上湯日村:瀧 三郎一	金3兩借用、年利1割2分、この質物として大小1ふり、ふさの鞆、返済は来る辰年3月までとする。	蔵分	原本	状	1		
1696 519	F 2	天保15年正月 (1844年)・辰		借用申金子之事	○借主:元八・長兵衛・銀次郎 ●湯日村御庄屋:三郎市	金1兩2分、これはやむなき入用に借用する。返済は元利共に当4月限りとする。		原本	状	1		
1697 879	F 2	天保15年12月29日 (1844年)・辰		一札之事	○金子請取主:三太夫 ●三郎一	金3兩2分、これは下湯日村の善次郎二反田の代金で、この度請け返すことになる。證文も返還願ひ、またこの金子私方へもらいたい。		原本	状	1	○	85
1698 748	F 2	天保15年12月 (1844年)・辰		借用申金子之事	○上湯日村借主:長助、同村證人:久助・吉蔵 ●同村:三郎左衛門	金1兩、これは抛所なき要用に付き借用、利息は月1割2分5厘、質物は雑木山1ヶ所、返済は元利共に来る巳年4月とする。		原本	状	1	○	85
1699 27	F 2	弘化2年7月10日 (1845年)・巳		借用申金子證文之事	○下吉田村借主:野中久兵衛 ●上湯日村:瀧 三郎一	金1兩、これは抛所なき要用に付き借用、返済は元利とも当巳年12月とする。		原本	状	1	○	85
1700 1845	F 2	弘化2年11月 (1845年)・巳		請次第ニ質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入人:甚六、同村證人:六右衛門、組頭:三太夫 ●上湯日村:三郎一	田畑4口反別計1反7畝12歩は当巳の年貢金に困り、貴殿に請け次第に質入し金13兩を借用する。	蔵分	原本	状	1	○	85
1701 186	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		質流ニ相渡山證文之事	○上湯日村山主:次六、相続人分家:次七、同親類外證人2名、組頭:三太夫・甚六 ●同村庄屋本家:三郎左衛門	瀬戸山の土山1ヶ所、これは次六の持山であったが、年貢収入の為に貴殿に7兩2分に売渡す。このことに付き当方は全く異論はない。		原本	状	1	○	85
1702 739	F 2	弘化2年12月 (1845年)・乙巳		借用申金子之事	○横田弥助 ●三郎左衛門	金5兩借用、返済は元利共に、来る午年12月とする。文末に、抵当物件として白翰脇差を記載する。		原本	状	1	○	85
1703 451	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		質流ニ相渡山畑證文之事	○上湯日村借主:円蔵、引請人:伊左衛門、證人:彦左衛門・甚右衛門、組頭:三太夫・甚六、庄屋:三郎左衛門、 ●同村:仁左衛門	・土山1ヶ所、上畑2畝歩、これは当巳の年貢に差支え質流れに貴方に渡し、その地代金2兩を受取る。		原本	状	1	○	85
1704 751	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		借用申金子之事	○岡田村借主・庄屋:権右衛門、組頭・證人:榮蔵、百姓代・證人:長三郎 ●上湯日村:三郎一	金10兩、これは村方取決金に困り借用、年利1割2分5厘、質物は名田の内、散田8俵を書き入れる。返済は元利ともに、来る午12月とする。		原本	状	1	○	85
1705 421	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		借用申金子證文之事	○上湯日村借主:弥七、證人:甚五兵衛 ●瀧 三郎一	金4兩、これ要用に付き借用、利息は年1割5分、質物は真木沢山の持山1ヶ所返済期日は来る午年12月20日とする。		原本	状	1		
1706 1170	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		覚	○八幡嶋新田:孫次郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金20兩、これは60兩立替えの内金として受取る。	蔵分	原本	状	1		
1707 1269	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳		田畑山林證文扣 上湯日村	○略 ●略	10年季質入、質流れ證文、質入證文等の田地證文の一紙文書をひとつに綴じ込む。その年代は、文化11年(1)、12年(2)、天保2年(1)、4年(1)、7年(1)、9年(1)、10年(1)、12年(2)、弘化1年(1)、2年(16)、計27枚を綴じ込む。	蔵分	原本	状の綴り	1		

1708 1253	F 2	弘化3年3月 (1846年)・午	大黒講掛金請取通	○島村会主：儀八 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	午年から亥年迄の掛金受け取り額を記載する、年2回の3両ずつが多い。	蔵分	原本	横半	1		
1709 1028	F 2	弘化3年3月 (1846年)・丙午	借用申金子之事	○横田弥助 ●瀧 三郎左衛門	金3両を借用、返済は12月、元利共に皆済とする。		原本	状	1		
1710 1132	F 2	弘化3年7月 (1846年)・丙午	借用申金子之事	○掛川肴町郷宿借用主：与次右衛門、同町親類証人：乙吉 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金10両、利息 月1割、これは渡世向きに困り借用、返済は来る12月25日請負村方勘定の節、元利共に皆済するものとする。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1		
1711 1265	F 2	弘化3年12月 (1846年)・午	田畑山林證文扣 上湯日村	○略 ●略	「請次第に質入田地證文」(10年季が多い)の表題で全て一紙文書、これを一 つに綴じ込んだもの。年代は、享和元年(1)、文化11年(1)、12年(1) 、14年(1)、文政7年(1)、8年(1)、13年(1)、天保3(1) 6年(2)、8年(2)、10年(1)、11年(1)、弘化元(1)、2年(1) 、3年(11)で、枚数合計27枚。	蔵分	原本	状の綴り	1		
1712 707	F 2	弘化4年4月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上湯日村借主：伊左衛門、同証人：仁左衛門・甚助 ●同村：三郎左衛門	金9両、これは年貢金に困り借用、年利1割5分、質物は原畑全部、梅の木田山1ヶ所とする。返済は来る12月20日限り。		原本	状	1		
1713 1166	F 2	弘化4年11月11日 (1847年)・未	覚	○瀧 三郎一 ●同 三郎左衛門	金236両、これを渡す。	蔵分	原本	状	1		
1714 1165	F 2	弘化4年11月11日 (1847年)・未	覚	○瀧 三郎左衛門維成 ●なし	金636両、この内訳、貸金475両2分、御下金58両、利金36両3分2朱有金65両2分、以上のように譲り請け、受取る。	蔵分	原本	状	1		
1715 501	F 2	弘化4年11月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○不公儀(吹木)借主：半左衛門、証人：六右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金2両2分、当去年貢上納のため借用する。質物は無尺金とする。返済は、無尺の落札次第とする。		原本	状	1		
1716 730	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上湯日村借主：長太、組合証人：市左衛門、証人：六右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金1両、これは年貢上納に困り借用、質物は原の田2枚とし、返済は元利共に、来る申年11月20日限りとする。		原本	状	1	○	85
1717 498	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上湯日村借主：次郎兵衛、同証人：孫右衛門 ●同村：三郎左衛門	金2両、これは抛所なく借用、利息は年1割5分、質物は原の畑、返済は来る申年の12月20日とする。		原本	状	1		
1718 1271	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	田畑売買帳 上湯日村	○略 ●略	「請次第に質入田地證文」等の田地證文を綴じ込む。その年代は、文化7年(1)、9年(1)、12年(1)、文政元年(1)、2年(1)、12年(1)、天保5年(1)、6年(1)、7年(1)、8年(5)、12年(1)、弘化4年(9)、その枚数合計24枚の一紙文書を一括綴じ込む。	蔵分	原本	状の綴り	1		
1719 1270	F 2	嘉永元年12月 (1848年)・申	田畑證文扣	○略 ●略	「請次第に質入田地證文」等、田地證文の一紙文書を綴じ込む。その年代は、文化11年(1)14年(1)、文政5年(1)、11年(1)、天保2年(2)4年(1)、9年(1)、10年(2)、13年(1)、弘化元年(1)、2年(1)嘉永元年(12)、と計25枚の一紙文書を一括綴じ込む。	蔵分	原本	状の綴り	1		
1720 704	F 2	嘉永2年2月28日 (1849年)・酉	借用申金子之事	○掛川郷宿一番町：與治右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金10両借用、家業向きにて抛所なく要用のため借用、利息は年1割、返済は当年12月25日、諸村方の勘定をもって元利共に皆済する。		原本	状	1	○	85
1721 1924	F 2	嘉永2年7月 (1849年)・酉	差出申一札之事	○下平川：甚蔵、親類：作兵衛 ●上湯日村：三郎左衛門	去る申年、貴方に金子立替をしていたが、その金子全て受領する。 ※金子額の記載なし。	蔵分	原本	状	1		
1722 460	F 2	嘉永2年9月 (1849年)・酉	拾年季質入申田地證文之事	○下湯日村田地質入主：七太夫、請人：清七、組頭：庄太夫・文五郎 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	上田3畝8歩、下々田4畝歩、中田4反6畝16歩、これは抛所なく入用金に困り、10年季に質入し、代金112両を借用。		原本	状	1	○	85
1723 455	F 2	嘉永2年9月 (1849年)・酉	拾年季質入申田地證文之事	○下湯日村田地山質入主：七太夫、請人：清七、組頭：庄太夫・文五郎 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	字2の坪下田2反4畝、山1ヶ所、これは抛所なき理由により10年季質入、代金70両を受取る。年貢諸役は質取り主が納入する。		原本	状	1	○	85
1724 957	F 2	嘉永2年9月 (1849年)・酉	拾年季質入申田地證文之事	○下湯日村質入主：七太夫、証人：清七、組頭：庄太夫・文五郎 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	上田1町2反2畝歩(本田)、下田6反2畝20歩(新田)、これは入用金に差支え10年季に質入し、代金418両を受取る。		原本	状	1	○	85

1725 956	F 2	嘉永2年9月 (1849年)・酉	拾年季=質入申原畑證文之事	○下湯日村畑山質入主:七太夫、證人:清七、組頭:庄太夫・文五郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	中畑3反5畝8歩の本田と茶木付きの畑と山1カ所を、抛所なき入用により68兩にて10年季に売渡す。		原本	状	1	○	85
1726 456	F 2	嘉永2年9月 (1849年)・酉	拾年季質入申田地證文之事	○下湯日村田地質入主:七太夫、證人:清七、組頭:庄太夫・文五郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	下田5畝16歩、中田1反4畝歩を代金54兩で10年季に質入し、その代金受取る。この田地の年貢諸役は質取り主が勤める。		原本	状	1		
1727 1653	F 2	嘉永3年3月 (1850年)・戌	田畑證文扣 上湯日村	○略 ●略	請け次第に質入田畑證文11通(扣)を一括綴じ込む。	蔵分、虫喰い進行し、紙ボロボロ。	原本	綴り	1		
1728 1869	F 2	嘉永3年5月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村借主:丹次、同證人:弥左衛門 ●瀧 三郎左衛門	金20兩、これは抛所なき入用に付き借用する。利息は1割5分とする。担保、期限の記載なし。	蔵分	原本	状	1	○	85
1729 1788	F 2	嘉永3年7月 (1850年)・戌	預り切手借用證文之事	○上湯日村借主:六左衛門、同村證人:親類:甚六 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	切手50俵42入書付1状、この切手、要用に付き借用、返済は成年9月20日限り、万一滞る場合、先方からの米津出しに余分が生じたとしても貴殿に苦勞はかけない。	蔵分	原本	状	1		
1730 1971	F 2	嘉永3年9月 (1850年)・戌	借用申金子之事	○白羽村社領庄屋・借主:四郎兵衛、同證人:小左衛門、組頭:市郎左衛門 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金20兩、これは要用に付き借用、利息は年1割、質物は御社領地山の奥の坪中田高1石2斗の地、返済は来る亥の12月20日とする。	蔵分	原本	状	1		
1731 744	F 2	嘉永3年10月 (1850年)・戌	一札之事	○牛尾村:宗四郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	この度抛所なき金子入用に付き、あなた預かりの切手3通を、来る11月迄借用する。金子調え次第早々に請け戻しお返す。		原本	状	1	○	85
1732 724	F 2	嘉永3年10月 (1850年)・戌	覚	○金谷:万助 ●瀧 三郎左衛門	金3兩借用、返済は当年12月迄とする。		原本	状	1	○	85
1733 426	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村借主:八三郎、證人:甚助・市郎兵衛、親類:又助 ●同村:瀧 三郎左衛門	金5兩、年貢米納入に困り借用、無利息で10ヶ年割済勘定とする。つまり年に2分ずつの返済を約す。		原本	状	1	○	85
1734 741	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○牛尾村:宗四郎 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	金30兩、これは抛所なき入用にて借用、返済は元利共に来る亥9月限りとする		原本	状	1	○	85
1735 721	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	借用申金子之事	○上湯日村借主:久兵衛、同所證人:久作・藤兵衛・弥左衛門 ●上湯日村御役人中	金60兩、これは賄い金に差支え、三栗屋方にて貴方に頼み借用したもの。返済は11月20日、年々割済にて返済して行く。		原本	状	1	○	85
1736 184	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	田地證文之事	○上湯日村田地渡し主:久兵衛、證人親類:久作・弥左衛門・藤兵衛、組頭:三太夫・八郎一 ●上湯日村:瀧 三郎左衛門	芝田の下田5畝15歩、この地、抛所なきこと出来て貴方に返し、代金25兩を受取る。この田地の年貢諸入用は貴方が勤める。このことで当方は異論なし。		原本	状	1	○	85
1737 728	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	證文之事	○上湯日村当人:三太夫 ●下湯日村:与七	金7兩、これは抛所なく借用、その質物として、上湯日村字小坂坪3俵1斗納めの田地、下湯日村字道下坪2俵半納めの田地、しかしこの田地当方で賄い年貢諸入用を勤め、年々米7斗宛て貴方に納め返す形をとる。		原本	状	1	○	85
1738 459	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	質流=売渡土山證文之事	○上湯日村山売主:仙左衛門、證人:彦左衛門・甚助、百姓代:久兵衛、組頭:三太夫・八郎一 ●瀧 三郎左衛門	土山1ヶ所、これは当年貢に差支え、貴方に質流れに売渡し、代金6兩2分を受取る。こうなった以上この山は貴方のもの。		原本	状	1	○	85
1739 469	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	質流=相渡土山證文之事	○上湯日村山渡主:長助、親類:伊左衛門、證人:吉藏・久助、組頭:三太夫・八郎一 ●同村:瀧 三郎左衛門	字向山の土山1カ所、これは当歳の年貢や諸借金に困り貴方に渡し、金5兩3分を受取る。かくなる上はこの山は貴方の持ち山。		原本	状	1	○	85
1740 482	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	荒畑質流=売渡證文之事	○上湯日村畑売主:源藏、證人:甚右衛門・甚助、組頭:三太夫・八郎一 ●瀧 三郎左衛門	字坂上の林畑5畝全て、これは当年貢金に困り、書面の林畑を貴方に質流れに渡し、代金1兩2分を受取る。このことで異論はなし。		原本	状	1	○	85
1741 1185	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	請次第=質入申田畑山林證文之事	○上湯日村当人:六右衛門、證人:伝六、甚助 ●金谷川原町西村原:藤七	土山7ヶ所、代金81兩、屋敷・下田・下畑と共に、分米合計2石4斗6升7合7勺、この代金130兩、以上請け次第に質入。	蔵分	原本	綴り	1	○	85
1742 278	F 2	嘉永4年正月 (1851年)・辛亥	覚	○秋山十学、證人:高林七郎右衛門 ●なし	金1兩、抛所なき入用に付き借用する。返済は利息共に当2月とし、皆済を約す		原本	状	1	○	85